アクサ生命

2021.11

特別勘定のしおり

ユニット・リンク保険（有期型）／ユニット・リンク保険（定期型）
ユニット・リンク介護保険（終身移行型）

この特別勘定のしおりは、「ユニット・リンク保険（有期型）」「ユニット・リンク保険（定期型）」「ユニット・リンク介護保険（終身移行型）」の特別勘定資産の運用に関するご理解を深めていただく為に作成したものです。
特別勘定の基本運用方針、運用リスク等のご契約に伴う大切なことがらを記載しておりますので、お客様におかれましては本文を十分ご確認のうえご契約をお申込みくださいますようお願い申し上げます。
また、お申込みの際は、あわせて「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「リファレンスブックまたはパンフレット」を必ずご覧ください。

■ご契約の際に必ずご留意いただきたい事項

- 投資リスクについて
  特別勘定資産の運用は一定の収益を期待できますが、一方で株式および公社債の価格変動と為替変動等に伴う投資リスクも負うことになり、払いもどし金額や満期保険金額などが払込保険料総額を下回る場合があります。
- 自己責任の原則について
  特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、資産運用の結果とリスクが全て保険契約者に帰属することになります。
  当冊子に記載されるいかなる内容も、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※この「特別勘定のしおり」に記載されている情報は、当社および投資信託の運用会社により開示される情報を当社が提供するものです。投資信託の運用会社より開示される内容について当社は一切責任を負いません。
※この「特別勘定のしおり」に記載されている運用状況、財務諸表および投資信託の現況に関する内容は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。
※この「特別勘定のしおり」に記載されている各表にある時価合計、投資比率、純資産総額等はそれぞれの項目を四捨五入していますので小計、合計等と合致しないことがあります。
※この「特別勘定のしおり」は、2021 年 6 月現在で入手可能な情報に基づいて作成しておりますが、将来変更されることがあります。

目　次

特別勘定のしおり

ページ

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

特別勘定名　「安定成長バランス型」……6
特別勘定名　「積極運用バランス型」……16
「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託
（特別勘定で組入れる投資信託）に関する詳細内容……26
特別勘定名　「日本株式型」……58
特別勘定名　「日本株式プラス型」……74
特別勘定名　「外国株式プラス型」……92
特別勘定名　「世界株式プラス型」……114
特別勘定名　「新興国株式型」……128
特別勘定名　「世界債券プラス型」……146
特別勘定名　「オーストラリア債券型」……166
特別勘定名　「金融市場型」……184

【資産の運用に関する重要な事項】

「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託
（特別勘定で組入れる投資信託）に関する詳細内容……208
特別勘定名　「日本株式型」……218
特別勘定名　「日本株式プラス型」……228
特別勘定名　「外国株式プラス型」……230
特別勘定名　「世界株式プラス型」……238
特別勘定名　「新興国株式型」……240
特別勘定名　「世界債券プラス型」……250
特別勘定名　「オーストラリア債券型」……260
特別勘定名　「金融市場型」……270

資産の運用に関する極めて重要な事項

特別勘定の名称：安定成長バランス型

Ⅰ　特別勘定の状況

１．特別勘定の性格

１　名　称

安定成長バランス型

※以下、上記を「当特別勘定」といいます。

２　目的及び基本的性格

当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

３　特　色

●当特別勘定は複数の投資信託を主要投資対象とします。実質的に国内外の株式及び債券に分散投資を行うことで、リスクを軽減しつつ安定的な収益の獲得をめざします。

４　仕組み

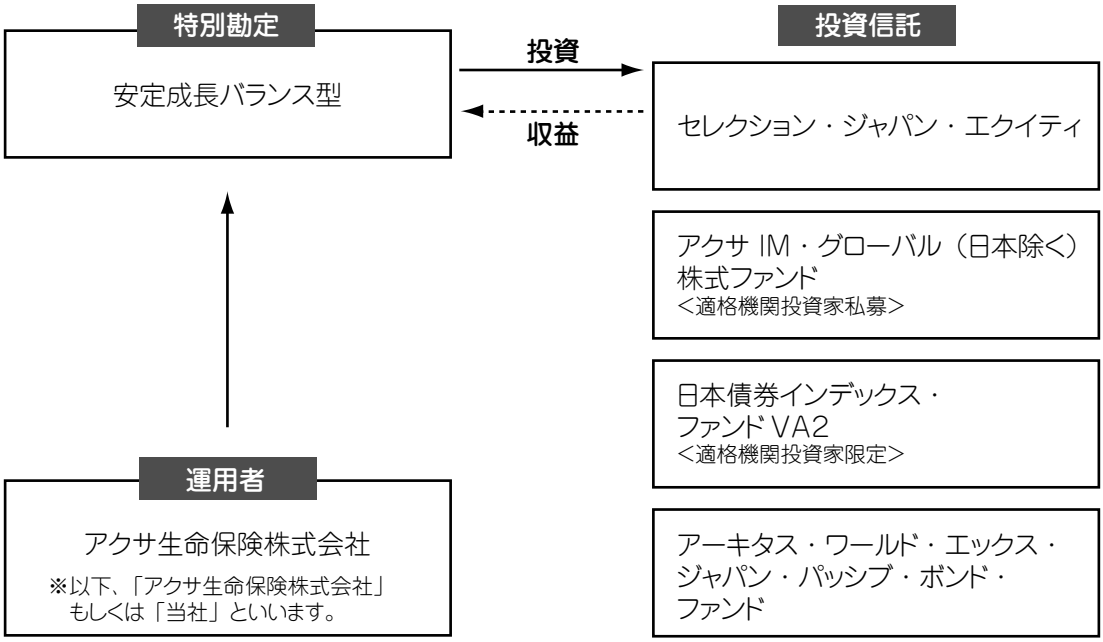

※運用の仕組みは、2021年11月時点のものであり、今後変更となる場合があります。

５　沿　革

2009年２月１日　特別勘定の設定、運用開始

2．投資方針及び投資リスク

1　投資方針と主な投資対象

当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
基本資産配分は、日本株式20％、外国株式20％、日本債券30％、外国債券30％とし、一定の規律に従いリバランスを行います。

※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。
※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

◆基本資産配分：以下の資産配分比率を基本とします。
※運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本資産配分の見直しを行う場合があります。
※実際の資産配分比率は、投資タイミング、利用する投資信託の時価変動、特別勘定への資金流出入等の理由により、下記基本資産配分比率より乖離が発生する場合がありますが、当社の定める方法により、基本資産配分比率との調整を行います。
※特別勘定資産においては、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有します。

日本株式	20％
外国株式	20％
日本債券	30％
外国債券	30％

◆投資対象：利用する投資信託の投資対象の詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。
※利用する投資信託は、将来変更される可能性があります。

資産クラス	利用する投資信託		参照ページ
	名称	運用方針	
日本株式	セレクション・ジャパン・エクイティ	純資産価額の3分の2以上を、日本を本拠地とする、または日本の規制市場で上場、値付けもしくは取引されている株式に投資することにより、積極的な分散投資のポートフォリオによる長期的な元本の増大を目的として運用を行います。	74ページ
外国株式	アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。実質的な外貨建組入資産については、原則として為替ヘッジを行いません。MSCI コクサイ指数（※１）（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。	92ページ
日本債券	日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の公社債等に投資を行い、ベンチマーク（NOMURA-BPI総合指数（※２））に連動した投資成果をめざします。	27ページ
外国債券	アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド	主に日本を除く世界各国が発行する国債への投資を通じて、ベンチマーク（FTSE世界国債インデックス（※3）（除く日本））に連動した投資成果をめざします。	41ページ

（※１）「MSCIコクサイ指数」とは、MSCI Inc.が日本を除く世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的所有権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

（※２）「NOMURA-BPI総合指数」とは、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数です。NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当特別勘定の運用成果等に関し、一切責任はありません。

（※３）「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

２　運用体制

●特別勘定資産の運用は、当社のALM&特別勘定運用部が担当します。

・ALM&特別勘定運用部は特別勘定資産の運用方針などの決定･変更、また資産の管理･保全･報告などを行います。
・ファイナンシャルリスク管理部は運用資産の状況を管理しています。

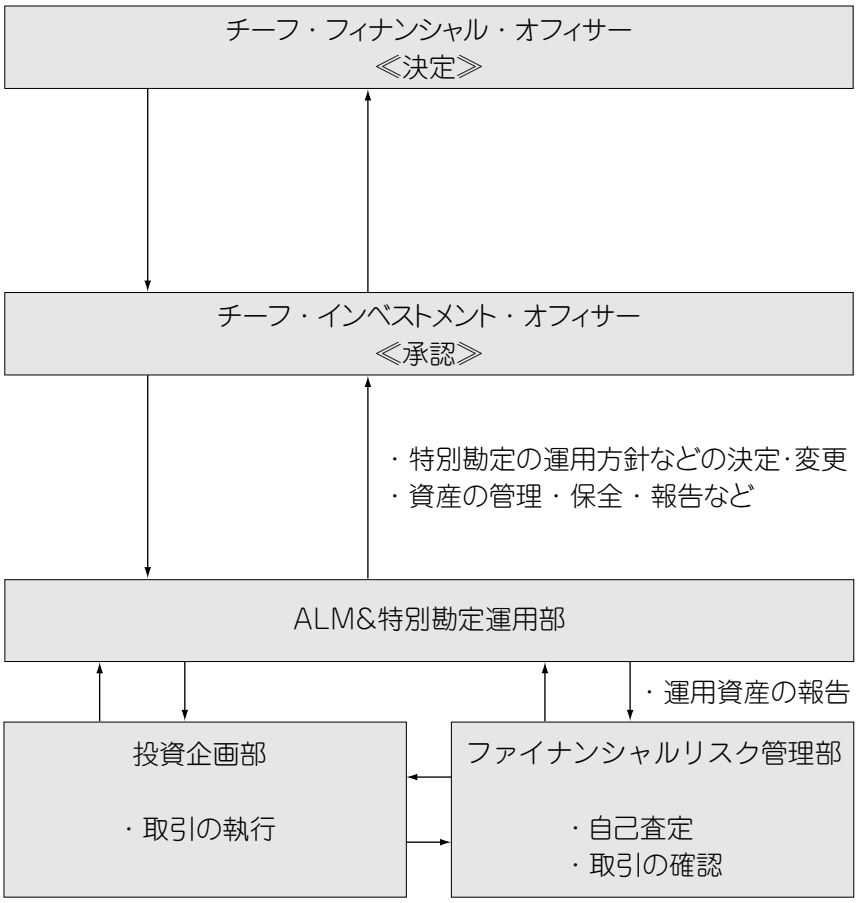

※上図は2021年５月末現在の運用体制です。運用体制は、将来的に変更されることがあります。

３　主な投資制限

特別勘定資産の運用は、生命保険会社の資産運用に関する法令、諸規定に従って行います。 ただし、法令等の改正により投資制限に変更があった場合には、それに従って特別勘定資産の運用を行います。

①　投資信託への投資割合には制限を設けません。
②　株式への実質投資割合には制限を設けません。
③　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④　新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10％以下とします。
⑤　同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10％以下とします。
⑥　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10％以下とします。
⑦　同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10％以下とします。

※利用する投資信託の投資制限の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

４　投資リスクについて

（利用する投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

当特別勘定は、主として投資信託への投資を通じて、株式・債券などの値動きのある証券や為替変動リスクのある外貨建資産に投資しますので、特別勘定のユニットプライスは投資元本を割り込むことがあります。

当特別勘定が有する主なリスクは以下のとおりです。

○資産配分リスク
当特別勘定では各資産（日本株式、外国株式、日本債券、外国債券）につき、基本資産配分比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。
この資産配分が当特別勘定の収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○価格変動リスク
当特別勘定では株式に投資します。これらの価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○金利変動リスク
当特別勘定では公社債に投資します。公社債では、一般に金利リスクがあります。
金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○為替リスク
当特別勘定では外国証券を保有します。外国証券に投資する場合には、一般に為替リスクがあります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当特別勘定のユニットプライスの変動及び分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当特別勘定では、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が当特別勘定の資産価値に影響します。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコスト※がかかります。

※ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

○信用リスク

信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャルペーパー及び短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、当特別勘定にとって最適な時期で株式および公社債の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

○カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

３．その他詳細情報

※利用する投資信託のその他詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

4. 運用実績（当特別勘定のユニットプライスの推移）

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

２０２０年３月末及び同日前１年以内における各月末のユニットプライスの推移は次のとおりです。

（２０２０年３月３１日現在）

ユニットプライス		騰落率（%）
2009年1月末	100.00000000	70.64
2019年3月末	176.36891715	△3.25
2019年4月末	178.02147241	△4.15
2019年5月末	173.36564074	△1.57
2019年6月末	176.38945347	△3.26
2019年7月末	177.45215468	△3.84
2019年8月末	175.29428155	△2.66
2019年9月末	178.06252455	△4.17
2019年10月末	181.34259386	△5.90
2019年11月末	182.98166620	△6.75
2019年12月末	184.30225987	△7.41
2020年1月末	184.19079992	△7.36
2020年2月末	178.57220633	△4.44
2020年3月末	170.63842371	－

※特別勘定のユニットプライスは、特別勘定の設定日（２００９年２月１日）の前日を１００．００として計算しています。

※騰落率は、該当月の月末のユニットプライスに対する当期末のユニットプライスの変動率の小数点第三位を四捨五入して表しています。

※運用実績に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

Ⅱ　特別勘定の経理状況

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

1. 資産の内訳

（2020年3月31日現在）

区分			金額（千円）	構成比（%）
現預金・コール			655,243	4.1
有 価 証 券			15,219,941	95.9
	公 社 債		―	―
	株 式		―	―
	外国証券		―	―
		―	―	―
		―	―	―
	その他の証券		15,219,941	95.9
		日本株式型投資信託	3,034,544	19.1
		外国株式型投資信託	2,978,383	18.8
		日本債券型投資信託	4,533,541	28.6
		外国債券型投資信託	4,673,472	29.4
貸付金			―	―
その他資産			―	―
一般勘定			―	―
貸倒引当金			―	―
合計			15,875,185	100.0

※金額の単位未満は切捨てとしました。また、比率については小数点第二位を四捨五入しています。

2. 運用収支状況

（2020年3月31日現在）

項目	金額（千円）
利息配当金収入	―
有価証券売却益	37,179
有価証券評価益	207,533
有価証券償還益	―
為替差益	―
その他収益	―
有価証券売却損	42
有価証券評価損	755,974
有価証券償還損	―
為替差損	―
その他費用及び損失	―
収支差計	△511,303

※金額の単位未満は切捨てとしました。

3. 有価証券の評価損益

（2020年3月31日現在）

区分			貸借対照表 計 上 額（千円）	当期の損益に含まれた 評 価 損 益（千円）
有 価 証 券			15,219,941	△548,440
	公 社 債		―	―
	株 式		―	―
	外国証券		―	―
		公社債	―	―
		株式等	―	―
	その他の証券		15,219,941	△548,440
		日本株式型投資信託	3,034,544	△385,454
		外国株式型投資信託	2,978,383	△343,284
		日本債券型投資信託	4,533,541	△27,234
		外国債券型投資信託	4,673,472	207,533

※「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益が含まれております。

※金額の単位未満は切捨てとしました。

特別勘定の名称：積極運用バランス型

Ⅰ　特別勘定の状況

1．特別勘定の性格

1　名　称

積極運用バランス型

※以下、上記を「当特別勘定」といいます。

2　目的及び基本的性格

当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

3　特　色

●当特別勘定は複数の投資信託を主要投資対象とします。実質的に国内外の株式及び債券に分散投資を行うことで、リスクを軽減しつつ安定的な収益の獲得をめざします。

4　仕組み

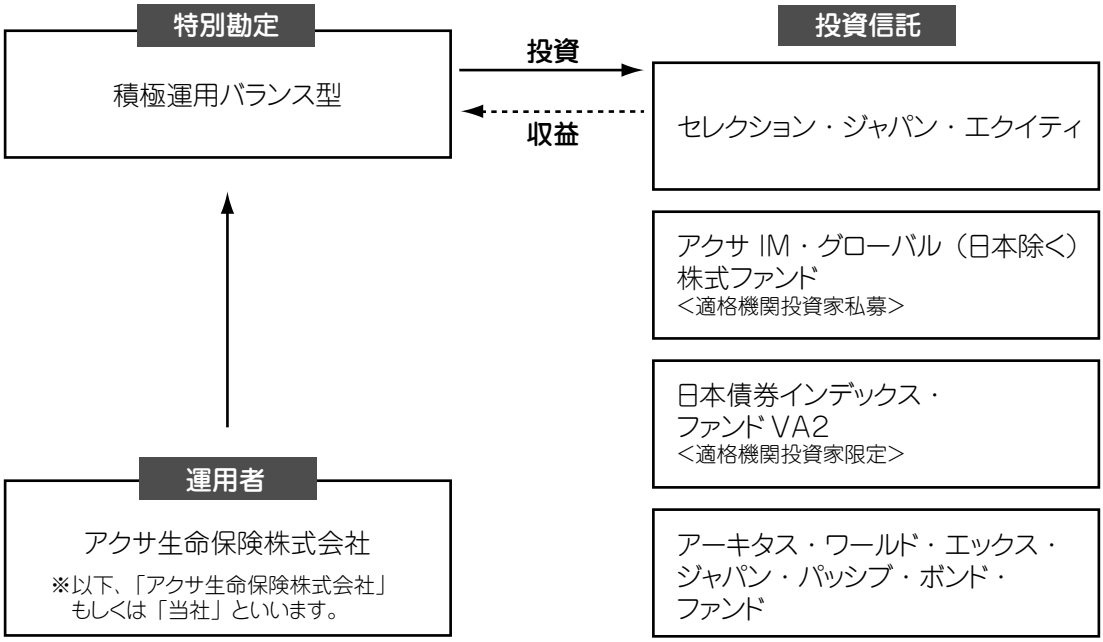

※運用の仕組みは、2021年11月時点のものであり、今後変更となる場合があります。

5　沿　革

2009年２月１日　特別勘定の設定、運用開始

2．投資方針及び投資リスク

1　投資方針と主な投資対象

当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
基本資産配分は、日本株式25％、外国株式35％、日本債券20％、外国債券20％とし、一定の規律に従いリバランスを行います。

※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。
※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

◆基本資産配分：以下の資産配分比率を基本とします。
※運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本資産配分の見直しを行う場合があります。
※実際の資産配分比率は、投資タイミング、利用する投資信託の時価変動、特別勘定への資金流出入等の理由により、下記基本資産配分比率より乖離が発生する場合がありますが、当社の定める方法により、基本資産配分比率との調整を行います。
※特別勘定資産においては、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有します。

日本株式	25％
外国株式	35％
日本債券	20％
外国債券	20％

◆投資対象：利用する投資信託の投資対象の詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。
※利用する投資信託は、将来変更される可能性があります。

資産クラス	利用する投資信託		参照ページ
	名称	運用方針	
日本株式	セレクション・ジャパン・エクイティ	純資産価額の3分の2以上を、日本を本拠地とする、または日本の規制市場で上場、値付けもしくは取引されている株式に投資することにより、積極的な分散投資のポートフォリオによる長期的な元本の増大を目的として運用を行います。	74ページ
外国株式	アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。実質的な外貨建組入資産については、原則として為替ヘッジを行いません。MSCI コクサイ指数（※１）（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。	92ページ
日本債券	日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の公社債等に投資を行い、ベンチマーク（NOMURA-BPI総合指数（※２））に連動した投資成果をめざします。	27ページ
外国債券	アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド	主に日本を除く世界各国が発行する国債への投資を通じて、ベンチマーク（FTSE世界国債インデックス（※3）（除く日本））に連動した投資成果をめざします。	41ページ

（※１）「MSCIコクサイ指数」とは、MSCI Inc.が日本を除く世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的所有権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

（※２）「NOMURA-BPI総合指数」とは、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数です。NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当特別勘定の運用成果等に関し、一切責任はありません。

（※３）「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

２　運用体制

●特別勘定資産の運用は、当社のALM&特別勘定運用部が担当します。

・ALM&特別勘定運用部は特別勘定資産の運用方針などの決定･変更、また資産の管理･保全･報告などを行います。
・ファイナンシャルリスク管理部は運用資産の状況を管理しています。

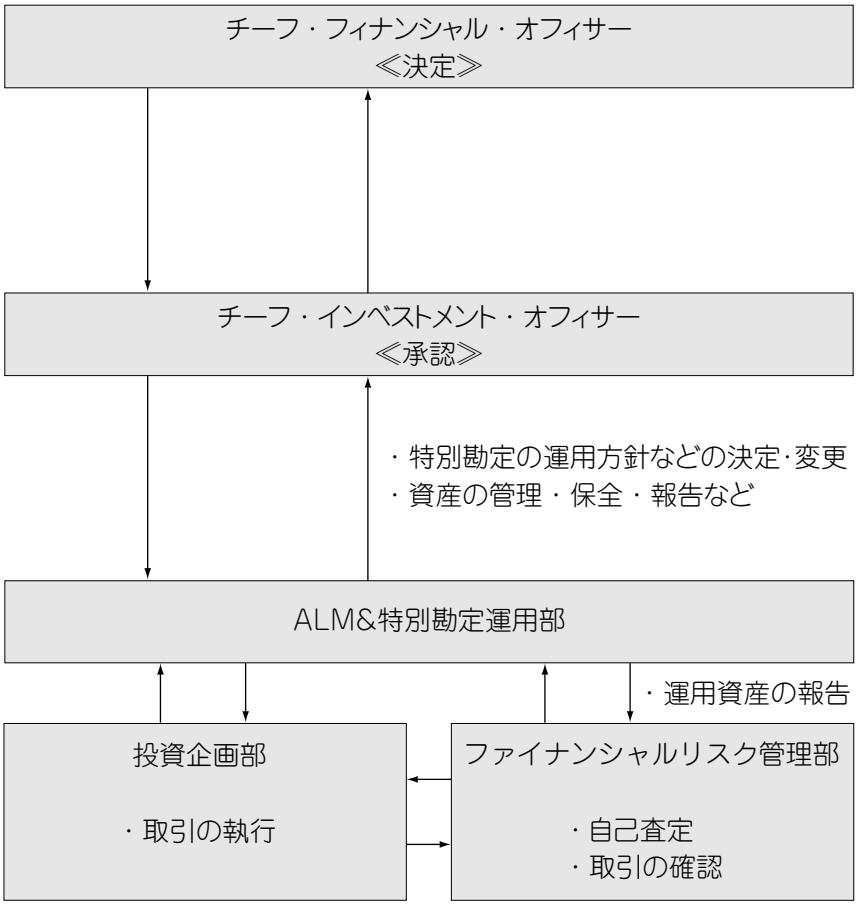

※上図は2021年５月末現在の運用体制です。運用体制は、将来的に変更されることがあります。

３　主な投資制限

特別勘定資産の運用は、生命保険会社の資産運用に関する法令、諸規定に従って行います。 ただし、法令等の改正により投資制限に変更があった場合には、それに従って特別勘定資産の運用を行います。

① 投資信託への投資割合には制限を設けません。
② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10％以下とします。
⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10％以下とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10％以下とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10％以下とします。

※利用する投資信託の投資制限の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

４　投資リスクについて

（利用する投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

当特別勘定は、主として投資信託への投資を通じて、株式・債券などの値動きのある証券や為替変動リスクのある外貨建資産に投資しますので、特別勘定のユニットプライスは投資元本を割り込むことがあります。

当特別勘定が有する主なリスクは以下のとおりです。

○資産配分リスク
当特別勘定では各資産（日本株式、外国株式、日本債券、外国債券）につき、基本資産配分比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。
この資産配分が当特別勘定の収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○価格変動リスク
当特別勘定では株式に投資します。これらの価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○金利変動リスク
当特別勘定では公社債に投資します。公社債では、一般に金利リスクがあります。
金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○為替リスク
当特別勘定では外国証券を保有します。外国証券に投資する場合には、一般に為替リスクがあります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当特別勘定のユニットプライスの変動及び分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当特別勘定では、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が当特別勘定の資産価値に影響します。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコスト※がかかります。

※ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

○信用リスク

信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャルペーパー及び短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、当特別勘定にとって最適な時期で株式および公社債の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

○カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

３．その他詳細情報

※利用する投資信託のその他詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

4. 運用実績（当特別勘定のユニットプライスの推移）

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

2020年3月末及び同日前1年以内における各月末のユニットプライスの推移は次のとおりです。

（2020年3月31日現在）

ユニットプライス		騰落率（%）
2009年1月末	100.00000000	92.81
2019年3月末	205.28543702	△6.08
2019年4月末	208.78343744	△7.65
2019年5月末	200.71973365	△3.94
2019年6月末	205.19323390	△6.03
2019年7月末	207.08156480	△6.89
2019年8月末	202.20613158	△4.64
2019年9月末	207.11573304	△6.91
2019年10月末	212.46567718	△9.25
2019年11月末	215.80276982	△10.65
2019年12月末	218.27185083	△11.66
2020年1月末	217.77786178	△11.46
2020年2月末	207.05027599	△6.88
2020年3月末	192.81383887	―

※特別勘定のユニットプライスは、特別勘定の設定日（2009年2月1日）の前日を100．00として計算しています。

※騰落率は、該当月の月末のユニットプライスに対する当期末のユニットプライスの変動率の小数点第三位を四捨五入して表しています。

※運用実績に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

Ⅱ　特別勘定の経理状況

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

1. 資産の内訳

（2020年3月31日現在）

区分			金額（千円）	構成比（%）
現預金・コール			1,630,570	4.2
有 価 証 券			36,799,642	95.8
	公 社 債		―	―
	株 式		―	―
	外国証券		―	―
		―	―	―
		―	―	―
	その他の証券		36,799,642	95.8
		日本株式型投資信託	9,591,615	25.0
		外国株式型投資信託	13,251,700	34.5
		日本債券型投資信託	6,884,077	17.9
		外国債券型投資信託	7,072,249	18.4
貸付金			―	―
その他資産			―	―
一般勘定			―	―
貸倒引当金			―	―
合計			38,430,212	100.0

※金額の単位未満は切捨てとしました。また、比率については小数点第二位を四捨五入しています。

2. 運用収支状況

（2020年3月31日現在）

項目	金額（千円）
利息配当金収入	―
有価証券売却益	24,522
有価証券評価益	308,221
有価証券償還益	―
為替差益	―
その他収益	―
有価証券売却損	54,233
有価証券評価損	2,813,272
有価証券償還損	―
為替差損	―
その他費用及び損失	―
収支差計	△2,534,762

※金額の単位未満は切捨てとしました。

3. 有価証券の評価損益

（2020年3月31日現在）

区分			貸借対照表 計 上 額（千円）	当期の損益に含まれた 評 価 損 益（千円）
有 価 証 券			36,799,642	△2,505,050
	公 社 債		―	―
	株 式		―	―
	外国証券		―	―
		公社債	―	―
		株式等	―	―
	その他の証券		36,799,642	△2,505,050
		日本株式型投資信託	9,591,615	△1,069,116
		外国株式型投資信託	13,251,700	△1,700,823
		日本債券型投資信託	6,884,077	△43,332
		外国債券型投資信託	7,072,249	308,221

※「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益が含まれております。

※金額の単位未満は切捨てとしました。

「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託（特別勘定で組入れる投資信託）に関する詳細内容

【記載されている投資信託の名称】

○日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

○アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド

※「セレクション・ジャパン・エクイティ」については74ページ、
「アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞」については92ページ
をご覧ください。

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、日本債券インデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」という場合があります。）受益証券への投資を通じて、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家（受益者）からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／国内／債券／インデックス型」に該当します。

追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内…… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券…… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

インデックス型… 投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は 1 兆円とします。

※当ファンドの信託期間は（原則として）無期限です。ただし、信託元本が 10 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了することができます。

※NOMURA-BPI 総合指数とは、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数です。NOMURA-BPI 総合は野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

3 特　色

当ファンドは、日本債券インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にわが国の公社債等に投資を行います。
当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

4 仕組み

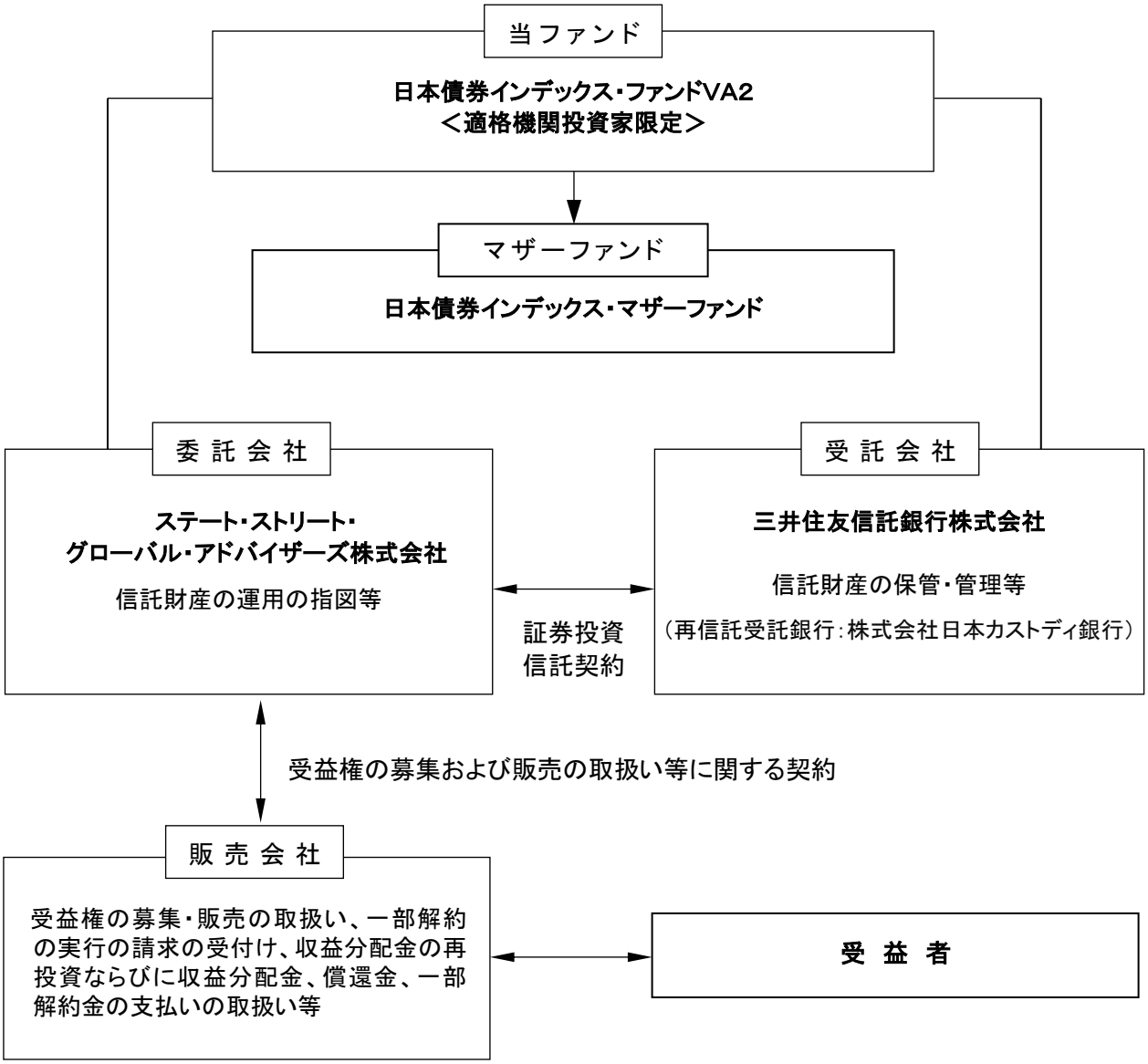

※上記の運用の仕組みは、2020 年 12 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、日本債券インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行うことを基本とします。

（1）運用方針

当ファンドは、わが国の公社債等に投資する日本債券インデックス・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」という場合があります。）を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

したがって、当ファンドでは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の公社債等に分散投資することになります。

（2）投資態度

①NOMURA-BPI 総合指数をベンチマークとします。

②マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。

③債券の実質組入比率は原則として高位を維持します。
④当ファンドに属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。
⑤当ファンドの効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
⑥当ファンドの効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
⑦資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用ができないことがあります。

※投資対象の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

日本債券インデックス・マザーファンド
①わが国の公社債等を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。
②債券組入比率は原則として高位を維持します。
③信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引を行うことができます。
④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。
⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
⑥資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

2 運用体制

運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオの管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、ボストン本社を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。
ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することのない安定した運用体制となっています。
運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。当委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。 投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対す
る適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

（運用体制図）

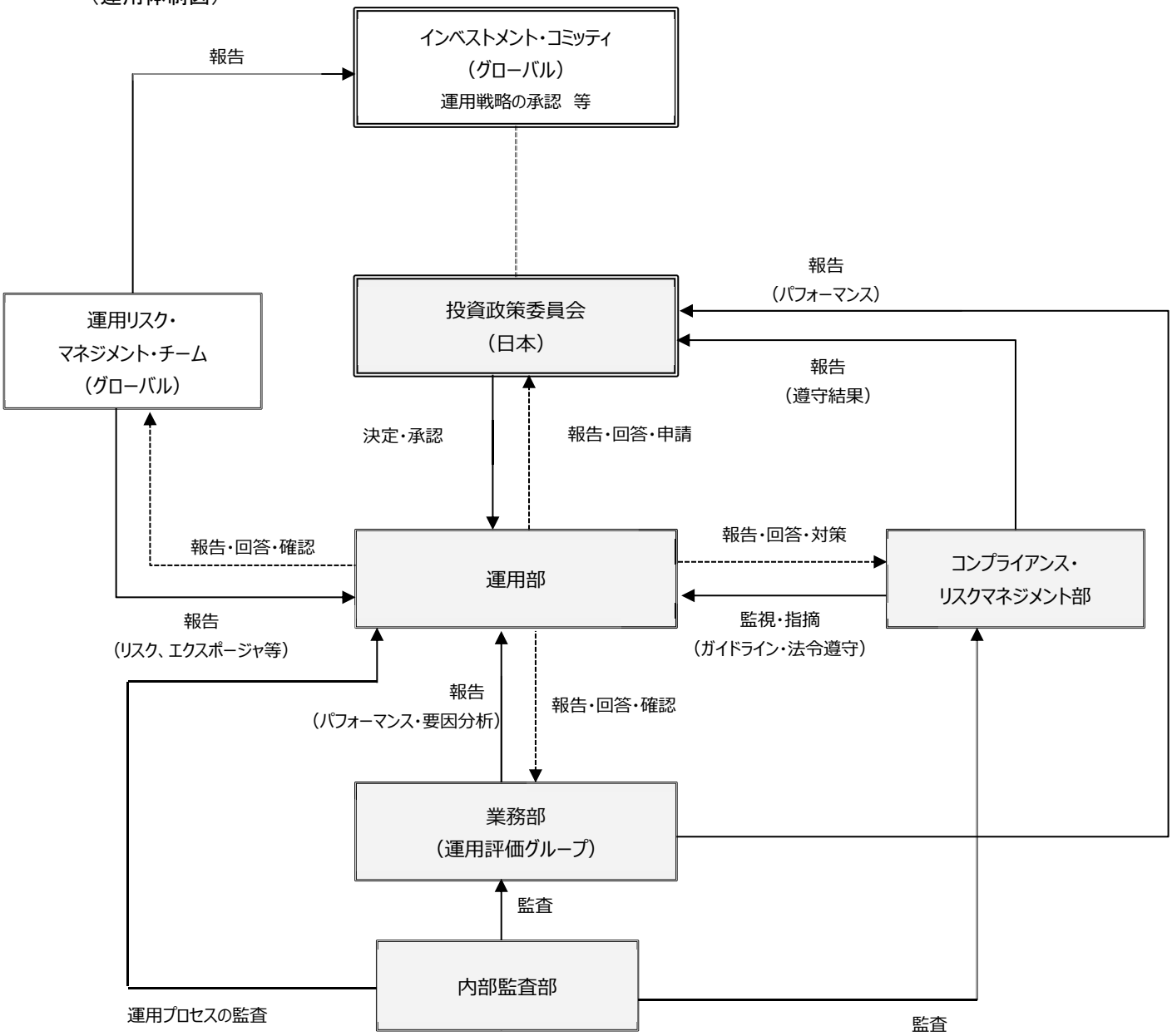

※上記の運用体制は、2020 年 12 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
②公社債の実質投資割合には制限を設けません。
③株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
④投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑤外貨建資産への投資は行いません。
⑥新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑦デリバティブ取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

※投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

日本債券インデックス・マザーファンド
①公社債への投資割合には制限を設けません。
②株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質的投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
④投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
⑤外貨建資産への投資は行いません。
⑥有価証券先物取引等、スワップ取引ならびに金利先渡取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

4 投資リスクについて

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債等に分散投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 金利変動リスク（公社債等の価格変動リスク）
公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、公社債等の価格が下落する要因となります。

② 信用リスク
公社債等は、発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって価格は変動し、損失を被ることがあります。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、価格は大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。
なお、コール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合や組み入れた株式や公社債等を貸付する場合にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。
その他、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク
公社債等の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために保有する公社債等を大量に売却しなければならない状況においては、取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期

待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した公社債等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があり、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

④ デリバティブ取引のリスク
先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利等の変動による影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

⑤ パッシブ運用のリスク
当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク(参考指数)とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネジャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。
当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑥ ファミリーファンド方式のリスク
当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド(ベビーファンド)に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。
※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

上記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

① 運用プロセスにおけるリスク管理
運用部のポートフォリオ・マネージャーは顧客ガイドラインに加え、より詳細な内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

② 運用プロセス外におけるリスク管理
・ コンプライアンス・チェック
コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全運用口座におけるガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。また、投資政策委員会にて投資行動やパフォーマンスに関する運用部の報告内容を確認するとともに、毎月末のガイドライン遵守状況等を報告します。
・ パフォーマンス評価
業務部がファンドリターンとベンチマークリターンの乖離状況のモニタリング・分析、パフォーマンス分析等の算出を行い、投資政策委員会に報告を行います。投資政策委員会では、運用担当チーム自らの分析とパフォーマンス・アナリストによる検証をあわせて、運用成果に関する最終的な評価を行います。

※上記のリスク管理体制は、2020 年 12 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

1 日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞の投資対象

（1）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a. 有価証券
b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。以下同じ。）
c. 金銭債権
d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

（2）①委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された日本債券インデックス・マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証書
b. 国債証券
c. 地方債証券
d. 特別の法律により法人の発行する債券
e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
i. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
j. コマーシャル・ペーパー
k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証書
l. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
m. 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
n. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
o. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
p. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
q. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
r. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、前記aの証券または証書、前記oの証書のうち前記aの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記bから前記fまでの証券、前記oの証書のうち前記bから前記fまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記lの証券および前記mの証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

a. 預金
b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
c. コール・ローン
d. 手形割引市場において売買される手形

③前記①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④先物取引等の運用指図

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
b. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
c. 前記aおよび前記bの取引の指図にあたっては、現物資産の時価総額と有価証券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額から有価証券先物取引等の売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率（以下「実質投資比率」といいます。）が、原則として信託財産の純資産総額の100%を超えないものとします。なお、実質投資比率がこの上限を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その調整を指図するものとします。

⑤スワップ取引の運用指図

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとな

った場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

d. 前記cにおいてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

f. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引の運用指図

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

d. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付の指図および範囲

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。

b. 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧公社債の空売りの指図範囲

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. 前記aの売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、前記bの売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 前記aの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、前記bの借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 前記aの借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

２　日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞の投資制限

①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

②公社債への実質投資割合には制限を設けません。

③株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤外貨建資産への投資は行いません。

⑥新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦デリバティブ取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

⑧投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能なものに限り、国内の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または国内の取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

※上記は、2020 年 12 月 31 日現在における投資信託約款から抜粋し、編集したものです。投資信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況（2020 年 12 月 31 日現在）

日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

2020 年 12 月 31 日現在

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	16,928,866,869	100.01
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		△1,296,613	△0.01
純資産総額		16,927,570,256	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2020 年 12 月 31 日現在）
日本債券インデックス・マザーファンド

2020 年 12 月 31 日現在

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	130,876,832,600	82.06
特殊債券	日本	13,183,100,473	8.27
地方債証券	日本	9,810,787,287	6.15
社債券	日本	5,210,257,900	3.27
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		406,714,151	0.25
純資産総額		159,487,692,411	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産（2020 年 12 月 31 日現在）

日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

（1）投資有価証券の主要銘柄
全銘柄

2020 年 12 月 31 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックス・マザーファンド	―	13,144,550,718	1.3007	17,098,073,416	1.2879	16,928,866,869	100.01
									投資比率：合計	100.01

（注 1）投資有価証券は 1 銘柄です。
（注 2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

2020 年 12 月 31 日現在

種類	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	―	100.01
合計		100.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）投資不動産物件

該当する事項はありません。

（3）その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産（2020 年 12 月 31 日現在）
日本債券インデックス・マザーファンド
（1）投資有価証券の主要銘柄
評価額上位 30 銘柄

2020 年 12 月 31 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	利率（%）	償還日	数 量（額面）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	国債証券	第144回利付国債（5年）	0.100	2025/06/20	1,900,000,000	100.87	1,916,660,000	100.98	1,918,715,000	1.20
2	日本	国債証券	第135回利付国債（5年）	0.100	2023/03/20	1,900,000,000	101.10	1,920,938,000	100.51	1,909,861,000	1.20
3	日本	国債証券	第418回利付国債（2年）	0.100	2022/11/01	1,800,000,000	100.46	1,808,406,000	100.43	1,807,902,000	1.13
4	日本	国債証券	第136回利付国債（5年）	0.100	2023/06/20	1,700,000,000	101.19	1,720,298,000	100.57	1,709,843,000	1.07
5	日本	国債証券	第360回利付国債（10年）	0.100	2030/09/20	1,600,000,000	100.73	1,611,708,000	100.77	1,612,400,000	1.01
6	日本	国債証券	第9回利付国債（40年）	0.400	2056/03/20	1,730,000,000	101.43	1,754,739,000	91.65	1,585,631,500	0.99
7	日本	国債証券	第137回利付国債（5年）	0.100	2023/09/20	1,550,000,000	101.25	1,569,375,000	100.65	1,560,106,000	0.98
8	日本	国債証券	第351回利付国債（10年）	0.100	2028/06/20	1,500,000,000	102.70	1,540,530,000	101.35	1,520,250,000	0.95
9	日本	国債証券	第353回利付国債（10年）	0.100	2028/12/20	1,500,000,000	102.54	1,538,205,000	101.32	1,519,800,000	0.95
10	日本	国債証券	第340回利付国債（10年）	0.400	2025/09/20	1,480,000,000	103.68	1,534,493,600	102.46	1,516,437,600	0.95
11	日本	国債証券	第357回利付国債（10年）	0.100	2029/12/20	1,500,000,000	101.63	1,524,454,000	101.07	1,516,140,000	0.95
12	日本	国債証券	第358回利付国債（10年）	0.100	2030/03/20	1,500,000,000	100.94	1,514,100,000	101.01	1,515,195,000	0.95
13	日本	国債証券	第133回利付国債（5年）	0.100	2022/09/20	1,500,000,000	100.92	1,513,815,000	100.39	1,505,910,000	0.94
14	日本	国債証券	第132回利付国債（5年）	0.100	2022/06/20	1,500,000,000	100.81	1,512,255,000	100.32	1,504,815,000	0.94
15	日本	国債証券	第341回利付国債（10年）	0.300	2025/12/20	1,300,000,000	103.29	1,342,796,000	102.04	1,326,572,000	0.83
16	日本	国債証券	第145回利付国債（5年）	0.100	2025/09/20	1,300,000,000	100.98	1,312,808,000	100.99	1,312,922,000	0.82
17	日本	国債証券	第140回利付国債（5年）	0.100	2024/06/20	1,300,000,000	101.49	1,319,435,000	100.79	1,310,374,000	0.82
18	日本	国債証券	第349回利付国債（10年）	0.100	2027/12/20	1,260,000,000	102.74	1,294,524,000	101.36	1,277,211,600	0.80
19	日本	国債証券	第344回利付国債（10年）	0.100	2026/09/20	1,200,000,000	102.39	1,228,752,000	101.14	1,213,776,000	0.76
20	日本	国債証券	第343回利付国債（10年）	0.100	2026/06/20	1,200,000,000	102.30	1,227,624,000	101.12	1,213,500,000	0.76
21	日本	国債証券	第142回利付国債（5年）	0.100	2024/12/20	1,200,000,000	101.18	1,214,160,000	100.89	1,210,740,000	0.76
22	日本	国債証券	第139回利付国債（5年）	0.100	2024/03/20	1,200,000,000	101.42	1,217,040,000	100.75	1,209,072,000	0.76
23	日本	国債証券	第173回利付国債（20年）	0.400	2040/06/20	1,200,000,000	99.86	1,198,339,000	100.18	1,202,160,000	0.75
24	日本	国債証券	第352回利付国債（10年）	0.100	2028/09/20	1,160,000,000	102.60	1,190,241,200	101.35	1,175,741,200	0.74
25	日本	国債証券	第356回利付国債（10年）	0.100	2029/09/20	1,150,000,000	101.30	1,165,012,000	101.17	1,163,558,500	0.73
26	日本	国債証券	第359回利付国債（10年）	0.100	2030/06/20	1,150,000,000	100.55	1,156,349,000	100.89	1,160,327,000	0.73
27	日本	国債証券	第354回利付国債（10年）	0.100	2029/03/20	1,100,000,000	102.32	1,125,561,000	101.27	1,114,047,000	0.70
28	日本	国債証券	第131回利付国債（5年）	0.100	2022/03/20	1,100,000,000	100.72	1,107,997,000	100.25	1,102,849,000	0.69
29	日本	国債証券	第154回利付国債（20年）	1.200	2035/09/20	940,000,000	116.74	1,097,403,000	114.12	1,072,784,400	0.67
30	日本	国債証券	第336回利付国債（10年）	0.500	2024/12/20	1,000,000,000	103.66	1,036,620,000	102.46	1,024,660,000	0.64
										投資比率：合計	26.17

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

2020 年 12 月 31 日現在

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	―	82.06
特殊債券	―	8.27
地方債証券	―	6.15
社債券	―	3.27
合計		99.75

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

3 運用実績(2020 年 12 月 31 日現在)

日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

(1) 純資産の推移

2020 年 12 月 31 日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

項目 計算期間・月末		純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
第 1 期	(2010年 3月 5日)	分配付: 73,850,204 分配落: 73,850,204	分配付: 1.0130 分配落: 1.0130
第 2 期	(2011年 3月 7日)	分配付: 157,192,446 分配落: 157,192,446	分配付: 1.0236 分配落: 1.0236
第 3 期	(2012年 3月 5日)	分配付: 230,789,830 分配落: 230,789,830	分配付: 1.0494 分配落: 1.0494
第 4 期	(2013年 3月 5日)	分配付: 358,576,482 分配落: 358,576,482	分配付: 1.0763 分配落: 1.0763
第 5 期	(2014年 3月 5日)	分配付: 567,249,509 分配落: 567,249,509	分配付: 1.0899 分配落: 1.0899
第 6 期	(2015年 3月 5日)	分配付: 997,779,483 分配落: 997,779,483	分配付: 1.1129 分配落: 1.1129
第 7 期	(2016年 3月 7日)	分配付: 1,728,504,250 分配落: 1,728,504,250	分配付: 1.1688 分配落: 1.1688
第 8 期	(2017年 3月 6日)	分配付: 3,674,881,390 分配落: 3,674,881,390	分配付: 1.1546 分配落: 1.1546
第 9 期	(2018年 3月 5日)	分配付: 6,336,262,289 分配落: 6,336,262,289	分配付: 1.1600 分配落: 1.1600
第 10 期	(2019年 3月 5日)	分配付: 9,208,650,706 分配落: 9,208,650,706	分配付: 1.1674 分配落: 1.1674
第 11 期	(2020年 3月 5日)	分配付: 13,021,023,552 分配落: 13,021,023,552	分配付: 1.1856 分配落: 1.1856
	2019年 12月末日	12,262,635,162	1.1782
	2020年 1月末日	12,770,061,061	1.1828
	2月末日	13,088,466,441	1.1917
	3月末日	11,417,288,496	1.1723
	4月末日	12,295,343,243	1.1758
	5月末日	12,848,016,314	1.1702
	6月末日	13,719,927,896	1.1652
	7月末日	14,206,858,847	1.1689
	8月末日	14,561,738,022	1.1633
	9月末日	15,260,295,927	1.1663
	10月末日	15,548,909,077	1.1640
	11月末日	15,703,664,636	1.1652
	12月末日	16,927,570,256	1.1650

（2） 分配の推移

計算期間	項　目	1口当たりの分配金
第1期	（2010年 3月 5日）	0.0000円
第2期	（2011年 3月 7日）	0.0000円
第3期	（2012年 3月 5日）	0.0000円
第4期	（2013年 3月 5日）	0.0000円
第5期	（2014年 3月 5日）	0.0000円
第6期	（2015年 3月 5日）	0.0000円
第7期	（2016年 3月 7日）	0.0000円
第8期	（2017年 3月 6日）	0.0000円
第9期	（2018年 3月 5日）	0.0000円
第10期	（2019年 3月 5日）	0.0000円
第11期	（2020年 3月 5日）	0.0000円

（3） 収益率の推移

計算期間	項　目	収益率
第1期	自2009年 1月 8日 至2010年 3月 5日	1.3%
第2期	自2010年 3月 6日 至2011年 3月 7日	1.0%
第3期	自2011年 3月 8日 至2012年 3月 5日	2.5%
第4期	自2012年 3月 6日 至2013年 3月 5日	2.6%
第5期	自2013年 3月 6日 至2014年 3月 5日	1.3%
第6期	自2014年 3月 6日 至2015年 3月 5日	2.1%
第7期	自2015年 3月 6日 至2016年 3月 7日	5.0%
第8期	自2016年 3月 8日 至2017年 3月 6日	△1.2%
第9期	自2017年 3月 7日 至2018年 3月 5日	0.5%
第10期	自2018年 3月 6日 至2019年 3月 5日	0.6%
第11期	自2019年 3月 6日 至2020年 3月 5日	1.6%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。

Ⅱ　財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「財務諸表」は、第 11 期計算期間(2019 年 3 月 6 日から 2020 年 3 月 5 日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。監査報告書は当該箇所に添付されております。

日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

1. 貸借対照表

（単位：円）

区　分	第 10 期 （2019 年 3 月 5 日現在） 金　額	第 11 期 （2020 年 3 月 5 日現在） 金　額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,538	96,394
コール・ローン	14,294,390	45,289,014
親投資信託受益証券	9,191,986,742	12,997,100,536
未収入金	17,290,000	—
流動資産合計	9,223,572,670	13,042,485,944
資産合計	9,223,572,670	13,042,485,944
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,797,750	2,614,046
未払委託者報酬	12,584,167	18,298,218
未払利息	36	125
その他未払費用	540,011	550,003
流動負債合計	14,921,964	21,462,392
負債合計	14,921,964	21,462,392
純資産の部		
元本等		
元本	7,888,208,749	10,982,692,973
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,320,441,957	2,038,330,579
（分配準備積立金）	（211,257,551）	（300,197,061）
元本等合計	9,208,650,706	13,021,023,552
純資産合計	9,208,650,706	13,021,023,552
負債純資産合計	9,223,572,670	13,042,485,944

2. 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

区　分	第10期 自 2018年 3月 6日 至 2019年 3月 5日	第11期 自 2019年 3月 6日 至 2020年 3月 5日
	金　額	金　額
営業収益		
有価証券売買等損益	86,525,954	191,205,788
営業収益合計	86,525,954	191,205,788
営業費用		
支払利息	6,474	10,741
受託者報酬	3,317,593	4,784,019
委託者報酬	23,223,023	33,487,985
その他費用	540,728	550,203
営業費用合計	27,087,818	38,832,948
営業利益又は営業損失（△）	59,438,136	152,372,840
経常利益又は経常損失（△）	59,438,136	152,372,840
当期純利益又は当期純損失（△）	59,438,136	152,372,840
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,847	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	874,167,614	1,320,441,957
剰余金増加額又は欠損金減少額	406,685,935	565,515,782
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	406,685,935	565,515,782
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,845,881	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,845,881	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,320,441,957	2,038,330,579

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

特別勘定で組入れる投資信託に関する情報
（ 資産運用に関する極めて重要な事項 ）

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名称

アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド

＊以後、「本ファンド」とも呼びます。

2 目的及び基本的性格

投資目標

本ファンドは、投資家へのトータルリターンの提供を目指し、キャピタルリターンとインカムリターンの両方を考慮し、報酬および経費控除前の以下に定めるインデックス（以後「インデックス」とも呼びます）のリターンを反映します。

主な特徴

- 本ファンドは、インデックス連動ファンドで、パッシブファンドになります。
- 本ファンドは、最適化サンプル法を採用して、FTSE®世界国債インデックス（除く日本）の動きに連動するように目指します。
- ベンチマーク（または「インデックス」） FTSE世界国債インデックス（除く日本）（Bloombergのティッカー：SBWGNJYU）
- 本インデックスは、世界20ヵ国超の世界の固定利付、現地通貨建ての投資適格級国債のパフォーマンスを測定します。
- 本ファンドは、日本を除く世界の国債に純資産総額の100%まで投資を行えます。
- 基準通貨： 日本円

3 特色

- 本ファンドはアイルランドでUCITSファンドとして認可され、アイルランド中央銀行の規制を受けます。
- ユニットクラス： 機関投資家クラスJ（日本円）ユニット
- ISIN： IE00BMF59G26
- 法的構造：
  - 本ファンドは、ユニットトラストであるアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストのサブファンドです。
  - 本ファンドの資産運用会社（以後、「マネージャー」と呼びます）はアーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドで、アイルランドで認可されアイルランド中央銀行の規制を受けます。

マネージャーは本ファンドの運用についてDWSインターナショナルGmbHを副投資マネージャーに任命しました。

4 仕組み

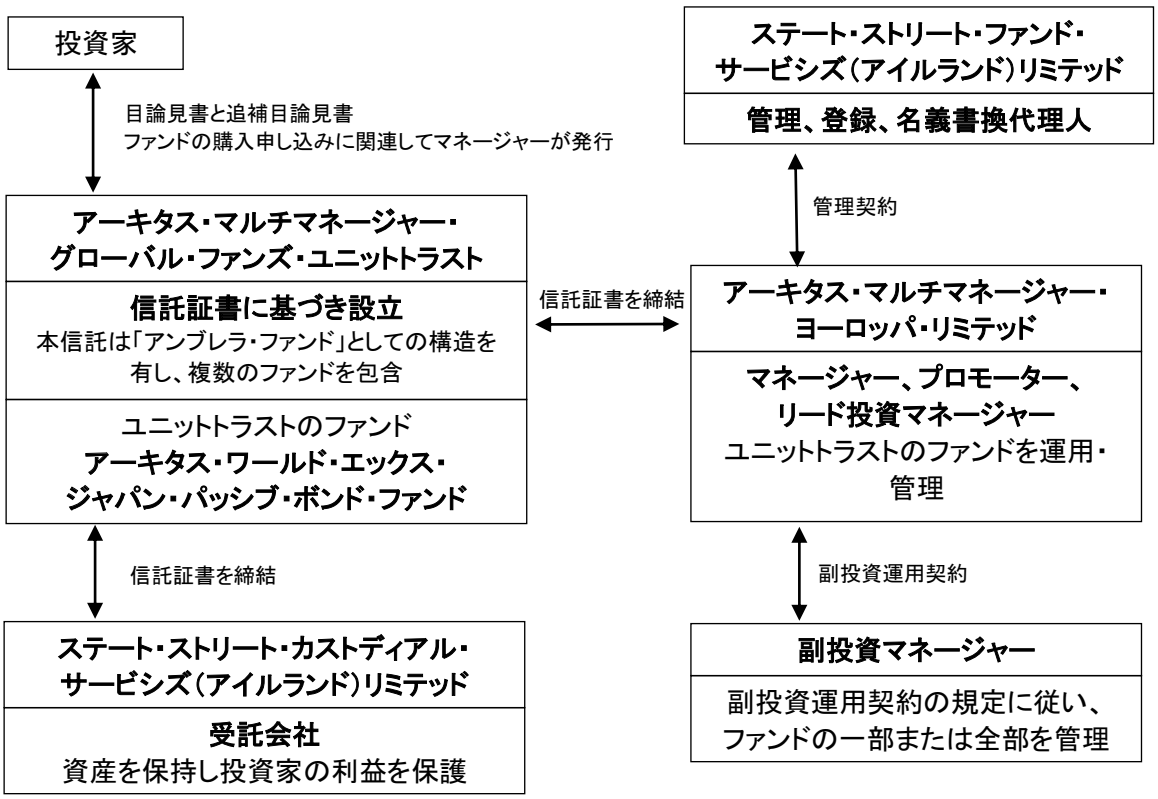

＊上記の情報は2021年3月の運用開始時点のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1. 投資方針と主な投資対象

アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの追補目論見書に記載されているとおり、本ファンドの完全な正式投資方針は、以下のとおりです。

本ファンドは、インデックス連動ファンドとして運用します。本インデックスは、一定の基準を満たす日本を除く世界の債券の流通市場の動きを測定します。本ファンドは、できる限り実行できる範囲で、複数の要因に従い、最適化サンプル法を採用してポートフォリオの推定トラッキングエラーを最小化することによって、コスト効率の良い方法で本インデックスのリスクとリターンのプロファイルを複製する方針です。

規制で定められた分散要件に従って、および目論見書の付録III*に記載されたとおり、本ファンドは、日本を除く世界の国債（以下、「GGB」）に純資産総額の100%まで投資を行えます。

本インデックスは、インデックスプロバイダーが定めた本インデックスの規則に従い、公募債券に対する日本を除く世界の流通市場のパフォーマンスを反映するように設計されています。本インデックスは、世界20ヵ国超の世界の固定利付、現地通貨建ての投資適格級国債のパフォーマンスを測定します。本インデックスの構成の詳細については、
https://www.ftserussell.com/products/indices/global-fixed-income-indexes と
https://www.ftserussell.com/analytics/factsheets/home/constituentsweights?groupname=fixed%20income をご覧ください。

本ファンドは、投資適格または投資適格未満の格付を付与されたあらゆる年限の固定利付きまたは変動利付の債券に投資します。本ファンドは、投資適格未満の債券に純資産の 30%を超えて投資しません。本ファンドは、ソブリン機関もしくは他の政府や地方公共団体、政府機関が発行した債券を組み込めます。本ファンドは、本インデックスに組み込まれた国の証券や通貨に投資できます。

本ファンドは、本インデックスに組み込まれていない国の証券や通貨を受け入れる場合、費用とパフォーマンスへの潜在的な影響を含む要因を考慮した結果、（マネージャーの見解により）ポジション解消が実行可能になるまで投資の保有を継続することがあります。

また、本ファンドは、本インデックスまたはそれ自体の構成銘柄へのポジションをとるために本ファンドと類似する方針を追求する他の集団投資スキーム（上場投資信託（以下、「ETF」）と他の信託ファンドを含む）に投資することがあります。本ファンドは、純資産の最大 10%を UCITS である ETF を含む集団投資スキームに投資を行うことがあり、またそれらは中央銀行 UCITS 規制および本目論見書の付録 III*に関するすべての重要な事項を遵守します。

投資目標を追求する際に、本ファンドは、目論見書の条項および目論見書の付録IIIに定められる制約に従って、投資目的または効率的なポートフォリオ管理目的のために、金融デリバティブ商品（FDI）を用いることができます。FDIの投資は、（デュレーションのマッチングと多額のキャッシュフロー管理に使用される可能性のある）先物を含みますが、それに限定されません。本ファンドは、中央銀行に提出するRMPに含まれるFDIのみを活用します。

トータルリターン・スワップに関連して、マネージャーは、かかる取引が本ファンドの純資産総額の 0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純資産総額の 100%まで取引を行えます。

本ファンドは、中央銀行規則と目論見書の付録 II に従った効率的なポートフォリオ管理の目的に限定して、証券貸付、買い戻しおよび/または売り戻し条件付き売買契約（レポやリバース・レポ契約）の取引を行えます。マネージャーは、証券貸付、買い戻しおよび/または売り戻し条件付き売買契約が本ファンドの純資産総額の 0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純資産総額の 100%まで取引を行えます。

本ファンドのグローバル・エクスポージャーは、コミットメント・アプローチを用いて、評価とモニタリングが行われます。 本ファンドは、FDI の使用の結果として純資産総額の 100%までレバレッジを利用できます。また、目論見書の付録 III*に記載された借入制限に従って、本ファンドは、一時的に純資産総額の 10%まで借り入れることができます。

*目論見書の付録 III は本資料「3.その他詳細情報」の「1 本ファンドの投資対象及び投資制限」に記載しています。

2 運用体制

アーキタス運用チーム

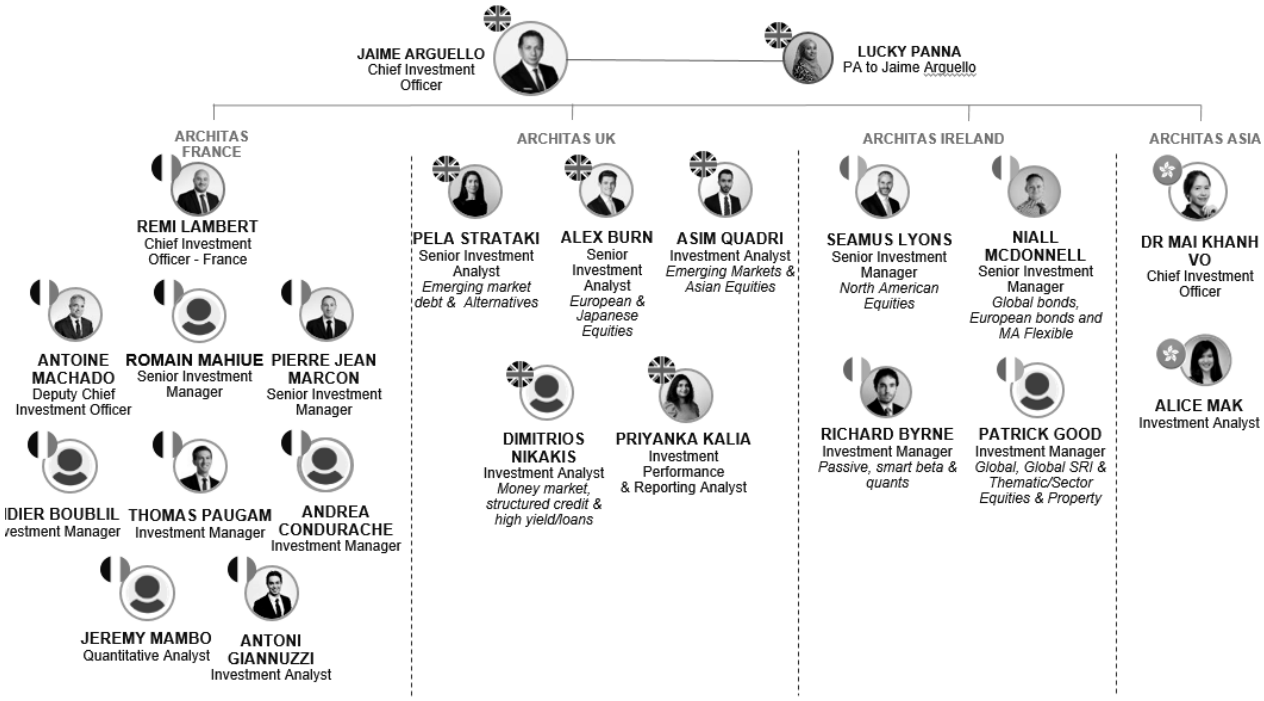

アーキタス世界パッシブ債券ファンド（日本を除く）のポートフォリオマネジメントチーム

リチャード＝バーン(Richard Byrne) – インベストメントマネージャー
定量調査、スマートベータ、従来型のマルチアセットおよびパッシブ債券ファンドを担当しています。 2011 年、State Street のデリバティブスペシャリストとしてキャリアを始めたのち、Pioneer Asset Management へポートフォリオアナリティクススペシャリストとして移籍しました。 その後ロンドンへ移り、Columbia Threadneedle Investments へ入社し、ハイイールドクレジットチームのアシスタントポートフォリオマネージャーを務めました。 2016 年、Anima Asset Management へ移籍し、クオンツ運用デスクの債券ポートフォリオマネージャーとして、債券およびマルチアセットの様々なポートフォリオ管理を定量的オーバーレイも用いて担当したのち、2019 年にアーキタスへ入社しました。 彼はコンピュータサイエンスと経済学の共同理学士号、および金融経済学の理学修士号を取得しています。

ハイメ＝アグエロ(Jaime Arguello) – チーフインベストメントオフィサー、インベストメントコミッティー議長
アーキタスのチーフインベストメントオフィサーとして、運用部門の体制と管理に対する責任を負うなど、当社のあらゆる投資活動の指揮を担当しています。 また、AXA の他の事業分野に対する適切な投資戦略の推薦も、職務に含まれています。 彼は Barclays でマルチマネージャーおよびオルタナティブ部門のマネージングディレクターとチーフインベストメントオフィサーを 7 年間務めたのち、2016 年 10 月にアーキタスに入社しました。 Barclays の前は、Pictet に 10 年間勤務し、社外の資産運用会社の選定担当ディレクターおよび債券部門ヘッドとして、幅広い資産クラスの運用者を選定しました。 業界経験は 30 年を超えており、アセットアロケーション、ファンド選定、およびポートフォリオ管理をひと通り経験しています。 彼はパリの国立土木学校で工学の学位を取得しています。

運用プロセスには以下を含みます。

1) 事前選定
定量的スクリーニングはマネージャー選定の第一歩です。主な目的は投資可能なユニバースをフィルタリングし、一定の重要スキルを発揮できるような資産運用者を擁する、より関連性の高いピアグループを抽出することです。

独自の定量的フィルタリングツールは、相関性の低い要因を多数用いて各資産クラスのファンドをランク付けします。その要素には、高いリスク調整後リターン、市場の上昇局面をとらえる手腕、市場のダウンサイドプロテクション、および各要因の安定性などが含まれます。

アーキタス（以後、アーキタスはアーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドとその関連会社を指します。）はこのようなフィルタリングにより、ファンドパフォーマンスの根拠を理解し、安定してリターンをあげてきた資産運用者に焦点をあてることができます。

2) 選定

選定段階においては、それらのファンド、および事前選定段階を通過した資産運用者に対して、徹底的なデューデリジェンスなどが行われます。アーキタスはこのプロセスを通して、資産運用者の手法と個性を精査し、市場が好調な時期と低調な時期に、彼らがどのような行動を取るかを理解しようとしています。

- 既存データの調査:
  これはスクリーニングプロセスではとらえられない要因を検討する際に重要です。 たとえば、本ファンドパフォーマンスの実績のうち、現在の資産運用者の寄与分はどの程度なのかといったファクターです。 当社のチームは本ファンドをより深く理解するために、Morningstar や Bloomberg などの様々なツールを使用します。

- アンケート:
  - アーキタスは、投資スタイルごとに 3～5 程度の合理的な数のファンドに範囲を絞ったあと、ファンドマネージャーと面談する前に、デューデリジェンスに関する詳細なアンケートへの回答を彼らに依頼します。
  - 運用チームだけでなく、本ファンドの戦略と目的に関するさらなる情報を提供するための定性的ステップです。
  - アーキタスは事前に決められたテンプレートを使用し、アンケートをスコアリングします。 その後、リードアナリストがスコアリングをチーフインベストメントオフィサーに提示し、レビューと承認を依頼します。 この時点で、範囲は最終候補者に絞られます。
  - 直接面談

＊上記の情報は2021年3月の運用開始時点のものであり、今後変更となる場合があります。

３ 主な投資制限

本ファンドはインデックス連動型ファンドとして運用されます。

本ファンドがインデックスとするFTSE世界国債インデックス（除く日本）は、一定の基準を満たす日本を除く世界の債券の流通市場の動きを測定します。本インデックスの構成銘柄は国債です。

投資制限は、本ファンドの投資方針に記載されています（本資料「２．投資方針及び投資リスク」をご参照ください）。

本ファンドにはまた、該当する場合、アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの2019年11月28日付けの目論見書の付録III*に記載されている投資制限が課されます。

*目論見書の付録IIIは本資料「3.その他詳細情報」の「１　本ファンドの投資対象及び投資制限」に記載しています。

4 投資リスクについて

本ファンドでは、以下のリスクがあります。

インデックスからの乖離リスク：インデックス連動ファンドは、インデックスのリスクとリターンを追跡することを目的としています。これはインデックスに完全に一致することは期待されておらず、これに伴うコストや費用などの様々な要因により、ファンドは当該インデックスを構成する銘柄の全部を購入することが可能ではないか、または実行可能ではないこともあります。

カウンターパーティーリスク：資産の保護預かりなどのサービスを提供する、またはデリバティブもしくはその他の商品のカウンターパーティーとなる機関の支払不能により、本ファンドは金銭的損失を被ることがあります。

信用リスク － 債券：本ファンドは債券に投資することがあり、債券は固定または変動リターンを提供し、貸付債権（ローン）の一種であり、その価額は発行体の支払能力によって決まります。発行体が支払いを怠るリスクがあります。本ファンドは一般に、高格付けの債券に投資しますが、高格付けは発行体の支払い能力を保証するものではありません。

デリバティブリスク：本ファンドは、リスク軽減（ヘッジ）の目的または投資目的でデリバティブを利用することがあります。デリバティブの利用は株価の変動を引き起こし、その結果、本ファンドと投資家が損失を被ることがあります。

為替リスク：本ファンドは海外市場に投資しており、本ファンドの価額は為替レート変動の結果として下落または上昇することがあります。

リスク一般に関する詳細は目論見書の「リスク要因」の項に記載されています。以下は、目論見書の同項からの一部抜粋です。

リスクとは、投資家がある投資で損をするか、または当該投資が投資家の期待していたほど儲からない可能性です。 一般に、リスクが大きければ大きいほど、投資の儲けは大きくなり、また損失も大きくなります。 他の投資ファンドと同様に、本ファンドのユニットの価額は、本ファンドの投資目標、主な投資戦略、特定のリスク要因の影響を受けることがあります。 したがって、ファンドは様々なリスクにさらされることがあります。 リスクの一部（本ファンドへの投資の元本リスクなど）については以下で説明しています。 しかしながら、他の要因も本ファンドの投資成果に影響を及ぼすことがあります。

インデックスファンドリスク：インデックスを追跡または模倣しようとするファンドへの投資により、投資家は、インデックスを構成する銘柄の変動および本ファンドに組入れられた銘柄の価額に伴う市場リスクにさらされます。ファンドの価額は上昇も下落もすることがあり、当該ファンドへの投資の価額もそれに応じて変動します。本ファンドの投資目標が達成されるという保証はなく、ファンドが追跡または模倣する関連するインデックスの自動的かつ継続的な追跡を保証することはできません。

ファンドがインデックス構成銘柄に直接投資する場合、投資家は、これに伴うコストや費用、本目論見書の付録 III に記載される集中制限などの様々な要因により、ファンドは当該インデックスを構成する銘柄の全部を相応の組入比率で購入すること、またはこれらを少しでも購入することが可能ではないか、または実行可能ではないこともある点に留意してください。さらに、インデックスの銘柄がコーポレートアクションの対象になる場合、インデックス構成銘柄がリストラクチャリングまたはその他のアクションの対象になる場合の株価調整のように、インデックス構成銘柄の新株発行はインデックスの時価に影響を及ぼすことがあります。

インデックスプロバイダーは、関連するインデックスルールに依拠して、インデックスに組み込まれるまたは除外される銘柄の変更を反映した新しい構成銘柄を定期的に公表しており － このプロセスを「リバランス」といいます。各インデックスのリバランス頻度の詳細は、関連する本ファンド追補目論見書に記載されています。

インデックス構成銘柄が変更された場合、当該インデックスを物理的に追跡/模倣しようとするファンドは通常、それが可能かつ実行可能である範囲で、それを行うために、インデックス構成銘柄をより密接に反映させるためにエクスポージャーの再調整を図ります。当該ファンドのエクスポージャーを再調整するため、証券の売買を行わなければなりません。このリバランスにより、インデックスのリターンの理論計算に反映されていないコストが発生し、当該ファンドがインデックスのリターンに一致したリターンを提供する能力に影響が及ぶことがあります。当該コストは直接コストまたは間接コストにもなり、取引コスト(仲介手数料など)、保管料、為替手数料、売買委託手数料(為替スプレッドなど)、印紙税などを含むことがあります。インデックスの組入比率見直しにより、本ファンドにトラッキングエラーが生じることがあり、関連するインデックス構成銘柄の利用の可否を保証することはできません。

インデックスを追跡または模倣しようとするファンドは現金を積み増すことがあり、その結果、トラッキングエラーが増加します。一般に、インデックスを追跡または模倣するファンドは、インデックス構成銘柄の相場が概ね下落しているときでも、当該インデックス構成銘柄にほぼ完全に投資し続けます。インデックス構成銘柄のパフォーマンス低下は通常、関連するファンドの投資として処分につながることはありません。

資産クラスリスク:これは、ファンドが投資している投資対象によるリターンが証券市場全体または様々な資産クラスをアンダーパフォームするリスクです。証券および資産クラスの様々な対象は、証券市場全体と比較したアウトパフォームとアンダーパフォームのサイクルを繰り返す傾向にあります。

ブローカーリスクおよびサブカストディリスク:特定の市場では、ファンドはカウンターパーティーまたはブローカーおよびディーラー、これらの者が取引している取引所の信用リスクにさらされます(これらの者が取引所または取引所外取引に関与しているかを問いません)。ブローカーの破綻もしくは詐欺、ブローカーがファンドを代行して取引を執行し清算する清算ブローカーの破綻もしくは詐欺、または為替清算機関の破綻もしくは詐欺が生じた場合、ファンドは、ブローカーが保有する資産を喪失するリスクにさらされることがあります。ファンドの投資は、法の性質または管轄区域の市場慣行により、サブカストディアンまたはブローカーの名義で登録されることがあり、これは一般的な市場慣行です。当該投資は、サブカストディアンまたはブローカー自身の投資から分離されず、当該保管会社またはブローカーがデフォルトを起こした場合には保護されず、本ファンドにより回収不能になることがあります。

利益相反リスク:ファンドの副投資マネージャーが効率的なポートフォリオ運用の目的で技法および手段を採用する場合、副投資マネージャーに関連する会社は当事者となり、または本ファンドに対して銀行サービス、証券取引サービス、もしくはその他のサービスを提供し、これにより利益を得ることがあります。本ファンドにとって最善の最終結果が関連会社から得られると副投資マネージャーが判断した場合、これらの関連会社が採用されることがあります。

受託会社に対するカウンターパーティーリスク:現金が受託会社または他の受託者により保有される場合、信託は、カウンターパーティーとしての受託会社または受託会社により採用される受託者の信用リスクにさらされます。受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合、信託は、本ファンドの現金保有高に関して受託会社またはその他の受託者の一般債権者として取り扱われます。ただし、本ファンドの証券は、分離口座で受託会社または他の受託者により管理されているため、受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合に保護されるはずです。当該カウンターパーティーが経営難に陥った場合、たとえファンドが資金を無事に全部回収できたとしても、その取引はその間大きく混乱し、場合によっては重要な損失につながる可能性があります。

適格カウンターパーティーリスク:投資家および投資をお考えの方は、以下の通りに適格カウンターパーティーとの取引において特定のリスクが発生することに留意してください。FDIポジション(スワップまたは類似する性質を持つその他のFDIなど)は、店頭で1つ以上の適格カウンターパーティーと締結することがあります。 当該FDIの取引は当該適格カウンターパーティーの信用リスクエクスポージャーをもたらすことがあります(すなわち、FDI取引の適格カウンターパーティーがファンドに関する取引の条件に基づく債務の返済を怠るリスクです)。ファンドを代行する副投資マネージャーが店頭FDI取引を締結する場合、適格カウンターパーティーから担保を受け入れることにより、適格カウンターパーティーの信用リスクの大半の軽減を図ることがあります。店頭FDIが完全担保で

ない場合、適格カウンターパーティーによるデフォルトはファンドの価額下落、ひいては、ファンドへの投資の価額下落をもたらすことがあります。

資金運用リスク:これは、マネージャーまたは副投資マネージャーが採用する戦略およびその銘柄選択が、意図した成果を生み出さないリスクです。

副投資マネージャー選択リスク:これは、マネージャーによる副投資マネージャーの選択または代替プロセス、および副投資マネージャーを選択または代替するという意思決定が、パフォーマンスおよび/またはファンドの投資目標の達成に関して意図した成果を生み出さないことがあるリスクです。

投資リスク:これは、会社の財務状況の変化ならびに全体的な市況および経済情勢に基づいてある銘柄の価額が急激かつ予測不能に上昇および下落することがあるリスクです。

投資選択リスク:副投資マネージャーは、その戦略全体の範囲内で本ファンドの目標達成を図るために特定の投資を選択します。本ファンド向けに選択された投資は、本ファンド向けに選択されなかった他の銘柄と同様に値動きを示さないことがあります。結果として、本ファンドは、同じ目標を持つまたは同じ資産クラスの他のファンドをアンダーパフォームすることがあります。

市場リスク:これは、全体的な経済情勢およびその他の要因に基づいて証券市場が急激かつ予測不能に下落するリスクです。

証券貸付リスク:追加の収益を実現する目的で、本ファンドは証券を貸し付けることがあります。当該証券貸付は、中央銀行規則に従って担保により継続的に保証されます。証券貸付のリスクは、他の担保付き信用の供与と同様に、追加担保受け入れまたは証券回収が遅延する可能性、借り手が財政破綻したかまたはファンドが保有する担保の価値が下落した場合に証券に対する権利が喪失する可能性からなります。貸付は、企業として適格な要件を具備していると副投資マネージャーがみなした企業のみに対し行われ、該当する場合、当該貸付から得られる対価がリスクを正当化すると副投資マネージャーが判断しない限り行われません。さらに、証券貸付取引および関連する担保取決めへの関与により、ファンドはより高い法的リスク(取引への法律もしくは規制の予定外の適用に関連し、または取引を裏付ける契約が法的に強制可能でないか、もしくは正しく文書化されていないことが判明した場合に発生するリスク)にさらされることがあります。

包括申込金および償還金口座(「集金口座」)リスク:マネージャーは、信託の名義で包括的レベルで単一の申込および償還金口座を運用しています(「**集金口座**」)。申込および償還金口座はファンドレベルでは開設されません。ファンドへ、またはファンドから支払われるべきすべての申込金および償還金ならびに配当または現金分配は、集金口座を通じて振り分けられ、管理されます。
ユニット発行に先立ちファンドに関して受領された申込金は、信託の名義で集金口座において保有され、信託の資産として取り扱われます。申込済みユニットが発行される時まで、投資家は、集金口座で信託により申し込まれ、また保有される現金金額に関して信託の無担保債権者となり、関連するユニットが発行される時まで、申込みが行われた関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利(配当受給権など)から恩恵を受けません。ファンドまたは信託が支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。

ファンドによる償還金および配当の支払いは、信託またはその代理人、管理会社による引受書類の原本の受領、およびすべてのマネーロンダリング防止規程の遵守を条件とします。償還金または配当を受ける権利を有する投資家への当該金額の支払いは、マネージャーまたはその代理人、管理会社が満足できる上記要件の遵守の結果が出るまで、それに応じて差し止められることがあります。償還金および分配金(差し止められた償還金または分配金を含む)は、関連する投資家への支払いを待機している間、信託の名義で集金口座で保有されます。当該金額が集金口座で保有されている限り、ファンドから当該支払いを受ける権利を有する投資家は、その金額に関して、当該金額に対する権益に関して、およびその権益の範囲で信託の無担保債権者になり、関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利(追加の配当受給権など)から恩恵を受けません。解約する投資家は、当該の解約日付で解約されたユニットに関して投資家ではなくなります。ファンドまたは信託が

支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。

ファンドが支払不能に陥った場合、他のファンドが受ける権利を有しているが、集金口座の運用の結果として、支払不能のファンドに移転していたはずだった金額の回収は、アイルランド信託法の原則および集金口座の業務手続きの条件に従います。当該金額の回収についての実行の遅延および/または紛争が生じることがあり、支払不能のファンドは他のファンドに支払われるべき金額を返済するには不十分な資金しか備えていないことがあります。

マネージャーは、信託証書の規定に従って集金口座を運用します。

投資リスクの管理体制

マネージャーは、資産運用を副投資マネージャーに委託しています。副投資マネージャーは本ファンドに内在する投資リスク(流動性リスクを含む)を監視し、管理し、報告します。

マネージャーは、独自の内部統制を構築しており、投資リスクを監視するために自社開発のソフトウェアを利用しています。

副投資マネージャーは、自社開発のシステムに加えて、外部のリスク監視システムを利用しており、これは、銘柄分析やポートフォリオ運用から、取引執行、事務処理、リスク管理に至るまでの投資運用プロセス全体を支援することを目的としています。

３．その他詳細情報

１ 本ファンドの投資対象及び投資制限

本ファンドの投資方針に記載される投資制限に加えて（本資料「２．投資方針及び投資リスク」の「１．投資方針と主な投資対象」をご参照ください）、本ファンドは、該当する場合、目論見書の付録IIIに記載される投資制限にも従います。2019年11月28日付のアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの目論見書の付録IIIからの抜粋は、以下に記載されています。

当該ファンドの資産運用は本規制を遵守しなければなりません。本規制は以下を定めています。
（以下に記載されている「加盟国」「非加盟国」は、それぞれ「EU加盟国」「EU非加盟国」を指します。）

1	**許容される投資**
	本ファンドの投資は以下に限定されます。
1.1	加盟国もしくは非加盟国の証券取引所への正式な上場が認められているか、または加盟国もしくは非加盟国で規制され、定期的に運営され、認知され、公に開かれた市場で取引されている譲渡可能証券および短期金融商品。
1.2	新規発行の譲渡可能証券で1年以内に（上記のような）証券取引所への正式な上場またはその他の市場での上場が認められているもの。
1.3	規制市場で取引されているもの以外の中央銀行規則に従って定義される短期金融証券。
1.4	UCITSのユニット。
1.5	中央銀行のガイダンス「*UCITSの他の投資ファンドへの許容可能な投資*」に定められるオルタナティブ投資ファンド（AIF）の持ち分。
1.6	中央銀行規則で定められる信用機関への預金。
1.7	中央銀行規則に定められるFDI。
2	**投資制限**
2.1	本ファンドは、第1項に記載されるもの以外の譲渡可能証券および短期金融証券には純資産総額の10%以内を投資することができます。
2.2	本ファンドは、1年以内に（第1.1項に記載される）証券取引所またはその他の市場での正式上場が認められている新規発行の譲渡可能証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。この制限は、以下を条件として規則144Aとして知られている特定の米国証券へのファンドによる投資に関しては適用されません。 － 証券は、発行から1年以内に米国証券取引委員会に登録するという約束で発行されるものとします。 － 証券は流動性の低い証券ではなく、すなわち、本ファンドにより評価された価格またはそれに近似する価格で7日以内に本ファンドにより実現されるものとします。
2.3	本ファンドは、同一発行体が発行した譲渡可能証券または短期金融証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。ただし、ファンドがそれぞれ5%を超えて投資した発行体で保有される譲渡可能証券と短期金融証券の総額は40%未満とします。
2.4	加盟国に登記事務所を有し、法律によって債券投資家保護のために特別公的監督の下にある金融機関が発行する債券の場合、（第2.3項の）10%制限は25%に引き上げられます。ファンドが、1発行体が発行したこれらの債券に純資産総額の5%を超えて投資する場合、これらの投資の総額は本ファンドの純資産総額の80%を超えてはなりません。この規定を利用するためには、中央銀行の事前の承認が要求されます。
2.5	譲渡可能証券または短期金融証券が加盟国もしくはその地方公共団体、または非加盟国もしくは1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行されている、または保証されている場合には、（第2.3項の）10%制限は35%に引き上げられます。

2.6	第2.4項および第2.5項に記載される譲渡可能証券および短期金融証券は、第2.3項に記載される40%制限を適用する目的で考慮されないものとします。
2.7	付属的流動性として保有される中央銀行UCITS規制の規制7で指定される金融機関以外の単一金融機関への預金は、以下(a)または(b)を超えないものとします。 （a） ファンドのNAVの10% （b） 預金が受託会社に対して行われている場合、ファンドの純資産の20%
2.8	店頭デリバティブのカウンターパーティーに対するファンドのリスクエクスポージャーは、純資産総額の5%を超えてはなりません。 欧州経済領域で認可された金融機関、1988年7月のバーゼル自己資本合意の批准国（欧州経済領域加盟国以外）内で認可された金融機関、またはジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可された金融機関の場合、この制限は10%に引き上げられます。
2.9	上記第2.3項、第2.7項および第2.8項にもかかわらず、同一発行体が発行した、行った、または引き受けた以下の2つ以上の組み合わせは、純資産総額の20%を超えてはなりません。 - 譲渡可能証券または短期金融証券への投資 - 預金 - 店頭デリバティブ取引から生じるカウンターパーティーリスクのエクスポージャー
2.10	単一発行体に対するエクスポージャーが純資産総額の35%を超えないものとするために、上記第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項に記載される制限は合算することはできません。
2.11	第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項の目的において、グループ会社は単一発行体とみなされます。ただし、純資産総額の20%制限は、同一グループ内の譲渡可能証券および短期金融証券への投資に適用することができます。
2.12	本ファンドは、加盟国、その地方公共団体、非加盟国または1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される、または保証されている異なる譲渡可能証券および短期金融証券に純資産総額の100%までを投資することができます。 個々の発行体は目論見書に列記されなければならず、以下のリストから引用することができます。 OECD諸国政府（関連する銘柄は投資適格であることを条件とします）、中華人民共和国政府、ブラジル政府（銘柄は投資適格であることを条件とします）、インド政府（銘柄は投資適格であることを条件とします）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体（Euratom）、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、ヨーロッパ鉄道連合（Eurofima）、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当公庫（ファニーメイ）、連邦住宅抵当貸付公社（フレディマック）、米国政府抵当金庫（ジニーメイ）、連邦奨学金融資金庫（サリーメイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、Straight-A Funding LLC。 本ファンドは、異なる6銘柄以上の証券を保有しなければならず、1銘柄の証券は純資産総額の30%を超えてはなりません。
3	集団投資スキームへの投資
3.1 3.2	ファンドは1集団投資スキーム（CIS）に対して純資産総額の20%を超えて投資することはできません。 AIFへの投資は合計で本ファンドの純資産総額の30%を超えてはなりません。
3.3	ファンドが投資するCIS自体は、他のオープンエンド型CISに純資産総額の10%を超えて投資することはできません。
3.4	ファンドが、マネージャー、または共通の管理もしくは支配により、または直接もしくは間接の大量保有により、マネージャーと連携している他の会社により直接または委託により管理される他のCISのユニットに投資する場合、マネージャーまたは他の会社は、本ファンドによるかかる他のCISのユニットへの投資の理由で、申込手数料、為替手数料、または解約手数料を課さないものとします。
3.5	委託手数料（委託手数料の割戻しを含む）が別のCISのユニットへの投資の理由でマネージャー、

	副投資マネージャーまたは投資顧問により受領される場合、この委託手数料は本ファンドの財産に払い込まれなければなりません。
3.6	ファンドが他の信託ファンドに投資する場合、以下の投資制限が適用されます。 □ ファンドは、信託ファンド自体が他の信託ファンドの株式を保有している信託ファンドには投資しないものとします。 □ かかる他の信託ファンドに投資しているファンドは、申込手数料、両替手数料、または解約手数料が課されないものとします。 □ マネージャーは、本ファンドが別の信託ファンドに投資した資産のその部分に関してはファンドに対して運用報酬を課さないものとします。 副投資マネージャーの報酬がファンドの資産から直接支払われる場合、副投資マネージャーは、本ファンドが別の信託ファンドに投資した資産のその部分に関してはファンドに対して投資運用報酬を課さないものとします。 ファンドによる別の信託ファンドへの投資は、上記第3.1項から第3.3項までに定められる制限の対象となるものとします。
4	インデックストラッキングUCITS
4.1	本ファンドの投資方針が中央銀行規則により指定され、中央銀行により認められた基準を満たすインデックスに追随することである場合、ファンドは、同一発行体が発行した株式および／または債券に純資産総額の20%までを投資することができます。
4.2	例外的な市況により正当化された場合、第4.1項の制限は35%に引き上げられ、単一発行体に適用されます。
5	一般規定
5.1	信託は、発行体の経営に対して重要な影響力を行使できる議決権を持つ株式を取得することはできません。
5.2	ファンドは以下を取得することができます。 (i) 単一発行体の無議決権株式の10%以内 (ii) 単一発行体の債券の10%以内 (iii) 単一CISのユニットの25%以内 (iv) 単一発行体の短期金融証券の10%以内 注：取得時に、債券もしくは短期金融証券の総額、または発行済み証券の純額が算定できない場合、上記(ii)、(iii)および(iv)に定められる制限は取得時に無視することができます。
5.3	第5.1項および第5.2項は以下には適用されないものとします。 (i)加盟国またはその地方公共団体により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券 (ii)非加盟国により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券 (iii)1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される譲渡可能証券および短期金融証券 (iv)非加盟国の法律の下で、保有が本ファンドが非加盟国の発行体の証券に投資できる唯一の方法になる場合、主に非加盟国に登記事務所を有する発行体の証券に資産を投資する非加盟国で設立された会社の出資でファンドにより保有される株式。この権利放棄は、投資方針において、非加盟国の会社が第2.3項から第2.11項まで、第3.1項、第3.2項、第5.1項、第5.2項、第5.4項、第5.5項および第5.6項に定められる制限を遵守している場合に限り、また、これらの制限が超過した場合、下記第5.5項および第5.6項が遵守されていることを条件として適用されます。 (v)排他的に投資家に代わって、投資家の要請によりユニットの買戻しに関して子会社が所在する国で管理業務、顧問業務またはマーケティング業務のみを行っている子会社の出資で信託により保有されている株式
5.4	それぞれの資産の一部を構成する譲渡可能証券または短期金融証券に付随する新株引受権を行使する場合、ファンドは本書の投資制限を遵守する必要はありません。

5.5	中央銀行は、新規認可ファンドに対し、リスク分散の原則を遵守することを条件として、認可日後6ヵ月間、第2.3項から第2.12項まで、第3.1項、第3.2項、第4.1項および第4.2項の規定からの適用除外を認めることができます。
5.6	本書に定められる制限がファンドの支配の及ばない理由でまたは新株引受権の行使の結果として超過した場合、本ファンドは、売却取引の優先目的として、投資家の利益を十分に考慮し、その事態の改善策を採用しなければなりません。
5.7	信託は以下の空売りを実行することはできません。 - 譲渡可能証券 - 短期金融証券* - CISのユニットまたは - FDI *信託による短期金融証券の空売りは禁止されています。
5.8	ファンドは不随的流動資産を保有することができます。
6	金融デリバティブ商品(「FDI」)
6.1	ファンドのFDIに関するグローバル・エクスポージャーは純資産総額を超えてはなりません。
6.2	FDI(譲渡可能証券または短期金融証券への組み込みFDIを含む)の対象資産のポジションエクスポージャーは、関連する場合において、直接投資から生じたポジションと組み合わせた場合、中央銀行UCITS規制/ガイダンスに定められる投資制限を超過してはなりません。(インデックス型FDIの場合、対象インデックスが中央銀行UCITS規制に定められる基準を満たすインデックスであることを条件として、この規定は適用されません。)
6.3	ファンドは、以下を条件として店頭(OTC)で取引されるFDIに投資することができます。 - 店頭取引(OTC)のカウンターパーティーは、プルデンシャル監督の対象であり、中央銀行により承認されたカテゴリーに属する機関とします。
6.4	FDIへの投資は中央銀行により定められた条件および制限に従います。

借入れ制限

中央銀行規則は、本ファンドに関して、信託が以下を行うことを定めています。

(a)借入れを行うことはできません(この借入れが一時的なものであることを条件として、合計で本ファンドの純資産総額の10%を超えない借入れ以外)。借入れは本ファンドの資産に関して保証することができます。 借入金残高の比率を算定する場合、貸方残高(例えば、現金)は借入金と相殺することはできません。

(b)バックツーバックローンにより外貨を取得することができます。以下のように預金を相殺することを条件として、この方法で取得した外貨は(a)の借入れ制限の目的で借入金には分類されません。(i)本ファンドの基準通貨建てにすること、および(ii)外貨建て借入金残高の価額と同等かまたはこれを上回ること。ただし、外貨建て借入金がバックツーバック預金の価額を超過する場合、超過額は上記(a)の目的での借入れとみなされます。

４. 運用状況

１ 投資状況

本ファンドは2021年3月24日に設立予定のため、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

２ 投資資産

本ファンドは2021年3月24日に設立予定のため、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

（1）投資有価証券の主要銘柄

（2）投資不動産物件

（3）その他投資資産の主要なもの

３ 運用実績

本ファンドは2021年3月24日に設立予定のため、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

（1）純資産の推移

（2）分配の推移

（3）収益率の推移

特別勘定の名称：日本株式型

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

１．投資信託（ファンド）の性格

１ 名　称

JDFインデックス･ファンド国内株式Ｆ（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

２ 目的及び基本的性格

当ファンドは、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数、配当込み）に連動する投資成果を目指した運用を行います。「インデックス・マザー・ファンド国内株式」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することがあります。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／国内／株式／インデックス型（TOPIX）に分類されます。
＊信託金の限度額は 500 億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

３ 特　色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位に維持することを基本とします。なお、株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

【ファンドのベンチマーク】
当ファンドは TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。

TOPIX（東証株価指数、配当込み）は、東京証券取引所第一部上場全銘柄の時価総額を基準時(昭和 43 年 1 月 4 日)の時価総額で除して基準値（100）を乗じ算出した指数で、株式会社東京証券取引所(以下、(株)東京証券取引所)により算出、公表されます。当指数は、新規上場や上場廃止等の市況とは無関係の時価総額変動要因を修正して連動性を持たせたもので、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。
TOPIX の商標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は(株)東京証券取引所に帰属します。(株)東京証券取引所は TOPIX の内容の変更、公表の停止または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。(株)東京証券取引所は TOPIX の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対して、責任を負いません。

4 仕組み

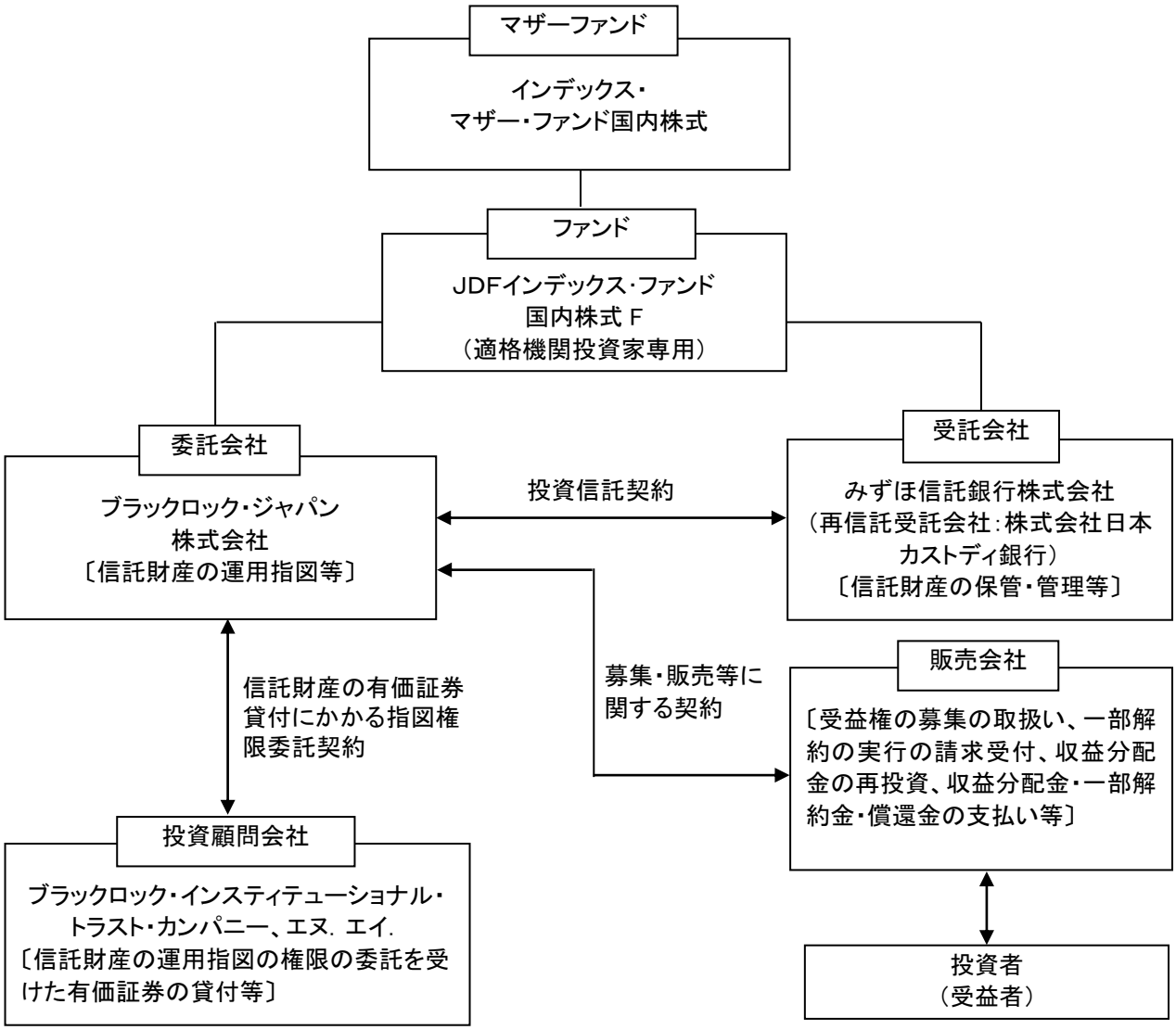

※上記の仕組みは、2020 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

インデックス・マザー・ファンド国内株式の受益証券を主要投資対象とし、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数、配当込み）に連動する投資成果を目指した運用を行います。

- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位に維持することを基本とします。なお、株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引及び金利先渡取引を行うことができます。
- 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足が生じる場合は、資金の借入れを行うことができます。
- 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

インデックス・マザー・ファンド国内株式

- わが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果を目指した運用を行います。
- 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。なお、株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引及び金利先渡取引を行うことができます。
- 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向の急激な変動が生じたときなど、信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンス及びリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社における運用体制は以下の通りです。
  ＜運用部門：約 70 名(2020 年 12 月末現在)＞

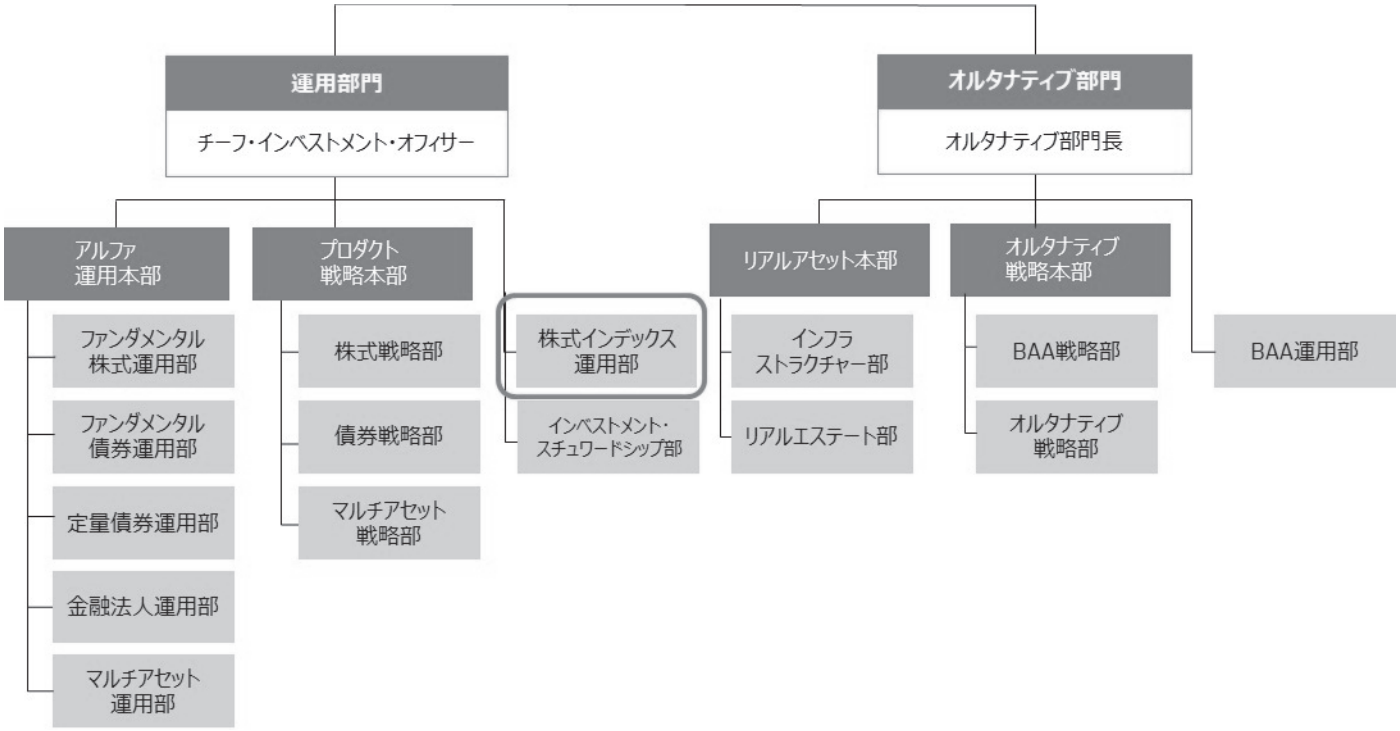

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。

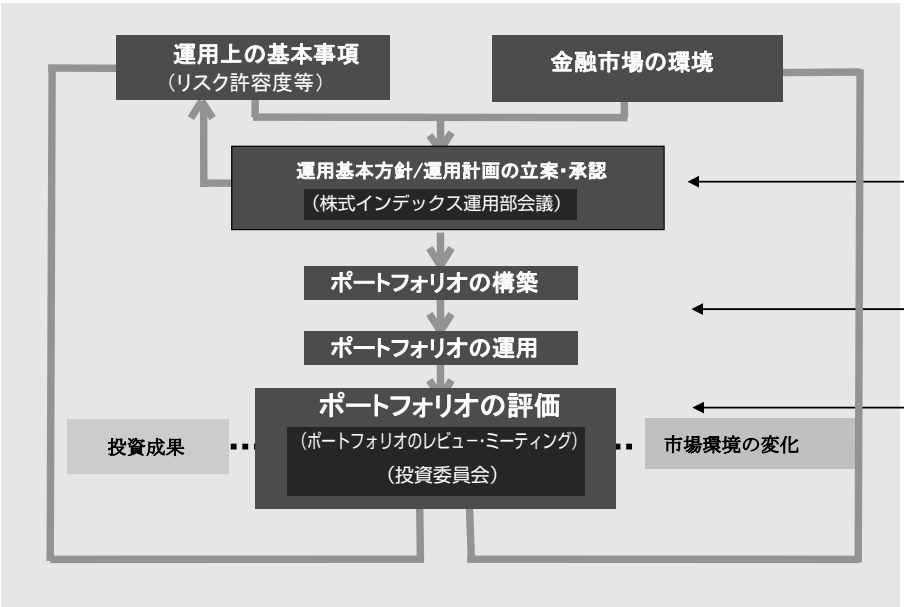

2020 年 12 月末現在
(注)上記運用体制は、将来変更される可能性があります。

３ 主な投資制限

ファンドの法令及び投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
② 外貨建資産への投資は行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

インデックス・マザー・ファンド国内株式
①株式への投資割合には制限を設けません。
②外貨建資産への投資は、行いません。

４ 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 価格変動リスク
株価は、発行会社の業績、市場の需給、政治・経済情勢等を反映して変動します。株式市場における価格変動を受けて、ファンド及びマザーファンドの基準価額が変動します。

b. 流動性リスク
市場の急変時等には、希望した取引ができないことにより、運用の基本方針に従った運用が出来ない場合があります。

c. 信用リスク
組入株式等の発行会社等の財務状況の悪化や倒産等の影響により、基準価額が大きく影響を受けることがあります。

d. 対象とする株価指数との乖離
ファンドは、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動することを目指しますが、基準価額が同指数から乖離する場合があります。乖離を引き起こす要因としてはファンドへの資金の流出入と実際にマザーファンドで株式を売買するタイミングのずれ、売買コスト、組入れ銘柄の配当金や権利処理等による現金の発生、先物価格と指数との価格差、信託報酬等費用の負担等があります。（これらの場合以外にも乖離する場合があります。）

e. 解約による資金流出に伴うリスク
一部解約の支払資金を手当てするために保有株式等を大量に売却する場合があります。その場合、市場動向や流動性の状況により、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。なお、ファミリーファンド方式による運用を行うため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によってはファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

②リスクの管理体制
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2020 年 12 月末現在
(注)上記リスクの管理体制は、将来変更される可能性があります。

3. その他詳細情報

1 JDFインデックス・ファンド国内株式 F（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   (a) 有価証券
   (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第28条、第29条及び第30条に定めるものに限ります。）
   (c) 金銭債権
   (d) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）と類似の取引に係る権利
   (b) 為替手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるインデックス・マザー・ファンド国内株式（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし本邦通貨建のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第 12 号並びに第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券及び第 12 号並びに第 17 号の証券または証書のうち第2号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券及び第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、配当金の受領、分配金の支払い、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められた範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の売買に係る取引を委託者の関係会社と行うことを指図することができます。

2 JDFインデックス・ファンド国内株式 F（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) 委託会社は、(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

c. 先物取引等の運用指図及び範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(b) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図及び範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引の指図及び範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するために、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図及び範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

(b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、貸付先として、委託会社の関係会社もしくは約款に規定する委託を受けた者の関係会社を選定することができるものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図及び範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図及び範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

i. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は2020年12月末現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況（2020 年 12 月末現在）

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		9,723,936,127	100.05
	内 日本	9,723,936,127	100.05
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△4,851,485	△0.05
純資産総額		9,719,084,642	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2020 年 12 月末現在）

インデックス・マザー・ファンド国内株式

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式		12,334,295,300	98.27
	内 日本	12,334,295,300	98.27
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		217,522,288	1.73
純資産総額		12,551,817,588	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

2 投資資産（2020 年 12 月末現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	インデックス・マザー・ファンド国内株式	日本	親投資信託受益証券	6,849,289,376	1.2469	8,540,870,419	1.4197	9,723,936,127	100.05

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【参考情報】マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄（2020 年 12 月末現在）

インデックス・マザー・ファンド国内株式

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	通貨 地域	種類 業種	数量 （口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （%）
1	トヨタ自動車	日本・円 日本	株式 輸送用機器	55,100	7,724.15 425,601,177	7,957.00 438,430,700	3.49
2	ソニー	日本・円 日本	株式 電気機器	30,900	7,502.11 231,815,367	10,285.00 317,806,500	2.53
3	ソフトバンクグループ	日本・円 日本	株式 情報・通信業	38,400	5,494.58 210,992,224	8,058.00 309,427,200	2.47
4	キーエンス	日本・円 日本	株式 電気機器	4,500	38,447.62 173,014,313	58,000.00 261,000,000	2.08
5	任天堂	日本・円 日本	株式 その他製品	3,000	40,193.45 120,580,363	65,830.00 197,490,000	1.57
6	日本電信電話	日本・円 日本	株式 情報・通信業	64,700	2,770.80 179,271,121	2,645.50 171,163,850	1.36
7	日本電産	日本・円 日本	株式 電気機器	11,900	6,988.90 83,167,958	12,980.00 154,462,000	1.23
8	武田薬品工業	日本・円 日本	株式 医薬品	41,100	4,145.59 170,383,780	3,755.00 154,330,500	1.23
9	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本・円 日本	株式 銀行業	333,000	558.79 186,078,340	456.10 151,881,300	1.21
10	第一三共	日本・円 日本	株式 医薬品	42,400	2,570.09 108,972,170	3,535.00 149,884,000	1.19
11	信越化学工業	日本・円 日本	株式 化学	8,300	13,693.64 113,657,280	18,040.00 149,732,000	1.19
12	リクルートホールディングス	日本・円 日本	株式 サービス業	33,800	4,503.95 152,233,727	4,321.00 146,049,800	1.16
13	ダイキン工業	日本・円 日本	株式 機械	6,300	15,402.74 97,037,323	22,920.00 144,396,000	1.15
14	HOYA	日本・円 日本	株式 精密機器	9,800	10,186.62 99,828,897	14,270.00 139,846,000	1.11
15	村田製作所	日本・円 日本	株式 電気機器	14,500	6,274.23 90,976,358	9,320.00 135,140,000	1.08
16	東京エレクトロン	日本・円 日本	株式 電気機器	3,100	25,102.50 77,817,753	38,400.00 119,040,000	0.95
17	ファナック	日本・円 日本	株式 電気機器	4,600	20,267.14 93,228,845	25,360.00 116,656,000	0.93
18	本田技研工業	日本・円 日本	株式 輸送用機器	38,900	3,024.71 117,661,514	2,877.50 111,934,750	0.89
19	KDDI	日本・円 日本	株式 情報・通信業	35,300	3,402.20 120,097,660	3,066.00 108,229,800	0.86
20	三井住友フィナンシャルグループ	日本・円 日本	株式 銀行業	33,700	3,722.96 125,463,801	3,188.00 107,435,600	0.86
21	エムスリー	日本・円 日本	株式 サービス業	10,400	3,081.00 32,042,467	9,743.00 101,327,200	0.81
22	伊藤忠商事	日本・円 日本	株式 卸売業	34,000	2,592.60 88,148,606	2,964.00 100,776,000	0.80
23	日立製作所	日本・円 日本	株式 電気機器	23,700	4,161.18 98,620,155	4,065.00 96,340,500	0.77
24	SMC	日本・円 日本	株式 機械	1,500	49,230.00 73,845,000	62,950.00 94,425,000	0.75
25	花王	日本・円 日本	株式 化学	11,800	8,538.88 100,758,852	7,970.00 94,046,000	0.75
26	東京海上ホールディングス	日本・円 日本	株式 保険業	17,200	6,102.42 104,961,721	5,308.00 91,297,600	0.73
27	みずほフィナンシャルグループ	日本・円 日本	株式 銀行業	66,200	1,578.06 104,468,048	1,307.50 86,556,500	0.69

順位	銘柄	通貨 地域	種類 業種	数量 （口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資比率 （%）
28	オリエンタルランド	日本・円 日本	株式 サービス業	5,000	13,806.87 69,034,357	17,040.00 85,200,000	0.68
29	中外製薬	日本・円 日本	株式 医薬品	15,400	4,044.94 62,292,076	5,503.00 84,746,200	0.68
30	三菱商事	日本・円 日本	株式 卸売業	31,900	2,835.08 90,439,228	2,541.00 81,057,900	0.65

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
株式	98.27
合計	98.27

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率（%）
水産・農林業	0.09
鉱業	0.14
建設業	2.32
食料品	3.47
繊維製品	0.46
パルプ・紙	0.22
化学	7.45
医薬品	5.83
石油・石炭製品	0.36
ゴム製品	0.50
ガラス・土石製品	0.77
鉄鋼	0.61
非鉄金属	0.73
金属製品	0.59
機械	5.64
電気機器	17.02
輸送用機器	7.28
精密機器	2.75
その他製品	2.72
電気・ガス業	1.27
陸運業	3.43
海運業	0.19
空運業	0.38
倉庫・運輸関連業	0.17
情報・通信業	8.99
卸売業	4.50
小売業	4.66
銀行業	4.38
証券、商品先物取引業	0.76
保険業	1.88
その他金融業	1.10
不動産業	1.92
サービス業	5.69
合計	98.27

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資不動産物件（2020 年 12 月末現在）
インデックス・マザー・ファンド国内株式
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドのその他投資資産の主要なもの（2020 年 12 月末現在）
インデックス・マザー・ファンド国内株式

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	TOPIX先物 2021 年 3 月	買建	8	141,287,679	144,360,000	1.15
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	ミニTOPIX先物 2021 年 3 月	買建	27	47,902,949	48,721,500	0.39

（注 1）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。
（注 2）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

3 運用実績（2020 年 12 月末現在）

① 純資産の推移
2020 年 12 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）(円)	1口当たりの純資産額（分配付）(円)
第 1 期(2006 年 8 月 21 日)	1,121,459,516	1,121,459,516	0.9445	0.9445
第 2 期(2007 年 2 月 20 日)	1,234,070,718	1,234,783,157	1.0393	1.0399
第 3 期(2007 年 8 月 20 日)	1,905,433,213	1,907,139,849	0.8932	0.8940
第 4 期(2008 年 2 月 20 日)	1,628,502,948	1,638,956,099	0.7634	0.7683
第 5 期(2008 年 8 月 20 日)	1,543,567,467	1,558,713,870	0.7236	0.7307
第 6 期(2009 年 2 月 20 日)	2,617,749,073	2,636,438,073	0.4342	0.4373
第 7 期(2009 年 8 月 20 日)	5,784,335,607	5,830,468,911	0.5642	0.5687
第 8 期(2010 年 2 月 22 日)	5,276,286,820	5,316,689,794	0.5354	0.5395
第 9 期(2010 年 8 月 20 日)	7,386,166,944	7,448,099,718	0.4890	0.4931
第 10 期(2011 年 2 月 21 日)	7,695,036,570	7,757,921,555	0.5751	0.5798
第 11 期(2011 年 8 月 22 日)	4,203,097,540	4,256,857,709	0.4378	0.4434
第 12 期(2012 年 2 月 20 日)	4,636,557,461	4,683,597,609	0.4830	0.4879
第 13 期(2012 年 8 月 20 日)	8,099,488,431	8,160,262,397	0.4531	0.4565
第 14 期(2013 年 2 月 20 日)	4,901,107,840	4,959,786,404	0.5763	0.5832
第 15 期(2013 年 8 月 20 日)	6,093,845,079	6,149,605,882	0.6666	0.6727
第 16 期(2014 年 2 月 20 日)	6,273,227,188	6,326,453,696	0.7072	0.7132
第 17 期(2014 年 8 月 20 日)	7,251,204,090	7,325,827,404	0.7579	0.7657
第 18 期(2015 年 2 月 20 日)	12,108,827,723	12,182,286,866	0.8901	0.8955
第 19 期(2015 年 8 月 20 日)	14,539,219,836	14,685,683,292	0.9629	0.9726
第 20 期(2016 年 2 月 22 日)	11,663,180,888	11,776,730,841	0.7704	0.7779
第 21 期(2016 年 8 月 22 日)	11,710,580,500	11,847,085,855	0.7721	0.7811
第 22 期(2017 年 2 月 20 日)	13,799,083,228	13,930,030,593	0.9168	0.9255
第 23 期(2017 年 8 月 21 日)	14,171,110,006	14,331,528,992	0.9452	0.9559
第 24 期(2018 年 2 月 20 日)	15,601,050,454	15,745,973,505	1.0442	1.0539
第 25 期(2018 年 8 月 20 日)	14,570,458,275	14,731,664,201	1.0033	1.0144
第 26 期(2019 年 2 月 20 日)	14,052,084,003	14,197,511,024	0.9566	0.9665
第 27 期（2019 年 8 月 20 日）	11,489,077,565	11,655,259,985	0.8918	0.9047
第 28 期（2020 年 2 月 20 日）	12,939,518,894	13,081,810,777	0.9912	1.0021
第 29 期（2020 年 8 月 20 日）	9,592,687,265	9,723,367,628	0.9469	0.9598
2019 年 12 月末日	13,387,529,817	―	1.0302	―
2020 年 1 月末日	13,120,391,334	―	1.0080	―
2 月末日	11,676,740,368	―	0.8945	―
3 月末日	11,042,685,420	―	0.8415	―
4 月末日	8,644,510,044	―	0.8779	―

5 月末日	9,286,130,441	―	0.9374	―
6 月末日	9,329,626,403	―	0.9358	―
7 月末日	9,008,318,504	―	0.8981	―
8 月末日	9,716,920,512	―	0.9583	―
9 月末日	9,905,506,352	―	0.9706	―
10 月末日	9,674,022,821	―	0.9429	―
11 月末日	10,764,388,082	―	1.0479	―
12 月末日	9,719,084,642	―	1.0789	―

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たり分配金(円)
第 1 期	2006 年 4 月 25 日～2006 年 8 月 21 日	0
第 2 期	2006 年 8 月 22 日～2007 年 2 月 20 日	0.0006
第 3 期	2007 年 2 月 21 日～2007 年 8 月 20 日	0.0008
第 4 期	2007 年 8 月 21 日～2008 年 2 月 20 日	0.0049
第 5 期	2008 年 2 月 21 日～2008 年 8 月 20 日	0.0071
第 6 期	2008 年 8 月 21 日～2009 年 2 月 20 日	0.0031
第 7 期	2009 年 2 月 21 日～2009 年 8 月 20 日	0.0045
第 8 期	2009 年 8 月 21 日～2010 年 2 月 22 日	0.0041
第 9 期	2010 年 2 月 23 日～2010 年 8 月 20 日	0.0041
第 10 期	2010 年 8 月 21 日～2011 年 2 月 21 日	0.0047
第 11 期	2011 年 2 月 22 日～2011 年 8 月 22 日	0.0056
第 12 期	2011 年 8 月 23 日～2012 年 2 月 20 日	0.0049
第 13 期	2012 年 2 月 21 日～2012 年 8 月 20 日	0.0034
第 14 期	2012 年 8 月 21 日～2013 年 2 月 20 日	0.0069
第 15 期	2013 年 2 月 21 日～2013 年 8 月 20 日	0.0061
第 16 期	2013 年 8 月 21 日～2014 年 2 月 20 日	0.0060
第 17 期	2014 年 2 月 21 日～2014 年 8 月 20 日	0.0078
第 18 期	2014 年 8 月 21 日～2015 年 2 月 20 日	0.0054
第 19 期	2015 年 2 月 21 日～2015 年 8 月 20 日	0.0097
第 20 期	2015 年 8 月 21 日～2016 年 2 月 22 日	0.0075
第 21 期	2016 年 2 月 23 日～2016 年 8 月 22 日	0.0090
第 22 期	2016 年 8 月 23 日～2017 年 2 月 20 日	0.0087
第 23 期	2017 年 2 月 21 日～2017 年 8 月 21 日	0.0107
第 24 期	2017 年 8 月 22 日～2018 年 2 月 20 日	0.0097
第 25 期	2018 年 2 月 21 日～2018 年 8 月 20 日	0.0111
第 26 期	2018 年 8 月 21 日～2019 年 2 月 20 日	0.0099
第 27 期	2019 年 2 月 21 日～2019 年 8 月 20 日	0.0129
第 28 期	2019 年 8 月 21 日～2020 年 2 月 20 日	0.0109
第 29 期	2020 年 2 月 21 日～2020 年 8 月 20 日	0.0129

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)
第 1 期	2006 年 4 月 25 日～2006 年 8 月 21 日	△5.6
第 2 期	2006 年 8 月 22 日～2007 年 2 月 20 日	10.1
第 3 期	2007 年 2 月 21 日～2007 年 8 月 20 日	△14.0
第 4 期	2007 年 8 月 21 日～2008 年 2 月 20 日	△14.0
第 5 期	2008 年 2 月 21 日～2008 年 8 月 20 日	△4.3
第 6 期	2008 年 8 月 21 日～2009 年 2 月 20 日	△39.6
第 7 期	2009 年 2 月 21 日～2009 年 8 月 20 日	31.0
第 8 期	2009 年 8 月 21 日～2010 年 2 月 22 日	△4.4
第 9 期	2010 年 2 月 23 日～2010 年 8 月 20 日	△7.9
第 10 期	2010 年 8 月 21 日～2011 年 2 月 21 日	18.6
第 11 期	2011 年 2 月 22 日～2011 年 8 月 22 日	△22.9
第 12 期	2011 年 8 月 23 日～2012 年 2 月 20 日	11.4
第 13 期	2012 年 2 月 21 日～2012 年 8 月 20 日	△5.5
第 14 期	2012 年 8 月 21 日～2013 年 2 月 20 日	28.7
第 15 期	2013 年 2 月 21 日～2013 年 8 月 20 日	16.7
第 16 期	2013 年 8 月 21 日～2014 年 2 月 20 日	7.0
第 17 期	2014 年 2 月 21 日～2014 年 8 月 20 日	8.3
第 18 期	2014 年 8 月 21 日～2015 年 2 月 20 日	18.2

第 19 期	2015 年 2 月 21 日～2015 年 8 月 20 日	9.3
第 20 期	2015 年 8 月 21 日～2016 年 2 月 22 日	△19.2
第 21 期	2016 年 2 月 23 日～2016 年 8 月 22 日	1.4
第 22 期	2016 年 8 月 23 日～2017 年 2 月 20 日	19.9
第 23 期	2017 年 2 月 21 日～2017 年 8 月 21 日	4.3
第 24 期	2017 年 8 月 22 日～2018 年 2 月 20 日	11.5
第 25 期	2018 年 2 月 21 日～2018 年 8 月 20 日	△2.9
第 26 期	2018 年 8 月 21 日～2019 年 2 月 20 日	△3.7
第 27 期	2019 年 2 月 21 日～2019 年 8 月 20 日	△5.4
第 28 期	2019 年 8 月 21 日～2020 年 2 月 20 日	12.4
第 29 期	2020 年 2 月 21 日～2020 年 8 月 20 日	△3.2

（注） 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。なお、第 1 期計算期間については、前期末基準価額を 10,000 円（1 万口当たり）として計算しています。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1．貸借対照表

区　分	前監査対象期間末 （2019 年8月 20 日現在） 金　　額(円)	当監査対象期間末 （2020 年8月 20 日現在） 金　　額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,663,384,483	9,729,828,213
流動資産合計	11,663,384,483	9,729,828,213
資産合計	11,663,384,483	9,729,828,213
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	166,182,420	130,680,363
未払受託者報酬	1,201,504	951,605
未払委託者報酬	6,808,694	5,392,564
その他未払費用	114,300	116,416
流動負債合計	174,306,918	137,140,948
負債合計	174,306,918	137,140,948
純資産の部		
元本等		
元本	12,882,358,164	10,130,260,702
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,393,280,599	△537,573,437
（分配準備積立金）	4,549,818,979	3,357,521,602
元本等合計	11,489,077,565	9,592,687,265
純資産合計	11,489,077,565	9,592,687,265
負債純資産合計	11,663,384,483	9,729,828,213

2. 損益及び剰余金計算書

区　分	前監査対象期間 （自 2018 年8月 21 日 至 2019 年8月 20 日）	当監査対象期間 （自 2019 年8月 21 日 至 2020 年8月 20 日）
	金　額（円）	金　額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	△1,146,923,083	630,806,834
営業収益合計	△1,146,923,083	630,806,834
営業費用		
受託者報酬	2,599,920	2,228,932
委託者報酬	14,733,300	12,631,041
その他費用	228,600	232,833
営業費用合計	17,561,820	15,092,806
営業利益又は営業損失（△）	△1,164,484,903	615,714,028
経常利益又は経常損失（△）	△1,164,484,903	615,714,028
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,164,484,903	615,714,028
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	31,102,941	△518,160,990
期首剰余金又は期首欠損金（△）	47,401,797	△1,393,280,599
剰余金増加額又は欠損金減少額	95,832,334	48,952,683
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	95,832,334	48,952,683
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,317,445	54,148,293
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	29,317,445	54,148,293
分配金	311,609,441	272,972,246
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,393,280,599	△537,573,437

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

特別勘定の名称：日本株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】
◯セレクション・ジャパン・エクイティ
※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

特別勘定で組入れる投資信託に関する情報
（資産運用に関する極めて重要な事項）

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名称

セレクション・ジャパン・エクイティ

＊以後、「本ファンド」とも呼びます。

2 目的及び基本的性格

投資目標

本ファンドの投資目標は、分散が効いた、アクティブに運用される証券ポートフォリオからの長期的資本形成を投資家に提供することです。

主な特徴

- 本ファンドは、アクティブ運用され、少なくとも3分の2を日本の規制市場において、籍を置く証券、上場証券、相場価格がある証券、または流通証券に投資します。
- 本ファンドはまた、株式関連有価証券、および日本国外に設立された企業に対しても、30%まで投資します。
- パフォーマンスの測定では、本ファンドは配当込みTOPIXに対して測定しますが、副投資マネージャーは、その裁量でベンチマークの一部ではない証券へ投資する場合があります。
- 基準通貨：　日本円

3 特色

- 本ファンドはアイルランドで UCITS ファンドとして認可され、アイルランド中央銀行の規制を受けます。
- ユニットクラス：　機関投資家クラスⅠ（日本円）ユニット
- ISIN：　IE00BMXYTL65
- 法的構造：
  - 本ファンドは、ユニットトラストであるアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストのサブファンドです。
  - 本ファンドの資産運用会社（以後、「マネージャー」と呼びます）はアーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドで、アイルランドで認可されアイルランド中央銀行の規制を受けます。

4 月の運用開始時点では、マネージャーは、以下の通り、副投資マネージャーを任命します。

1. グロース：	コムジェスト・エス・アー	25%
2. コア/グロース：	ジュピター・アセット・マネジメント・リミテッド	35%
3. バリュー：	日興アセットマネジメント株式会社	40%

マネージャー・オブ・マネージャーズのアプローチは、以下の手段により、ファンド・オブ・ファンズよりも投資家に利益をもたらします。

- より大きな副投資マネージャーのユニバースへアクセスできる
- 保有銘柄の完全な透明性があることでリスク管理が強化される
- ファンド構造全体に及ぶ大規模なオペレーション上の取引をせずに、効率的にマネージャーを入れ替えできる
- スケールメリットによるコストの効率化
- ESG（環境・社会・企業統治）組み入れのスクリーニングなど、基礎となる戦略のカスタマイズが可能

運用プロセスには以下を含みます。

1) **事前選定**

定量スクリーニングはマネージャー選定の第一歩です。主な目的は投資可能なユニバースをフィルタリングし、一定の重要スキルを発揮できるような資産運用者を擁する、より関連性の高いピアグループを抽出することです。

独自の定量的フィルタリングツールは、相関性の低い要因を多数用いて各資産クラスのファンドをランク付けします。その要素には、高いリスク調整後リターン、市場の上昇局面をとらえる手腕、市場のダウンサイドプロテクション、および各要因の安定性などが含まれます。

アーキタス（以後、アーキタスはアーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドとその関連会社を指します。）はこのようなフィルタリングにより、ファンドパフォーマンスの根拠を理解し、安定してリターンをあげてきた資産運用者に焦点をあてることができます。

2) **選定**

選定段階においては、それらのファンド、および事前選定段階を通過した資産運用者に対して、徹底的なデューデリジェンスなどが行われます。アーキタスはこのプロセスを通して、資産運用者の手法と個性を精査し、市場が好調な時期と低調な時期に、彼らがどのような行動を取るかを理解します。

- **既存データの調査**:

これはスクリーニングプロセスではとらえられない要因を検討する際に重要です。たとえば、ファンドパフォーマンスの実績のうち、現在の資産運用者の寄与分はどの程度なのかといったファクターです。当社のチームは各ファンドをより深く理解するために、Morningstar や Bloomberg などの様々なツールを使用します。

アンケート:

- アーキタスは、投資スタイルごとに 3～5 程度の合理的な数のファンドに範囲を絞ったあと、ファンドマネージャーと面談する前に、デューデリジェンスに関する詳細なアンケートへの回答を依頼します。
- 運用チームだけでなく、本ファンドの戦略と目的に関するさらなる情報を提供するための定性的ステップです。
- アーキタスは事前に決められたテンプレートを使用し、アンケートをスコアリングします。その後、リードアナリストがスコアリングをチーフインベストメントオフィサーに提示し、レビューと承認を依頼します。この時点で、範囲は最終候補者に絞られます。

面談

その後、リードアナリストとチーフインベストメントオフィサーによって、現場での半日面談が手配、実施されます。

この面談は、候補先の投資戦略について深い洞察を得るためのものです。アーキタスは、ファンドとファンドグループの特徴を探るため、投資プロセスに影響を持つアナリスト、リスクマネージャー、その他チームメンバーとも面談する場合があります。

ファンドマネージャーは、以下に示す例のような幅広い一連の基準で評価されます。

ポートフォリオの構築において、運用チームは、相互に補完し合う、リスクと潜在リターンの間で最適なバランスがとれたファンドを探します。

リサーチツールのアウトプットを使用して、各ファンドのボラティリティと収益の相関関係を分析し、ファンドのウェイトが変わるとポートフォリオリスクがどのように変化するかを検証します。ポートフォリオマネージャーは、必要に応じて、コンビクション（確信度）の高い見通しに合致するスタイルへティルトします。

ファンドとマネージャーのモニタリング

アーキタスの投資プロセスでは、各セクターのリードアナリストが年 2 回、担当セクターの組入推奨リストをレビューします。このレビューは机上分析だけの可能性があります。ただし、アナリストはアーキタスが保有または推薦する全てのファンドマネージャーと面談または電話会議を少なくとも年 1 回実施します。再委託されたマンデートの場合、マネージャーとの面談は四半期ごとに実施します。

これらの面談では、過去のパフォーマンス決定要因と将来のポジショニングについて話し合われます。アナリストは、ファンド運用の投資哲学、スタイル、プロセス、またはチームに何らかの変更があり、これによりファンドにとってのリスクまたはリターン予想が変わる可能性があるかどうかを理解しようとします。アナリストはまた、必要に応じて、現在の保有ファンドと入れ替えになる可能性がある代替ファンドを探すことにも注力します。

*上記の情報は2021年4月の運用開始時点のものであり、今後変更となる場合があります。

4 仕組み

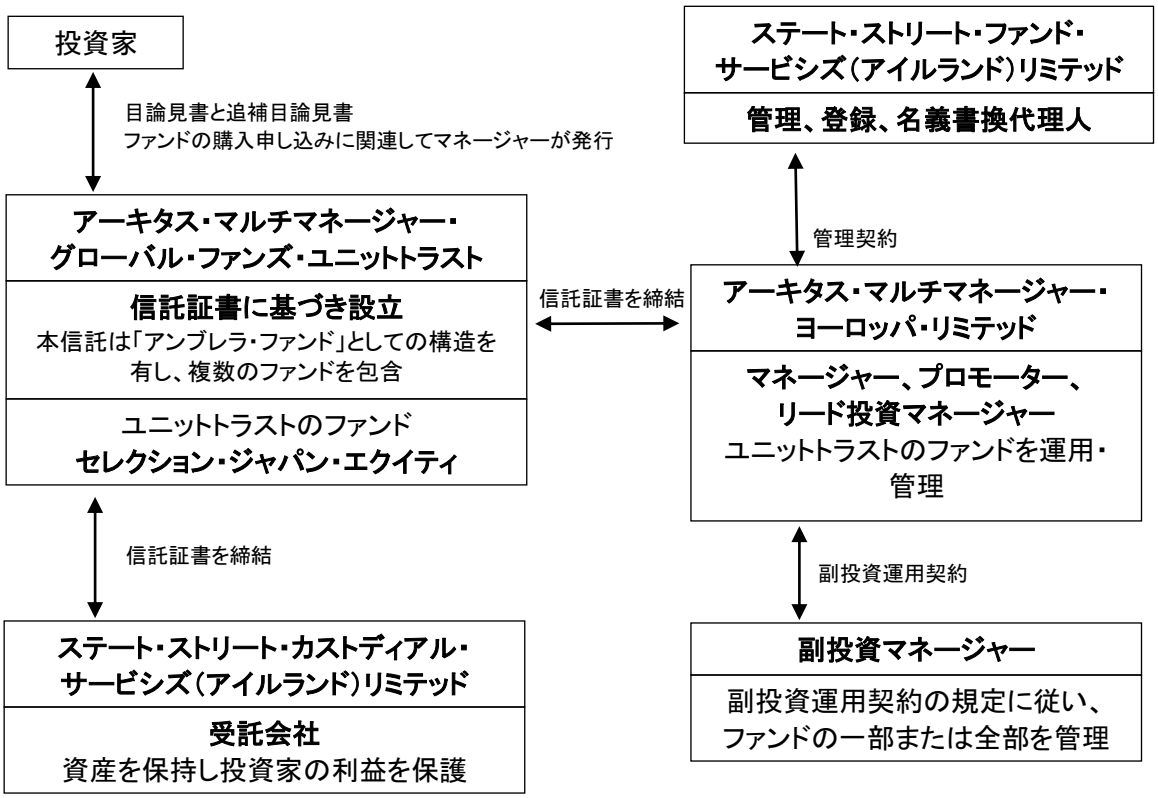

＊上記の情報は2021年4月の運用開始時点のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1　投資方針と主な投資対象

本ファンドは、少なくとも3分の2を日本の規制市場において、籍を置く証券、上場証券、相場価格がある証券、または流通証券に投資することにより、目的の達成を目指します。また、本ファンドは株式関連有価証券（優先株の米国預託証券（「ADR」）および海外株式預託証書（「GDR」））および日本国外で設立された企業（中小企業または大企業）に対し、最大30%を投資することができます。本ファンドは、あらゆるセクターにおける純資産総額に対する投資比率について、いかなる制限も受けません。本ファンドは、純資産総額の10%までをUCITSおよび適切なその他の投資ファンドに投資することができます。

本ファンドは、目論見書および、目論見書の付録IIに定められる制約に従い、投資目的の達成または効率的なポートフォリオ管理のために、金融デリバティブ商品（FDI）を用いることができます。FDIの投資には、株価指数先物（株式または株式関連有価証券の効率的エクスポージャー獲得の目的で使用される）を含みますが、それに限定されません。本ファンドは、中央銀行に提出したRMPに含まれるFDIのみを利用します。

トータルリターン・スワップに関連して、マネージャーは、かかる取引が純資産総額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純資産総額の100%まで取引を行えます。

本ファンドは、中央銀行規則と目論見書の付録IIに従った効率的なポートフォリオ管理の目的に限定して、証券貸付、買い戻しおよび/または売り戻し条件付き売買契約（レポやリバース・レポ契約）の取引を行えます。マネージャーは、証券貸付、買い戻しおよび/または売り戻し条件付き売買契約が本ファンドの純資産総額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純総資産額の100%まで取引を行えます。マネージャーは、証券借入および売り戻し条件付き売買契約が本ファンドの純総資産額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純総資産額の100%まで取引を行えます。

本ファンドのグローバル・エクスポージャーは、コミットメント・アプローチを用いて、評価とモニタリングが行われます。本ファンドは、FDIの使用の結果として純資産総額の100%までレバレッジを利用できます。また、本ファンドは、一時的に純資産総額の10%まで借り入れることができます。

2 運用体制

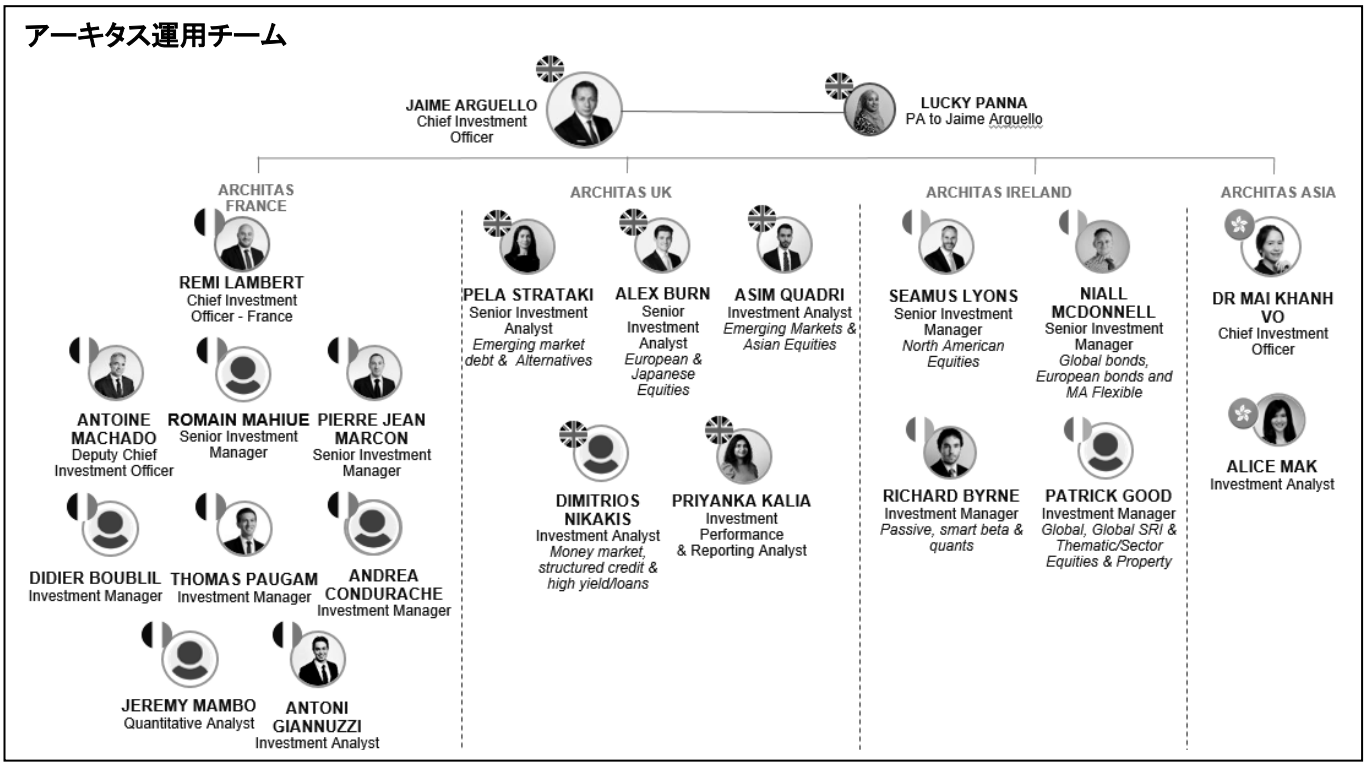

セレクション・ジャパン・エクイティのポートフォリオマネジメントチーム

ハイメ＝アグエロ(Jaime Arguello) － チーフインベストメントオフィサー、インベストメントコミッティー議長
アーキタスのチーフインベストメントオフィサーとして、運用部門の体制と管理に対する責任を負うなど、当社のあらゆる投資活動の指揮を担当しています。また、AXA の他の事業分野に対する適切な投資戦略の推薦も、職務に含まれています。彼は Barclays でマルチマネージャーおよびオルタナティブ部門のマネージングディレクターとチーフインベストメントオフィサーを 7 年間務めたのち、2016 年 10 月にアーキタスに入社しました。Barclays の前は、Pictet に 10 年間勤務し、社外の資産運用会社の選定担当ディレクターおよび債券部門ヘッドとして、幅広い資産クラスの運用者を選定しました。業界経験は 30 年を超えており、アセットアロケーション、ファンド選定、およびポートフォリオ管理をひと通り経験しています。彼はパリの国立土木学校で工学の学位を取得しています。

ナイル＝マクドネル（Niall McDonnell），CFA － シニアインベストメントマネージャー、ポートフォリオマネージャー
アーキタスのシニアインベストメントマネージャーとして、グローバル債券戦略と欧州の機関投資家のお客様を担当しています。彼は 2018 年に Mercer からアーキタスに入社しました。彼は Mercer では欧州での資産運用ビジネスにおけるポートフォリオマネージャーでした。彼は Mercer ではパッシブ運用や為替ヘッジソリューションの責任者であり、また数多くの大口のお客様のオーダーメイドのマルチアセットポートフォリオを運用していました。彼は資産運用ビジネスにおけるミドルオフィスでキャリアをスタートし、ポートフォリオマネジメントに異動する前は資金管理マネージャーでした。彼は CFA の資格保有者であり、アイルランド国立カレッジで欧州ビジネスと言語学の学士号、およびファイナンスの修士号を取得しています。

シェーマス＝ライオンズ（Seamus Lyons）－ シニアインベストメントマネージャー、ポートフォリオマネージャー
彼はダブリンオフィスを拠点としています。欧州のアクサグループの顧客の数多くの大口口座の資産運用・運用助言を担当しています。また、主にアジアの顧客向けに販売されるさまざまなリスクプロファイルに対応したファンドのリードインベストメントマネージャーを務めています。彼のアナリストとしての責任は米国株式のリサーチを含みます。
アーキタスが AXA IM のマルチマネージャービジネスを買収した後の 2015 年に彼はアーキタスに入社

しました。AXA IM において、彼はシニアポートフォリオマネージャーとリサーチヘッドを務め、リサーチのプロセスを全体的に監督していました。また彼は欧州の大口機関投資家向けに数多くのポートフォリオを運用していました。彼はマルチマネジメントにおいて幅広い経験を有しており、2008 年に AXA IM に入社する前は、Forsyth Partners で数年間インベストメントマネージャーを務めていました。
彼はユニバーシティ・カレッジ・ダブリンのマイケル・スマーフィット経営大学院でファイナンスの修士号を取得しています。彼は CFA とインベストメント・マネジメント・サーティフィケート（IMC）の資格保有者です。

アレックス＝バーン（Alex Burn）, CFA － シニアアナリスト、リードセクターアナリスト
彼はアーキタスのシニアアナリストであり、アーキタスの英国における事業の売却以前はインベストメントマネージャーとして、英国における数多くの大型ポートフォリオの運用に加えて、数多くの欧州の重要なアクサグループの顧客の運用に従事していました。インベストメントチームにおいて、彼は日本株とパッシブデューデリジェンスだけでなく欧州株もカバーしています。彼はトレイニーインベストメントアナリストとしてアクサグラデュエートスキームの一環で 2013 年 5 月にアーキタスに入社し、その後アナリストになり、2017 年 1 月にポートフォリオマネジメントの業務に就きました。彼は CFA と IMC の資格保有者であり、ノーサンブリア大学でコーポレートマネジメントの学位を取得しています。

３ 主な投資制限

投資制限は、本ファンドの投資方針に記載されています（本資料「２．投資方針及び投資リスク」をご参照ください）。

本ファンドにはまた、該当する場合、アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの2019年11月28日付けの目論見書の付録III*に記載されている投資制限が課されます。

*目論見書の付録 III は本資料「3.その他詳細情報」の「1 本ファンドの投資対象及び投資制限」に記載しています。

4 投資リスクについて

本ファンドでは、以下のリスクがあります。

カウンターパーティリスク：資産の保護預かりなどのサービスを提供する、またはデリバティブもしくはその他の商品のカウンターパーティとなる機関の支払不能により、本ファンドは金銭的損失を被ることがあります。

副投資マネージャーのリスク：本ファンドは、1 社以上の副投資マネージャーのパフォーマンスに左右されます。副投資マネージャーのパフォーマンスが良くない場合、本ファンドと投資家の投資の価額は、不利な影響を受ける可能性が高いです。

リスク一般に関する詳細は目論見書の「リスク要因」の項に記載されています。以下は、目論見書の同項からの一部抜粋です。

> リスクとは、投資家がある投資で損をするか、または当該投資が投資家の期待していたほど儲からない可能性です。一般に、リスクが大きければ大きいほど、投資の儲けは大きくなり、また損失も大きくなります。他の投資ファンドと同様に、本ファンドのユニットの価額は、本ファンドの投資目標、主な投資戦略、特定のリスク要因の影響を受けることがあります。したがって、本ファンドは様々なリスクにさらされることがあります。リスクの一部（本ファンドへの投資の元本リスクなど）については以下で説明しています。しかしながら、他の要因も本ファンドの投資成果に影響を及ぼすことがあります。

資産クラスリスク：これは、ファンドが投資している投資対象によるリターンが証券市場全体または様々な資産クラスをアンダーパフォームするリスクです。証券および資産クラスの様々な対象は、証券市場全体と比較したアウトパフォームとアンダーパフォームのサイクルを繰り返す傾向にあります。

ブローカーリスクおよびサブカストディリスク：特定の市場では、ファンドはカウンターパーティまたはブローカーおよびディーラー、これらの者が取引している取引所の信用リスクにさらされます（これらの者が取引所または取引所外取引に関与しているかを問いません）。ブローカーの破綻もしくは詐欺、ブローカーがファンドを代行して取引を執行し清算する清算ブローカーの破綻もしくは詐欺、または為替清算機関の破綻もしくは詐欺が生じた場合、ファンドは、ブローカーが保有する資産を喪失するリスクにさらされることがあります。ファンドの投資は、法の性質または管轄区域の市場慣行により、サブカストディアンまたはブローカーの名義で登録されることがあり、これは一般的な市場慣行です。当該投資は、サブカストディアンまたはブローカー自身の投資から分離されず、当該保管会社またはブローカーがデフォルトを起こした場合には保護されず、本ファンドにより回収不能になることがあります。

利益相反リスク：ファンドの副投資マネージャーが効率的なポートフォリオ運用の目的で技法及び手段を採用する場合、副投資マネージャーに関連する会社は当事者となり、または本ファンドに対して銀行サービス、証券取引サービス、もしくはその他のサービスを提供し、これにより利益を得ることがあります。本ファンドにとって最善の最終結果が関連会社から得られると副投資マネージャーが判断した場合、これらの関連会社が採用されることがあります。

受託会社に対するカウンターパーティリスク：現金が受託会社または他の受託者により保有される場合、信託は、カウンターパーティとしての受託会社または受託会社により採用される受託者の信用リスクにさらされます。受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合、信託は、本ファンドの現金保有高に関して受託会社またはその他の受託者の一般債権者として取り扱われます。ただし、本ファンドの証券は、分離口座で受託会社または他の受託者により管理されているため、受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合に保護されるはずです。当該カウンターパーティが経営難に陥った場合、たとえファンドが資金を無事に全部回収できたとしても、その取引はその間大きく混乱し、場合によっては重要な損失につながる可能性があります。

適格カウンターパーティリスク：投資家および投資をお考えの方は、以下の通りに適格カウンターパーティとの取引において特定のリスクが発生することに留意してください。FDIポジション（スワップまたは類似する性質を持つその他のFDIなど）は、店頭で1つ以上の適格カウンターパーティと締結することがあります。当該FDIの取引は当該適格カウンターパーティの信用リスクエクスポージャーをもたらすことがあります（すなわち、FDI取引の適格カウンターパーティがファンドに関する取引の条件に基づく債務の返済を怠るリスクです）。ファンドを代行する副投資マネージャーが店頭FDI取引を締結する場合、適格カウンターパーティから担保を受け入れることにより、適格カウンターパーティの信用リスクの大半の軽減を図ることがあります。店頭FDIが完全担保でない場合、適格カウンターパーティによるデフォルトはファンドの価額下落、ひいては、ファンドへの投資の価額下落をもたらすことがあります。

資金運用リスク：これは、副投資マネージャーが採用する戦略およびその銘柄選択が、意図した成果を生み出さないリスクです。

副投資マネージャー選択リスク：これは、マネージャーによる副投資マネージャーの選択または代替プロセス、および副投資マネージャーを選択または代替するという意思決定が、パフォーマンスおよび/またはファンドの投資目標の達成に関して意図した成果を生み出さないことがあるリスクです。

投資リスク：これは、会社の財務状況の変化ならびに全体的な市況および経済情勢に基づいてある銘柄の価額が急激かつ予測不能に上昇および下落することがあるリスクです。

投資選択リスク：副投資マネージャーは、その戦略全体の範囲内で本ファンドの目標達成を図るために特定の投資を選択します。本ファンド向けに選択された投資は、本ファンド向けに選択されなかった他の銘柄と同様に値動きを示さないことがあります。結果として、本ファンドは、同じ目標を持つまたは同じ資産クラスの他のファンドをアンダーパフォームすることがあります。

市場リスク：これは、全体的な経済情勢およびその他の要因に基づいて証券市場が急激かつ予測不能に下落するリスクです。

証券貸付リスク：追加の収益を実現する目的で、本ファンドは証券を貸し付けることがあります。当該証券貸付は、中央銀行規則に従って担保により継続的に保証されます。証券貸付のリスクは、他の担保付き信用の供与と同様に、追加担保受け入れまたは証券回収が遅延する可能性、借り手が財政破綻したかまたはファンドが保有する担保の価値が下落した場合に証券に対する権利が喪失する可能性からなります。貸付は、企業として適格な要件を具備していると副投資マネージャーがみなした企業のみに対し行われ、該当する場合、当該貸付から得られる対価がリスクを正当化すると副投資マネージャーが判断しない限り行われません。さらに、証券貸付取引および関連する担保取決めへの関与により、ファンドはより高い法的リスク（取引への法律もしくは規制の予定外の適用に関連し、または取引を裏付ける契約が法的に強制可能でないか、もしくは正しく文書化されていないことが判明した場合に発生するリスク）にさらされることがあります。

包括申込金および償還金口座（「集金口座」）リスク：マネージャーは、信託の名義で包括的レベルで単一の申込および償還金口座を運用しています（「**集金口座**」）。申込および償還金口座はファンドレベルでは開設されません。ファンドへ、またはファンドから支払われるべきすべての申込金および償還金ならびに配当または現金分配は、集金口座を通じて振り分けられ、管理されます。
ユニット発行に先立ちファンドに関して受領された申込金は、信託の名義で集金口座において保有され、信託の資産として取り扱われます。申込済みユニットが発行される時まで、投資家は、集金口座で信託により申し込まれ、また保有される現金金額に関して信託の無担保債権者となり、関連するユニットが発行される時まで、申込みが行われた関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利（配当受給権など）から恩恵を受けません。ファンドまたは信託が支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。

ファンドによる償還金および配当の支払いは、信託またはその代理人、管理会社による引受書類の原本の受領、およびすべてのマネーロンダリング防止規程の遵守を条件とします。償還金または配当を受ける権利を有する投資家への当該金額の支払いは、マネージャーまたはその代理人、管理会社が満足

できる上記要件の遵守の結果が出るまで、それに応じて差し止められることがあります。償還金および分配金（差し止められた償還金または分配金を含む）は、関連する投資家への支払いを待機している間、信託の名義で集金口座において保有されます。当該金額が集金口座で保有されている限り、ファンドから当該支払いを受ける権利を有する投資家は、その金額に関して、当該金額に対する権益に関して、およびその権益の範囲で信託の無担保債権者になり、関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利（追加の配当受給権など）から恩恵を受けません。解約する投資家は、当該の解約日付で解約されたユニットに関して投資家ではなくなります。ファンドまたは信託が支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。

ファンドが支払不能に陥った場合、他のファンドが受ける権利を有しているが、集金口座の運用の結果として、支払不能のファンドに移転していたはずだった金額の回収は、アイルランド信託法の原則および集金口座の業務手続きの条件に従います。当該金額の回収についての実行の遅延および/または紛争が生じることがあり、支払不能のファンドは他のファンドに支払われるべき金額を返済するには不十分な資金しか備えていないことがあります。

マネージャーは、信託証書の規定に従って集金口座を運用します。

投資リスクの管理体制

マネージャーは、資産運用を副投資マネージャーに委託しています。副投資マネージャーは、本ファンドに内在する投資リスク（流動性リスクを含む）を監視し、管理し、報告します。

マネージャーは、独自の内部統制を構築しており、投資リスクを監視するために自社開発のソフトウェアを利用しています。

副投資マネージャーは、自社開発のシステムに加えて、外部のリスク監視システムを利用しており、これは、銘柄分析やポートフォリオ運用から、取引執行、事務処理、リスク管理に至るまでの投資運用プロセス全体を支援することを目的としています。

1 本ファンドの投資対象及び投資制限

本ファンドの投資方針に記載される投資制限に加えて（本資料「2. 投資方針及び投資リスク」の「1. 投資方針と主な投資対象」をご参照ください）、本ファンドは、該当する場合、目論見書の付録IIIに記載される投資制限にも従います。2019年11月28日付のアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの目論見書の付録IIIからの抜粋は、以下に記載されています。

当該ファンドの資産運用は本規制を遵守しなければなりません。本規制は以下を定めています。
（以下に記載されている「加盟国」「非加盟国」は、それぞれ「EU加盟国」「EU非加盟国」を指します。）

許容される投資	
	本ファンドの投資は以下に限定されます。
1.1	加盟国もしくは非加盟国の証券取引所への正式な上場が認められているか、または加盟国もしくは非加盟国で規制され、定期的に運営され、認知され、公に開かれた市場で取引されている譲渡可能証券および短期金融商品。
1.2	新規発行の譲渡可能証券で1年以内に（上記のような）証券取引所への正式な上場またはその他の市場での上場が認められているもの。
1.3	規制市場で取引されているもの以外の中央銀行規則に従って定義される短期金融証券。
1.4	UCITSのユニット。
1.5	中央銀行のガイダンス「*UCITSの他の投資ファンドへの許容可能な投資*」に定められるAIFのユニット。
1.6	中央銀行規則で定められる信用機関への預金。
1.7	中央銀行規則に定められるFDI。
2	**投資制限**
2.1	本ファンドは、第1項に記載されるもの以外の譲渡可能証券および短期金融証券には純資産総額の10%以内を投資することができます。
2.2	本ファンドは、1年以内に（第1.1項に記載される）証券取引所またはその他の市場での正式上場が認められている新規発行の譲渡可能証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。この制限は、以下を条件として規則144Aとして知られている特定の米国証券へのファンドによる投資に関しては適用されません。 － 証券は、発行から1年以内に米国証券取引委員会に登録するという約束で発行されるものとします。 － 証券は流動性の低い証券ではなく、すなわち、本ファンドにより評価された価格またはそれに近似する価格で7日以内に本ファンドにより実現されるものとします。
2.3	本ファンドは、同一発行体が発行した譲渡可能証券または短期金融証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。ただし、ファンドがそれぞれ5%を超えて投資した発行体で保有される譲渡可能証券と短期金融証券の総額は40%未満とします。
2.4	加盟国に登記事務所を有し、法律によって債券投資家保護のために特別公的監督の下にある金融機関が発行する債券の場合、（第2.3項の）10%制限は25%に引き上げられます。ファンドが、1発行体が発行したこれらの債券に純資産総額の5%を超えて投資する場合、これらの投資の総額は本ファンドの純資産総額の80%を超えてはなりません。この規定を利用するためには、中央銀行の事前の承認が要求されます。
2.5	譲渡可能証券または短期金融証券が加盟国もしくはその地方公共団体、または非加盟国もしくは1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行されている、または保証されている場合には、（第2.3項の）10%制限は35%に引き上げられます。
2.6	第2.4項および第2.5項に記載される譲渡可能証券および短期金融証券は、第2.3項に記載される40%制限を適用する目的で考慮されないものとします。
2.7	付属的流動性として保有される中央銀行UCITS規制の規制7で指定される金融機関以外の単一金融機関への預金は、以下(a)または(b)を超えないものとします。 （a） ファンドのNAVの10%

	(b)預金が受託会社に対して行われている場合、ファンドの純資産の20%
2.8	店頭デリバティブのカウンターパーティに対するファンドのリスクエクスポージャーは、純資産総額の5%を超えてはなりません。 欧州経済領域で認可された金融機関、1988年7月のバーゼル自己資本合意の批准国(欧州経済領域加盟国以外)内で認可された金融機関、またはジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可された金融機関の場合、この制限は10%に引き上げられます。
2.9	上記第2.3項、第2.7項および第2.8項にもかかわらず、同一発行体が発行した、行った、または引き受けた以下の2つ以上の組み合わせは、純資産総額の20%を超えてはなりません。 - 譲渡可能証券または短期金融商品への投資 - 預金 - 店頭デリバティブ取引から生じるカウンターパーティリスクのエクスポージャー
2.10	単一発行体に対するエクスポージャーが純資産総額の35%を超えないものとするために、上記第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項に記載される制限は合算することはできません。
2.11	第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項の目的において、グループ会社は単一発行体とみなされます。ただし、純資産価額の20%の制限は、同一グループ内の譲渡可能証券および短期金融市場商品への投資に適用することができます。
2.12	本ファンドは、加盟国、その地方公共団体、非加盟国または1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される、または保証されている異なる譲渡可能証券および短期金融証券に純資産総額の100%までを投資することができます。 個々の発行体は、目論見書に記載しなければならず、以下のリストから選択することができます。 OECD諸国政府(関連する銘柄は投資適格であることを条件とします)、中華人民共和国政府、ブラジル政府(銘柄は投資適格であることを条件とします)、インド政府(銘柄は投資適格であることを条件とします)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体(Euratom)、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、ヨーロッパ鉄道連合(Eurofima)、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当公庫(ファニーメイ)、連邦住宅抵当貸付公社(フレディマック)、米国政府抵当金庫(ジニーメイ)、連邦奨学金融資金庫(サリーメイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、Straight-A Funding LLC。 本ファンドは、異なる6銘柄以上の証券を保有しなければならず、1銘柄の証券は純資産総額の30%を超えてはなりません。
3	集団投資スキームへの投資
3.1	ファンドは1集団投資スキーム(CIS)に対して純資産総額の20%を超えて投資することはできません。
3.2	AIFへの投資は合計で本ファンドの純資産総額の30%を超えてはなりません。
3.3	ファンドが投資するCIS自体は、他のオープンエンド型CISに純資産総額の10%を超えて投資することはできません。
3.4	ファンドが、マネージャー、または共通の管理もしくは支配により、または直接もしくは間接の大量保有により、マネージャーと連携している他の会社により直接または委託により管理される他のCISのユニットに投資する場合、マネージャーまたは他の会社は、本ファンドによるかかる他のCISのユニットへの投資の理由で、申込手数料、為替手数料、または解約手数料を課さないものとします。
3.5	委託手数料(委託手数料の割戻しを含む)が別のCISのユニットへの投資の理由で副投資マネージャーまたは投資顧問により受領される場合、この委託手数料は本ファンドの財産に払い込まれなければなりません。
3.6	ファンドが他の信託ファンドに投資する場合、以下の投資制限が適用されます。 □ ファンドは、信託ファンド自体が他の信託ファンドの株式を保有している信託ファンドには投資しないものとします。

	□ かかる他の信託ファンドに投資しているファンドは、申込手数料、両替手数料、または解約手数料が課されないものとします。 □ マネージャーは、本ファンドが別の信託ファンドに投資した資産のその部分に関してはファンドに対して運用報酬を課さないものとします。副投資マネージャーの報酬がファンドの資産から直接支払われる場合、副投資マネージャーは、本ファンドが別の信託ファンドに投資した資産のその部分に関してはファンドに対して投資運用報酬を課さないものとします。 ファンドによる別の信託ファンドへの投資は、上記第3.1項から第3.3項までに定められる制限の対象となるものとします。
4	インデックストラッキングUCITS
4.1	本ファンドの投資方針が中央銀行規則により指定され、中央銀行により認められた基準を満たすインデックスに追随することである場合、ファンドは、同一発行体が発行した株式および／または債券に純資産総額の20%までを投資することができます。
4.2	例外的な市況により正当化された場合、第4.1項の制限は35%に引き上げられ、単一発行体に適用されます。
5	一般規定
5.1	信託は、発行体の経営に対して重要な影響力を行使できる議決権を持つ株式を取得することはできません。
5.2	ファンドは以下を取得することができます。 (i)単一発行体の無議決権株式の10%以内 (ii)単一発行体の債券の10%以内 (iii)単一CISのユニットの25%以内 (iv)単一発行体の短期金融証券の10%以内 注:取得時に、債券もしくは短期金融証券の総額、または発行済み証券の純額が算定できない場合、上記(ii)、(iii)および(iv)に定められる制限は取得時に無視することができます。
5.3	第5.1項および第5.2項は以下には適用されないものとします。 (i)加盟国またはその地方公共団体により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券 (ii)非加盟国により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券 (iii)1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される譲渡可能証券および短期金融証券 (iv)非加盟国の法律の下で、保有が本ファンドが非加盟国の発行体の証券に投資できる唯一の方法になる場合、主に非加盟国に登記事務所を有する発行体の証券に資産を投資する非加盟国で設立された会社の出資でファンドにより保有される株式。この権利放棄は、投資方針において、非加盟国の会社が第2.3項から第2.11項まで、第3.1項、第3.2項、第5.1項、第5.2項、第5.4項、第5.5項および第5.6項に定められる制限を遵守している場合に限り、また、これらの制限が超過した場合、下記第5.5項および第5.6項が遵守されていることを条件として適用されます。 (v)排他的に投資家に代わって、投資家の要請によりユニットの買戻しに関して子会社が所在する国で管理業務、顧問業務またはマーケティング業務のみを行っている子会社の出資で信託により保有されている株式
5.4	それぞれの資産の一部を構成する譲渡可能証券または短期金融証券に付随する新株引受権を行使する場合、ファンドは本書の投資制限を遵守する必要はありません。
5.5	中央銀行は、新規認可ファンドに対し、リスク分散の原則を遵守することを条件として、認可日後6ヵ月間、第2.3項から第2.12項まで、第3.1項、第3.2項、第4.1項および第4.2項の規定からの適用除外を認めることができます。
5.6	本書に定められる制限がファンドの支配の及ばない理由でまたは新株引受権の行使の結果として超過した場合、本ファンドは、売却取引の優先目的として、投資家の利益を十分に考慮し、その事態の改善策を採用しなければなりません。

5.7	信託は以下の空売りを実行することはできません。 － 譲渡可能証券 － 短期金融証券* － CISのユニットまたは － FDI *信託による短期金融証券の空売りは禁止されています。
5.8	ファンドは不随的流動資産を保有することができます。
6	金融デリバティブ商品（「FDI」）
6.1	ファンドのFDIに関するグローバル・エクスポージャーは純資産総額を超えてはなりません。
6.2	FDI（譲渡可能証券または短期金融証券への組み込みFDIを含む）の対象資産のポジションエクスポージャーは、関連する場合において、直接投資から生じたポジションと組み合わせた場合、中央銀行UCITS規制/ガイダンスに定められる投資制限を超過してはなりません。（インデックス型FDIの場合、対象インデックスが中央銀行UCITS規制に定められる基準を満たすインデックスであることを条件として、この規定は適用されません。）
6.3	ファンドは、以下を条件として店頭（OTC）で取引されるFDIに投資することができます。 － 店頭取引（OTC）のカウンターパーティは、プルデンシャル監督の対象であり、中央銀行により承認されたカテゴリーに属する機関とします。
6.4	FDIへの投資は中央銀行により定められた条件および制限に従います。

借入れ制限

中央銀行規則は、本ファンドに関して、信託が以下を行うことを定めています。

（a）借入れを行うことはできません（この借入れが一時的なものであることを条件として、合計で本ファンドの純資産総額の10%を超えない借入れ以外）。借入れは本ファンドの資産に関して保証することができます。借入金残高の比率を算定する場合、貸方残高（例えば、現金）は借入金と相殺することはできません。

（b）バックツーバックローンにより外貨を取得することができます。以下のように預金を相殺することを条件として、この方法で取得した外貨は（a）の借入れ制限の目的で借入金には分類されません。（i）本ファンドの基準通貨建てにすること、および（ii）外貨建て借入金残高の価額と同等かまたはこれを上回ること。ただし、外貨建て借入金がバックツーバック預金の価額を超過する場合、超過額は上記（a）の目的で借入れとみなされます。

4. 運用状況

1 投資状況

本ファンドは2021年4月21日に設立予定のため、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

2 投資資産

本ファンドは2021年4月21日に設立予定のため、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

（1）投資有価証券の主要銘柄

（2）投資不動産物件

（3）その他投資資産の主要なもの

3 運用実績

本ファンドは2021年4月21日に設立予定のため、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

（1）純資産の推移

（2）分配の推移

（3）収益率の推移

特別勘定の名称：外国株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

特別勘定で組み入れる投資信託に関する情報

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1　名　称

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド<適格機関投資家私募>

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2　目的及び基本的性格

当ファンドは、アクサ IM・グローバル（日本除く）株式 マザーファンド（以下「マザー・ファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」に該当します。

追加型投信・・・ 一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

海外・・・・・・・・・ 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・・・・・・・ 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドは「ファミリー・ファンド方式」により運用を行います。「ファミリー・ファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家からの資金をまとめてベビー・ファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザー・ファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザー・ファンドにて行う仕組みです。

※信託金の上限は、5,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※信託期間は原則として無期限です。ただし、信託期間中において、以下のいずれかに該当した場合には、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

〇委託会社が信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

〇委託会社が、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたとき

〇委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき

〇委託会社が、新受託会社を選任できないとき

3　特　色

当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

MSCI コクサイ指数（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

4 仕組み

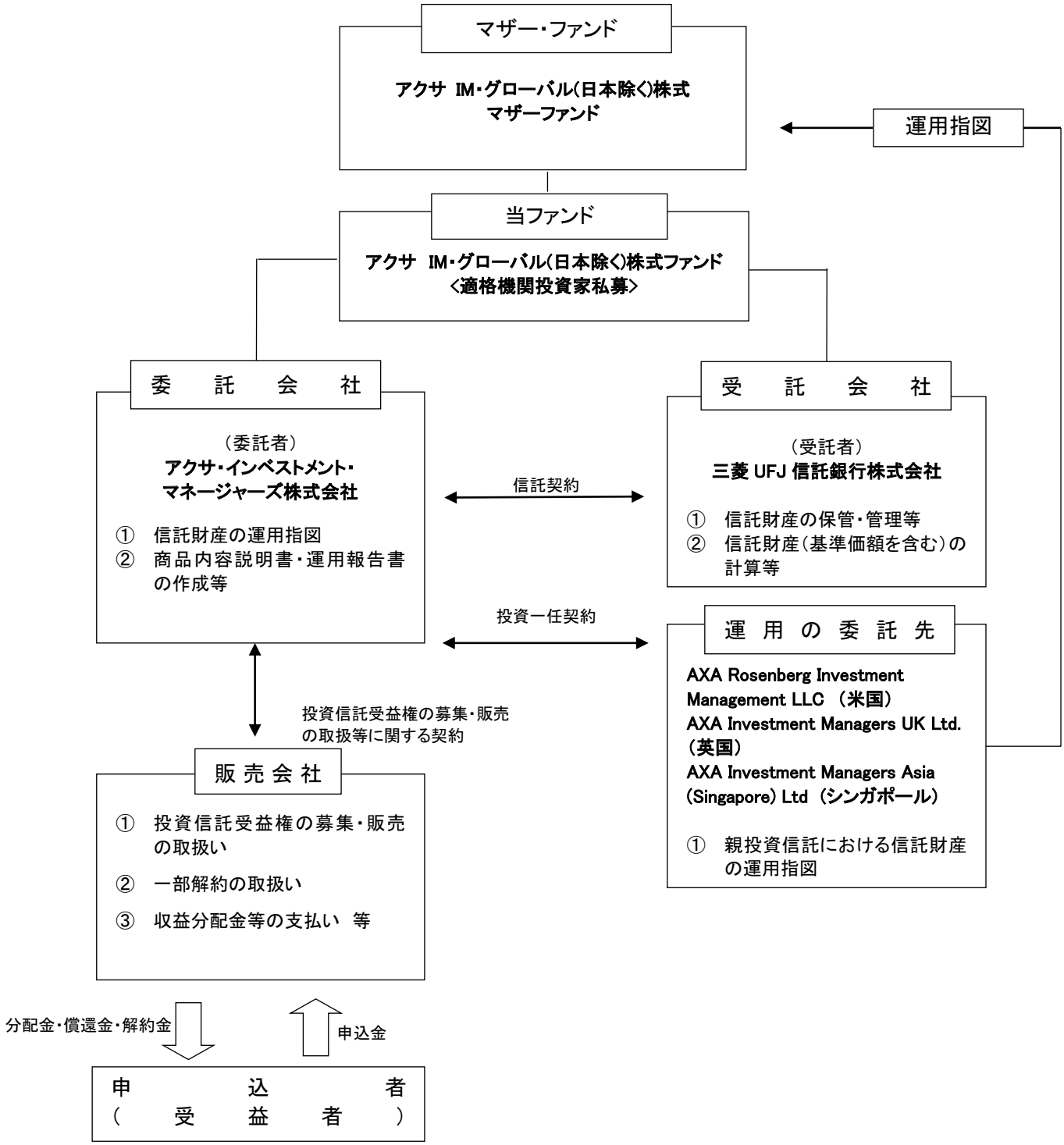

※運用の仕組みは、2020 年 12 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1　投資方針と主な投資対象

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

※主としてマザー・ファンドの受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
※MSCI コクサイ指数（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
※実質的な外貨建組入れ資産については、原則として為替ヘッジは行わないことを基本とします。
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
※投資対象の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの投資方針と主な投資対象

アクサ IM・グローバル（日本除く）株式　マザーファンド
信託財産を、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）への投資を行い、国別配分は概ねベンチマークの国別時価総額構成比から大きく乖離しない範囲内とします。
① 投資一任契約に基づいて、AXA Rosenberg Investment Management LLC（米国カリフォルニア州）、AXA Investment Managers UK Ltd. （英国）および AXA Investment Managers Asia (Singapore) Ltd に、外貨建資産の運用の指図に関する権限を委任します。
② MSCI コクサイ指数（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
③ 個別銘柄の市場価格が、適正と考えられる価格（「適正価格」といいます。）に比べて過小に評価されていると判断される「割安株」（バリュー株）を選別してポートフォリオを構築することで、ベンチマークを中長期的にみて安定的に上回る運用を目指します。
④ 銘柄選択から売買指示に至る一連の投資意志決定プロセスは、主として、委託者が AXA Rosenberg Investment Management LLC（米国カリフォルニア州）と共同して開発した定量分析・評価モデル（「クオンツモデル」といいます。以下同じ。）により行うことを基本とします。
⑤ 割安株の選別は、銘柄選択用のクオンツモデル等により、個別企業の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の各項目および企業収益の変化等の要因からみた割安度に着目し、個別企業を詳細に分析・評価するというボトムアップ・アプローチにより行うことを基本とします。
⑥ ポートフォリオの構築は、主として、リスク分析用のクオンツモデルによりベンチマークに対するリスク特性を計測し、ベンチマークに対する相対リスクをコントロールすることを基本とします。
⑦ 信用取引は行いません。
⑧ デリバティブ取引は行いません。
⑨ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
⑩ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

当ファンドの株式運用は、一貫した投資哲学・信念のもと、リスク管理を含めた全ての運用プロセスを「定量モデル」により実行しています。アクサ IMの一員であるアクサ・ローゼンバーグの運用チームでは世界の株式市場に対し、共通の一貫した枠組みのもとに行います。世界20,000社以上の企業の財務データを収集・分析したデータベースを用い、独自の銘柄選択モデルによる分析を加え、個別銘柄の期待リターン（α値）を算出します。一方で、独自のリスクモデルを駆使し、個別銘柄のベンチマークに対するリスク特性を算出します。こうして得られたリスク特性と期待リターンをもとにリアルタイムで最適化を行い、常に当ファンドの投資方針に沿った運用を目指します。

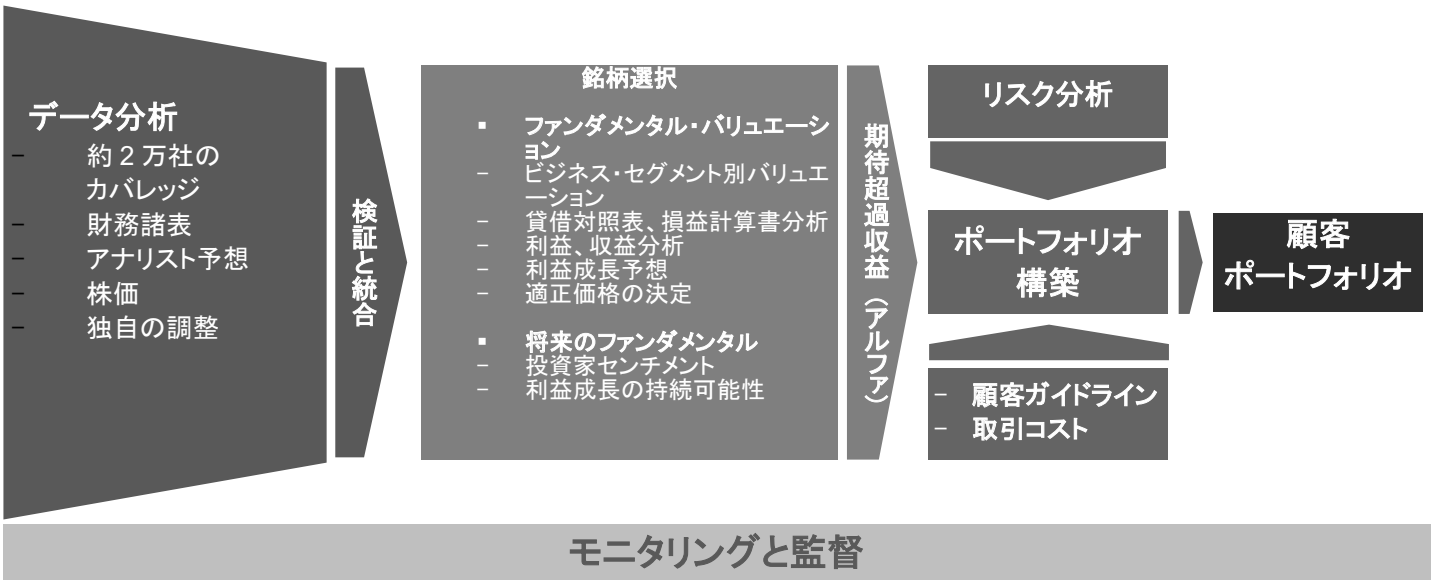

※上記の運用体制は2020年12月31日現在の運用体制を示しています。今後変更になる可能性があります。

■ 運用体制に関する社内規則

運用を担当する者は、委託会社が運用者の服務について社内規則として定めた「ポートフォリオ・マネージャー規程」を遵守することが求められています。当該規程はポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準及び禁止行為などを規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められています。また、実際の運用の指図を行うにあたっては、「取引に関する一般原則」など様々な社内規則を定めており、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

■ 内部管理

コンプライアンス・オフィサーが投資信託財産の運用に関して、投資信託約款に予め定める基本方針および運用態度に適っていることを日々確認することにより、投資信託財産の運用の適正性を確保します。

取引執行や事務執行に起因する事故等、もしくは、投資制限違反などが生じた場合には、コンプライアンス・オフィサーは事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めます。また、事故報告書、ならびに、再発防止策は隔週で行われる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必要とされる場合にはその他の措置を決定します。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。
なお、関係法令等の改正内容によっては、今後投資制限等が一部変更になる可能性があります。

① マザー・ファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
② MSCI コクサイ指数（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
③ 信用取引は行いません。
④ デリバティブ取引は行いません。
⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの主な投資制限

アクサ IM・グローバル（日本除く）株式 マザーファンド
① 株式への投資割合には、制限を設けません。
② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
③ 株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

当ファンドは、マザー・ファンドを通じて、株式、公社債などの値動きのある証券（また、外貨建資産に投資する場合にはこの他為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。 従って、元本が保証されているものではありません。また、マザー・ファンドに生じた利益及び損失は、全てマザー・ファンドの受益者である当該ファンドに帰属することになります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

● **証券投資信託の運用において想定されるリスク**

① 株価変動リスク
株式は、株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、株価が変化します。当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて実質的に株式に投資を行いますので、株価変動等の影響を受けます。

② 為替変動リスク
当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて実質的に外貨建資産に投資を行いますが、原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますので、一般に為替リスクがあります。為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動及び分配金に影響を与える要因となります。

③ 流動性リスク
流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式及び公社債の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

④ カントリーリスク
カントリーリスクとは、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

● その他リスク・留意点

① 資産規模に関わる留意点
当ファンドの資産規模によって、投資方針に沿った投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る場合があります。

② ファミリー・ファンド方式にかかる留意点
当ファンドはファミリー・ファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザー・ファンドを投資対象とする他のベビー・ファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザー・ファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があり、これにより不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

③ 解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク
短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組み入れる有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、

当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

④　ベンチマークに関わる留意点
当ファンドは、MSCI コクサイ指数（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指しますが、実際のパフォーマンスはこれを下回る場合があります。

⑤　法令・税制・会計等の変更に関わる留意点
法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。

前記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

リスク管理は、アクサ・インベストメント・マネージャーズ（以下、AXA IM）の投資哲学の重要な部分であり、業務プロセス及び投資プロセスに完全に統合されます。

AXA IM のグローバル・リスク・フレームワーク（枠組み）は、ポートフォリオ・マネージャーによる日々のリスク管理と、独立した部門によって管理しています。

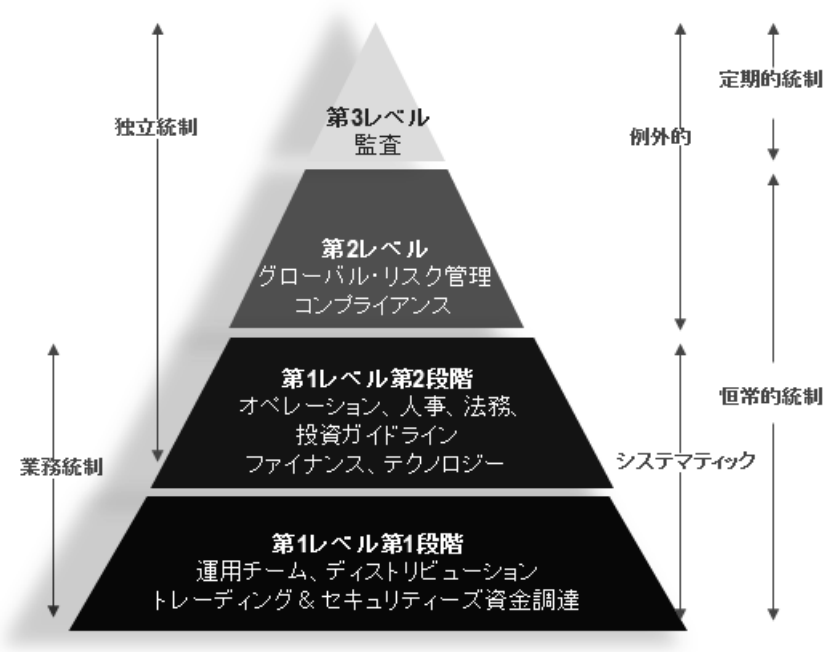

第１レベル　第１段階　ポートフォリオ管理によって行われるコントロール

日々のシステマティックなリスク管理はポートフォリオ・マネージャーが責任を有し、特にポートフォリオの制約、リスク指標、市場及び流動性リスクについての様々なツールを用いて監視します。

株式ポートフォリオ・マネージャーはポートフォリオ・エンジニアリング・グループのサポートをうけながら、ポートフォリオのアクティブ・リスクを測定及び配分します。

この専任チームは株式のグローバル・ヘッドにレポートします。当チームの主な役割は、各ポートフォリオで実行される前に、各々のアクティブ戦略についてリスクを測定することで、特定の制約（顧客の制約、規制当局、等）を考慮しつつ個々のポートフォリオ構築に貢献し、リスク・バジェット配分を最適化します。当チームの推奨は、ポートフォリオのリスク・リターン特性を最適化するための鍵となる役割を担っています。

独立した部門によって行われる管理

AXA IM では、約 200 名の従業員がオペレーション、コンプライアンス、内部統制、リスク管理部門で監視及び管理業務に就いています。

オペレーション（第1レベル　第2段階）

第 1 レベルの最初のシステマティックな管理は、“業務”部門によって行われ、同部門は、ミドルオフィス部門により提供されるデータやサービスの質、特に全てのポートフォリオに関連する情報に対して責任を持ちます。当部門は、3 つの主要部門で構成されます。

- **トレード・マネージャー**は、トレーダー、ブローカー、ミドルオフィス間の取引の流れの完全性を確実にします。
- **ポートフォリオ・コントローラー**はポートフォリオの完全性に責任をもちます（ポートフォリオの純資産価格を含む）。

  ポートフォリオ・コントローラーはポートフォリオ・マネージャーやミドル／バックオフィスと緊密に連携をとります。
- **投資ガイドライン・コントローラー**は、顧客、規制当局、またはあらゆる社内規定によって設定されたガイドラインに対するファンドの監視に責任をもちます。例外が特定された場合、運用チームと該当する管理部門に報告されます。

“業務”部門は、AXA IM の主要な第三者プロバイダーとの関係を管理し、提供されるサービスの質を監視します。より具体的には、ステート・ストリート・バンクとの日常的な連携を担います。コントローラーは運用チーム、ミドル／バックオフィス部門、リスク管理部門と協力して業務を行います。

グローバル・リスク管理（第2レベル）

独立した管理の第 2 レベルは、グローバル・リスク管理部門によって行われ、市場、クレジット、カウンターパーティー、オペレーショナル・リスクを制御します。

- **インベストメント・リスク・アナリシス・アンド・スタンダード**は、投資及びリスク・モデリングの特定、分析、第 2 レベルの管理に責任をもちます。AXA IM グループが使用する投資リスク方法論やバリュエーション・モデルの定義や検証を行います。
- **オペレーショナル・リスク・マネジネント**は、組織全体のオペレーショナル・リスクの特定、監視、報告、評価、管理とともに軽減の推奨や監視について責任をもちます。
- **シニア・エキスパティーズ・リスク・マネージャー**は、特定の専門知識を持つ独立したリスク・マネージャーとして行動します。AXA IM 全体のグローバル・リスク管理や運用チームに対し、重要なリスクについての見解を提供します。

コンプライアンス及び内部統制（第2レベル）

コンプライアンスと内部統制はその他の第 2 レベルの管理機能となります。

AXA IM はグローバルなコンプライアンス・チームを有しており、AXA IM の全ての関連子会社に適用される基準の作成に責任を負います。基準は職業倫理、管理手順、規則順守に関連しています。コンプライアンス部門は AXA IM の従業員が従う職業倫理原則の指針を反映したコンプライアンス・チャートを作成しています。

第3レベル: 内部監査　***（第3レベル）***

内部監査チームは、AXA IM の手続き及び管理の有効性を定期的かつ独立した評価を行います。主に独立した参加者により構成される監査・リスク委員会は、リスク管理プロセスや財務報告書を管理します。

※リスク管理体制は、2020 年 12 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

また、委託会社においては、運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。

3. その他詳細情報

1 アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞の投資対象

(1)投資の対象とする資産の範囲
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ. 有価証券
   ロ. 金銭信託
   ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ. 為替手形

(2)運用の指図範囲等
①委託者は、信託金を、主としてアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とするアクサ IM・グローバル（日本除く）株式マザーファンド（以下「マザー・ファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条 11 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 17 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
   なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 13 号および第 14 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
④委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

2 アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞の投資制限

(1)投資する株式等の範囲

①委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(2)同一銘柄の株式等への投資制限

①委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(3)有価証券の貸付の指図および範囲

①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(4)特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

①外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(5)外国為替予約取引の指図および範囲

①委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③上記に規定する外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

※上記は、2020 年 12 月 31 日現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

【その他の法令上の投資制限】

(1)同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式においての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

(2)デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(3)信用リスクの集中の回避のための投資制限（金融商品取引業に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2）

運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生しうる危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することになる取引を行うことを内容とした運用を行いません。

4. 運用状況

（1）【投資状況】

（2020 年 12 月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	91,016,665,322	100.15
内　日本	91,016,665,322	100.15
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△132,524,172	△0.15
純資産総額	90,884,141,150	100.00

（参考）アクサIM・グローバル（日本除く）株式マザーファンド
投資状況

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
株式		128,210,441,437	99.41
	内　アメリカ	87,661,153,110	67.97
	内　イギリス	5,771,090,767	4.47
	内　フランス	5,032,029,276	3.90
	内　カナダ	5,023,929,644	3.90
	内　アイルランド	4,287,491,080	3.32
	内　スイス	3,400,555,782	2.64
	内　ドイツ	2,836,449,322	2.20
	内　オーストラリア	2,273,694,441	1.76
	内　スペイン	2,072,380,098	1.61
	内　オランダ	1,822,034,749	1.41
	内　スウェーデン	1,409,072,439	1.09
	内　香港	1,247,056,742	0.97
	内　ジャージィー	1,035,724,676	0.80
	内　デンマーク	915,382,278	0.71
	内　ノルウェー	740,470,967	0.57
	内　シンガポール	704,900,310	0.55
	内　ベルギー	604,602,961	0.47
	内　ニュージーランド	376,328,994	0.29
	内　フィンランド	343,939,051	0.27
	内　イタリア	291,647,816	0.23
	内　バミューダ	266,890,793	0.21
	内　ケイマン諸島	93,616,141	0.07
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		761,105,814	0.59
純資産総額		128,971,547,251	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2020 年 12 月末日現在）

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 （口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 時価金額 （円）	利率 (%) 償還 期限 （年/月 /日）	投資 比率
1	アクサIM・グローバル（日本除く）株式マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券 ―	63,536,939,143	1.0837 68,851,842,064	1.4325 91,016,665,322	― ―	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

（2020 年 12 月末日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	100.15
	小計		100.15
合　計（対純資産総額比）			100.15

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）アクサIM・グローバル（日本除く）株式マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 （株）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 時価金額 （円）	利率(%) 償還期限 （年/月/日）	投資 比率
1	APPLE INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	443,244	7,289.69 3,231,112,242	13,959.05 6,187,262,942	― ―	4.80%
2	MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	217,700	16,662.70 3,627,470,033	23,199.53 5,050,536,593	― ―	3.92%
3	AMAZON.COM INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 小売	12,127	225,973.74 2,740,383,550	343,827.00 4,169,590,029	― ―	3.23%
4	ALPHABET INC-CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	14,778	129,471.89 1,913,335,654	181,928.16 2,688,534,348	― ―	2.08%
5	TESLA,INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 自動車・自動車部品	29,200	31,990.60 934,125,655	68,929.97 2,012,754,978	― ―	1.56%

6	FACEBOOK INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	62,300	21,540.53 1,341,974,856	28,646.73 1,784,691,279	— —	1.38%
7	CISCO SYSTEMS	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	252,500	4,119.38 1,040,143,419	4,620.24 1,166,610,600	— —	0.90%
8	ORACLE CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	158,000	4,903.01 774,676,283	6,671.61 1,054,114,380	— —	0.82%
9	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	ユーロ イギリス	株式 エネルギー	547,803	1,574.02 862,254,482	1,880.13 1,029,940,580	— —	0.80%
10	ADVANCED MICRO DEVICES	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	101,700	5,713.95 581,108,751	9,379.17 953,861,589	— —	0.74%
11	VERIZON COMMUNICATIONS INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 電気通信サービス	155,500	5,778.41 898,541,978	6,086.84 946,502,843	— —	0.73%
12	SERVICENOW INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	16,600	30,231.32 501,839,829	56,508.93 938,048,238	— —	0.73%
13	ALLIANZ SE	ユーロ ドイツ	株式 保険	35,818	22,973.64 822,869,825	25,637.55 918,285,855	— —	0.71%
14	ROCHE HOLDING AG	スイス・フラン スイス	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	24,986	34,998.56 874,474,083	35,959.19 898,476,384	— —	0.70%
15	NVIDIA CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	16,700	36,246.53 605,317,030	53,585.06 894,870,419	— —	0.69%
16	JPMORGAN CHASE & CO.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 銀行	67,300	9,671.04 650,860,992	12,938.54 870,763,406	— —	0.68%
17	SCHNEIDER ELECTRIC SE	ユーロ フランス	株式 資本財	56,566	14,920.89 844,015,297	15,316.52 866,394,129	— —	0.67%
18	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	52,500	14,300.69 750,786,394	15,953.49 837,558,225	— —	0.65%
19	ABBVIE INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	74,400	9,073.93 675,100,552	10,836.45 806,231,880	— —	0.63%

20	COLGATE-PALMOLIVE CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 家庭用品・パーソナル用品	90,600	7,405.25 670,915,412	8,800.61 797,334,813	― ―	0.62%
21	UNILEVER PLC	ユーロ イギリス	株式 家庭用品・パーソナル用品	127,479	6,027.97 768,439,697	6,252.29 797,035,358	― ―	0.62%
22	AUTODESK INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	25,700	23,955.65 615,660,328	30,854.39 792,957,695	― ―	0.61%
23	AT&T INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 電気通信サービス	267,000	3,467.56 925,838,457	2,953.89 788,688,630	― ―	0.61%
24	IBERDROLA SA	ユーロ スペイン	株式 公益事業	522,661	1,255.79 656,352,143	1,490.39 778,970,296	― ―	0.60%
25	PFIZER INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	200,700	3,308.07 663,929,178	3,834.68 769,619,273	― ―	0.60%
26	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	36,400	13,184.14 479,902,863	20,953.58 762,710,130	― ―	0.59%
27	GENERAL MOTORS CO.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 自動車・自動車部品	177,200	3,176.00 562,787,807	4,302.50 762,402,114	― ―	0.59%
28	APPLIED MATERIALS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	86,100	5,781.10 497,752,999	8,721.95 750,959,465	― ―	0.58%
29	TARGET CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 小売	40,200	14,742.17 592,635,052	18,116.64 728,288,928	― ―	0.56%
30	METLIFE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 保険	149,300	4,068.10 607,367,601	4,762.04 710,971,826	― ―	0.55%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	エネルギー	2.81
		素材	4.72
		資本財	6.99
		商業サービス・用品	0.59
		運輸	1.30
		自動車・自動車部品	2.91
		耐久消費財・アパレル	1.72
		消費者サービス	0.40
		小売	6.42
		食品・生活必需品小売り	1.33
		食品・飲料・タバコ	4.68
		家庭用品・パーソナル用品	2.57
		ヘルスケア機器・サービス	4.47
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.74
		銀行	4.58
		各種金融	4.07
		保険	5.03
		不動産	1.19
		ソフトウェア・サービス	12.13
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.29
		電気通信サービス	1.71
		公益事業	2.33
		半導体・半導体製造装置	5.12
		メディア・娯楽	6.30
	小計		99.41
合　計（対純資産総額比）			99.41

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

2020 年 12 月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）(円)	1口当たりの 純資産額 （分配付）(円)
設定時 （2015 年 3 月 23 日）	2,000,000,000	―	1.0000	―
第 1 計算期間末日 （2016 年 3 月 10 日）	6,809,024,832	6,809,024,832	0.8577	0.8577
第 2 計算期間末日 （2017 年 3 月 10 日）	16,545,040,268	16,545,040,268	1.0104	1.0104
第 3 計算期間末日 （2018 年 3 月 12 日）	30,857,229,721	30,857,229,721	1.1371	1.1371
第 4 計算期間末日 （2019 年 3 月 11 日）	44,981,033,799	44,981,033,799	1.1338	1.1338
第 5 計算期間末日 （2020 年 3 月 10 日）	54,955,996,650	54,955,996,650	1.0263	1.0263
2019 年 12 月末日	64,686,787,523	―	1.2989	―
2020 年 1 月末日	66,185,315,299	―	1.3046	―
2 月末日	61,896,308,904	―	1.1968	―
3 月末日	56,548,624,353	―	1.0130	―
4 月末日	63,105,596,176	―	1.1094	―
5 月末日	66,743,313,819	―	1.1517	―
6 月末日	69,735,503,637	―	1.1814	―
7 月末日	73,675,705,987	―	1.2201	―
8 月末日	79,769,252,572	―	1.3026	―
9 月末日	77,634,018,551	―	1.2472	―
10 月末日	76,873,411,154	―	1.2123	―
11 月末日	87,528,670,859	―	1.3504	―
12 月末日	90,884,141,150	―	1.3883	―

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第 1 計算期間	0.0000
第 2 計算期間	0.0000
第 3 計算期間	0.0000
第 4 計算期間	0.0000
第 5 計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 1 計算期間	△14.2
第 2 計算期間	17.8
第 3 計算期間	12.5
第 4 計算期間	△0.3
第 5 計算期間	△9.5

Ⅱ 財務ハイライト情報

1. 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
2. その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載している該当する財務諸表の直前に添付しております。

アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞

（1）【貸借対照表】　（単位：円）

	第 4 期 （2019 年 3 月 11 日現在）	第 5 期 （2020 年 3 月 10 日現在）
	金　額	金　額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	―	16,112,557
コール・ローン	3,578,636	―
親投資信託受益証券	44,977,061,341	54,939,499,597
未収入金	108,000,000	169,000,000
流動資産合計	45,088,639,977	55,124,612,154
資産合計	45,088,639,977	55,124,612,154
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	15,019,944	23,561,148
未払委託者報酬	92,265,567	144,732,908
その他未払費用	320,667	321,448
流動負債合計	107,606,178	168,615,504
負債合計	107,606,178	168,615,504
純資産の部		
元本等		
元本	39,672,884,892	53,549,340,561
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,308,148,907	1,406,656,089
（分配準備積立金）	3,966,493,044	3,924,881,335
元本等合計	44,981,033,799	54,955,996,650
純資産合計	44,981,033,799	54,955,996,650
負債純資産合計	45,088,639,977	55,124,612,154

（2）【損益及び剰余金計算書】　（単位：円）

	第 4 期 （自　2018 年 3 月 13 日 至　2019 年 3 月 11 日）	第 5 期 （自　2019 年 3 月 12 日 至　2020 年 3 月 10 日）
	金　額	金　額
営業収益		
有価証券売買等損益	144,380,369	△6,166,561,744
営業収益合計	144,380,369	△6,166,561,744
営業費用		
支払利息	2,916	7,142
受託者報酬	28,096,341	42,474,818
委託者報酬	172,592,210	260,917,183
その他費用	650,649	649,434
営業費用合計	201,342,116	304,048,577
営業利益又は営業損失（△）	△56,961,747	△6,470,610,321
経常利益又は経常損失（△）	△56,961,747	△6,470,610,321
当期純利益又は当期純損失（△）	△56,961,747	△6,470,610,321

一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	573,104	36,609,020
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,719,493,135	5,308,148,907
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,738,021,702	2,670,514,344
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,738,021,702	2,670,514,344
剰余金減少額又は欠損金増加額	91,831,079	64,787,821
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	91,831,079	64,787,821
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,308,148,907	1,406,656,089

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は原則として、毎年 3 月 11 日から翌年 3 月 10 日までとなっておりますが、2019 年 3 月 10 日が休業日のため、当計算期間は 2019 年 3 月 12 日から 2020 年 3 月 10 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		第 4 期 （2019 年 3 月 11 日現在）	第 5 期 （2020 年 3 月 10 日現在）
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	27,137,736,586 円	39,672,884,892 円
	期中追加設定元本額	13,216,478,306 円	14,350,185,669 円
	期中一部解約元本額	681,330,000 円	473,730,000 円
2.	受益権の総数	39,672,884,892 口	53,549,340,561 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 4 期 （自　2018 年 3 月 13 日 至　2019 年 3 月 11 日）		第 5 期 （自　2019 年 3 月 12 日 至　2020 年 3 月 10 日）	
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	―円	費用控除後の配当等収益額	―円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	―円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	―円
収益調整金額	3,443,543,157 円	収益調整金額	6,076,946,489 円
分配準備積立金額	3,966,493,044 円	分配準備積立金額	3,924,881,335 円
当ファンドの分配対象収益額	7,410,036,201 円	当ファンドの分配対象収益額	10,001,827,824 円
当ファンドの期末残存口数	39,672,884,892 口	当ファンドの期末残存口数	53,549,340,561 口
1 万口当たり収益分配対象額	1,867.78 円	1 万口当たり収益分配対象額	1,867.78 円
1 万口当たり分配金額	―円	1 万口当たり分配金額	―円
収益分配金金額	―円	収益分配金金額	―円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。		2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左	

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	第 4 期 自　2018 年 3 月 13 日 至　2019 年 3 月 11 日	第 5 期 自　2019 年 3 月 12 日 至　2020 年 3 月 10 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 4 期 2019 年 3 月 11 日現在	第 5 期 2020 年 3 月 10 日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
第 4 期(2019 年 3 月 11 日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	140,409,839
合計	140,409,839

第 5 期(2020 年 3 月 10 日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△6,211,541,176
合計	△6,211,541,176

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第 4 期 （2019 年 3 月 11 日現在）		第 5 期 （2020 年 3 月 10 日現在）	
1 口当たり純資産額	1.1338 円	1 口当たり純資産額	1.0263 円
(1 万口当たり純資産額)	(11,338 円)	(1 万口当たり純資産額)	(10,263 円)

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

特別勘定の名称：世界株式プラス型

特別勘定で組入れる投資信託に関する情報
（資産運用に関する極めて重要な事項）

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名称

アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンド

＊以後、「本ファンド」とも呼びます。

2 目的及び基本的性格

投資目標

本ファンドの投資目標は、分散が効いた、アクティブに運用される証券ポートフォリオからの長期的資本形成を投資家に提供することです。

主な特徴

- 本ファンドは、アクティブ運用され、少なくとも3分の2を世界の規制市場において、籍を置く証券、上場証券、相場価格がある証券、または流通証券に投資します。
- パフォーマンスの測定では、本ファンドは税引後配当込みMSCIワールドインデックスに対して測定しますが、副投資マネージャーは、その裁量でベンチマークの一部ではない証券へ投資する場合があります。
- 基準通貨：　日本円

3 特色

- 本ファンドはアイルランドで UCITS ファンドとして認可され、アイルランド中央銀行の規制を受けます。
- ユニットクラス：　機関投資家クラス I（日本円）ユニット
- ISIN：　IE000THA66R0
- 法的構造：
  - ○　本ファンドは、ユニットトラストであるアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストのサブファンドです。
  - ○　本ファンドの資産運用会社（以後、「マネージャー」と呼びます）はアーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドで、アイルランドで認可されアイルランド中央銀行の規制を受けます。

マネージャーは本ファンドの運用についてキャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニーSARLを副投資マネージャーに任命しました。

4 仕組み

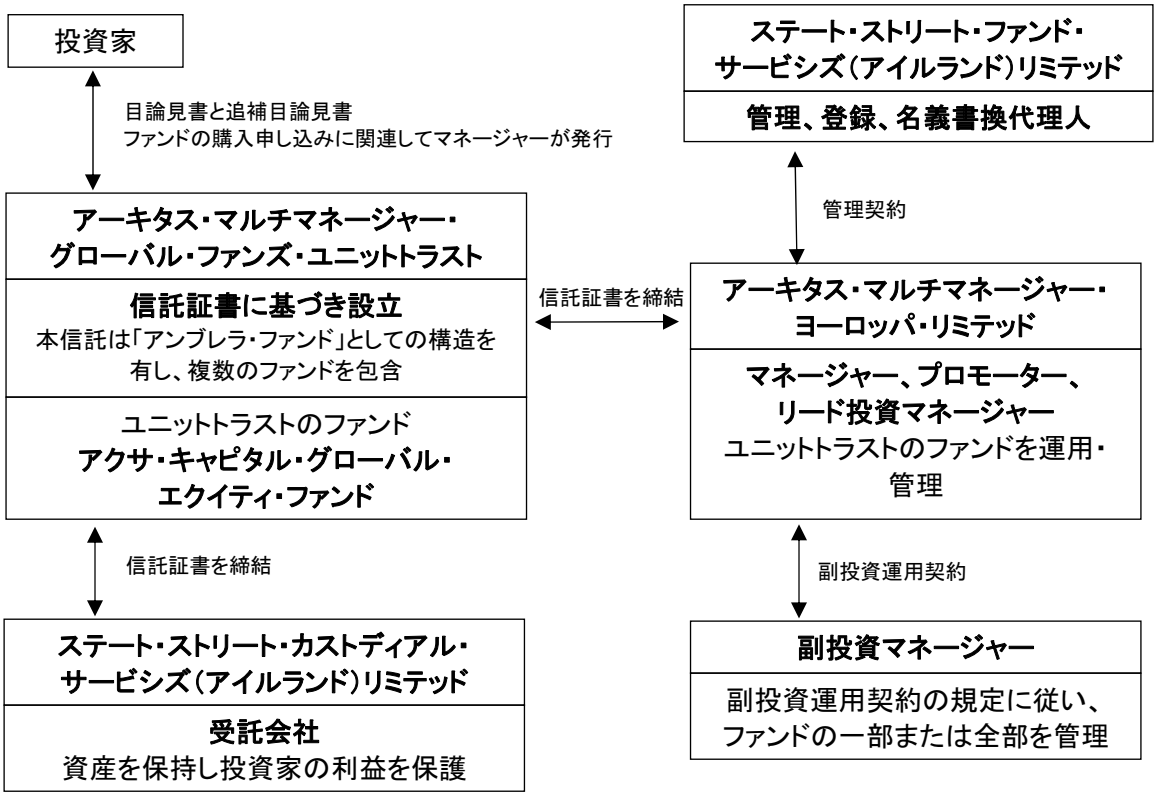

*上記の情報は2021年10月の運用開始時点のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1　投資方針と主な投資対象

本ファンドは、少なくとも3分の2を世界の規制市場において、籍を置く証券、上場証券、相場価格がある証券、または流通証券に投資することにより、目的の達成を目指します。また、本ファンドは株式関連有価証券（優先株の米国預託証券（「ADR」）および海外株式預託証書（「GDR」））に対し、最大30%を投資することができます。本ファンドは、あらゆる国、地域、セクターにおける純資産総額に対する投資比率について、いかなる制限も受けません。本ファンドは、純資産総額の10%までをUCITSおよび適切なその他の投資ファンドに投資することができます。 本ファンドは、ロシアで取引または上場される有価証券に純資産総額の2%までを投資することができます。

本ファンドがその純資産総額の大部分を債券に投資することは想定されていませんが、本ファンドは、固定利付または変動利付債券、および海外株式預託証書（「GDR」））などの証券に投資する場合があります。これには（認知された格付機関によって格付を付与された）投資適格およびハイイールドの債券が含まれます。このような投資でレバレッジを利用することはありません。

本ファンドは、目論見書および、目論見書の付録IIに定められる制約に従い、投資目的の達成または効率的なポートフォリオ管理のために、金融デリバティブ商品（FDI）を用いることができます。FDIの投資には、為替予約（株式または株式関連有価証券の効率的エクスポージャー獲得の目的で使用される）を含みますが、それに限定されません。本ファンドは、中央銀行に提出したRMPに含まれるFDIのみを利用します。

トータルリターン・スワップに関連して、マネージャーは、かかる取引が純資産総額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純資産総額の100%まで取引を行えます。

本ファンドは、中央銀行規則と目論見書の付録IIに従った効率的なポートフォリオ管理の目的に限定して、証券貸付、買い戻しおよび/または売り戻し条件付き売買契約（レポやリバース・レポ契約）の取引を行えます。マネージャーは、証券貸付、買い戻しおよび/または売り戻し条件付き売買契約が本ファンドの純資産総額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純総資産額の100%まで取引を行えます。マネージャーは、証券借入および売り戻し条件付き売買契約が本ファンドの純総資産額の0%に適用されると予想していますが、本ファンドは、純総資産額の100%まで取引を行えます。

本ファンドのグローバル・エクスポージャーは、コミットメント・アプローチを用いて、評価とモニタリングが行われます。本ファンドは、FDIの使用の結果として純資産総額の100%までレバレッジを利用できます。また、本ファンドは、一時的に純資産総額の10%まで借り入れることができます。

2 運用体制

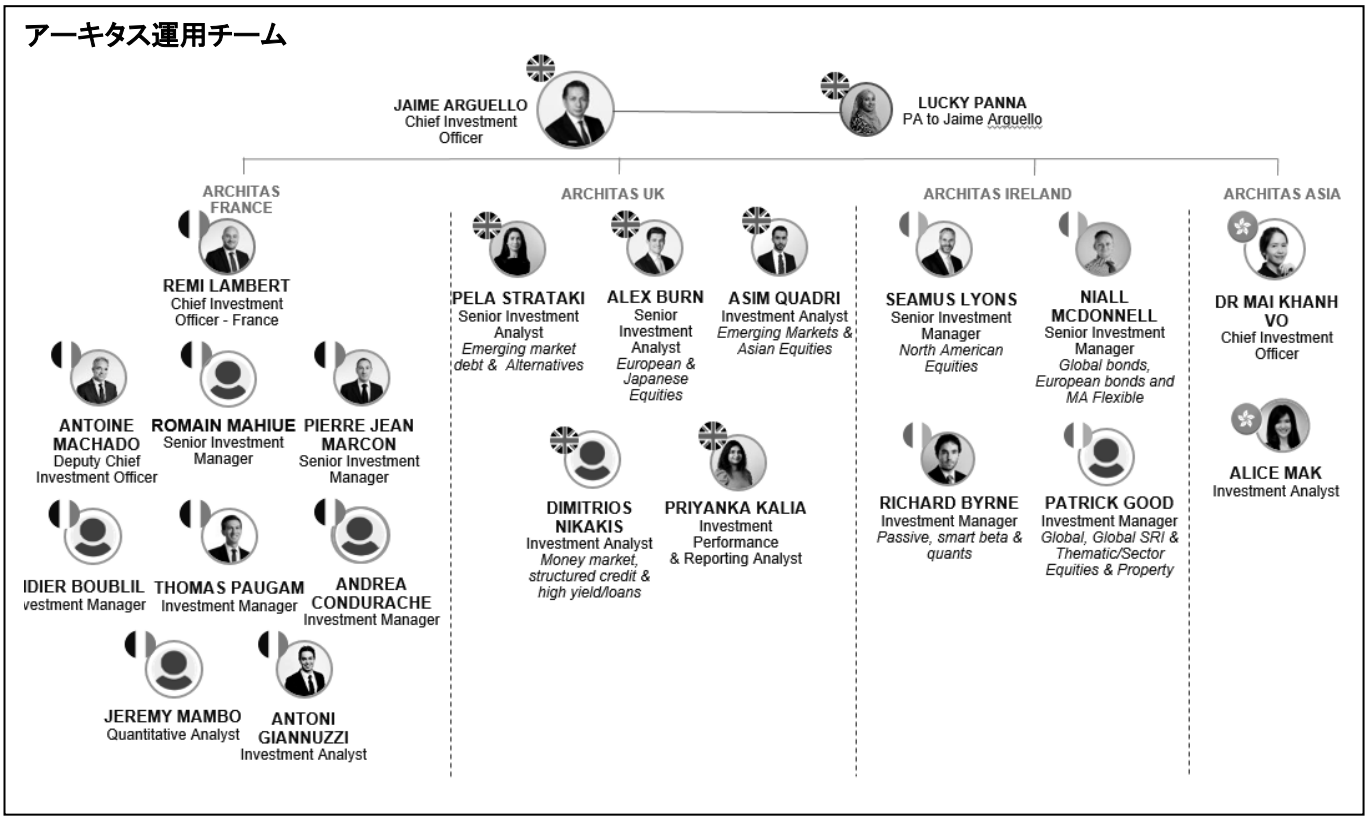

アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンドのポートフォリオマネジメントチーム

ハイメ＝アグエロ(Jaime Arguello) － チーフインベストメントオフィサー、インベストメントコミッティー議長
アーキタスのチーフインベストメントオフィサーとして、運用部門の体制と管理に対する責任を負うなど、当社のあらゆる投資活動の指揮を担当しています。また、AXA の他の事業分野に対する適切な投資戦略の推薦も、職務に含まれています。彼は Barclays でマルチマネージャーおよびオルタナティブ部門のマネージングディレクターとチーフインベストメントオフィサーを 7 年間務めたのち、2016 年 10 月にアーキタスに入社しました。Barclays の前は、Pictet に 10 年間勤務し、社外の資産運用会社の選定担当ディレクターおよび債券部門ヘッドとして、幅広い資産クラスの運用者を選定しました。業界経験は 30 年を超えており、アセットアロケーション、ファンド選定、およびポートフォリオ管理をひと通り経験しています。彼はパリの国立土木学校で工学の学位を取得しています。

マイ＝カン（Mai Khanh）－ アーキタス・アジア・チーフインベストメントオフィサー
彼女はアーキタス・アジアのチーフインベストメントオフィサーを務めています。アーキタスに入社する前、彼女は香港の AXA Asia でインベストメントヘッドを務めていました。彼女は 2017 年にパリから香港に転居しましたが、パリでは Amundi でファンドセレクションとアドバイザリーのヘッドに加え、ポートフォリオマネジメントの責任者も務めていました。彼女は Sinopia でクオンツアナリストとしてキャリアをスタートしました。彼女はパリ第7大学で場、素粒子および物質学の PhD を取得しており、またエコール・サントラル・ドゥ・リヨンで工学の学位を取得しています。彼女は CFA の資格保有者です。

シェーマス＝ライオンズ（Seamus Lyons）－ シニアインベストメントマネージャー、ポートフォリオマネージャー
彼はダブリンオフィスを拠点としています。欧州のアクサグループの顧客の数多くの大口口座の資産運用・運用助言を担当しています。また、主にアジアの顧客向けに販売されるさまざまなリスクプロファイルに対応したファンドのリードインベストメントマネージャーを務めています。彼のアナリストとしての責任は米国株式のリサーチを含みます。
アーキタスが AXA IM のマルチマネージャービジネスを買収した後の 2015 年に彼はアーキタスに入社しました。AXA IM において、彼はシニアポートフォリオマネージャーとリサーチヘッドを務め、リサーチのプロセスを全体的に監督していました。また彼は欧州の大口機関投資家向けに数多くのポートフォリオを

運用していました。彼はマルチマネジメントにおいて幅広い経験を有しており、2008 年に AXA IM に入社する前は、Forsyth Partners で数年間インベストメントマネージャーを務めていました。
彼はユニバーシティ・カレッジ・ダブリンのマイケル・スマーフィット経営大学院でファイナンスの修士号を取得しています。彼は CFA とインベストメント・マネジメント・サーティフィケート（IMC）の資格保有者です。

運用プロセスには以下を含みます。

1）事前選定
定量スクリーニングはマネージャー選定の第一歩です。主な目的は投資可能なユニバースをフィルタリングし、一定の重要スキルを発揮できるような資産運用者を擁する、より関連性の高いピアグループを抽出することです。

独自の定量的フィルタリングツールは、相関性の低い要因を多数用いて各資産クラスのファンドをランク付けします。その要素には、高いリスク調整後リターン、市場の上昇局面をとらえる手腕、市場のダウンサイドプロテクション、および各要因の安定性などが含まれます。

アーキタス（以後、アーキタスはアーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッドとその関連会社を指します。）はこのようなフィルタリングにより、ファンドパフォーマンスの根拠を理解し、安定してリターンをあげてきた資産運用者に焦点をあてることができます。

2）選定
選定段階においては、それらのファンド、および事前選定段階を通過した資産運用者に対して、徹底的なデューデリジェンスなどが行われます。アーキタスはこのプロセスを通して、資産運用者の手法と個性を精査し、市場が好調な時期と低調な時期に、彼らがどのような行動を取るかを理解します。

- **既存データの調査**：

これはスクリーニングプロセスではとらえられない要因を検討する際に重要です。たとえば、ファンドパフォーマンスの実績のうち、現在の資産運用者の寄与分はどの程度なのかといったファクターです。当社のチームは各ファンドをより深く理解するために、Morningstar や Bloomberg などの様々なツールを使用します。

アンケート：
- アーキタスは、投資スタイルごとに 3～5 程度の合理的な数のファンドに範囲を絞ったあと、ファンドマネージャーと面談する前に、デューデリジェンスに関する詳細なアンケートへの回答を依頼します。
- 運用チームだけでなく、本ファンドの戦略と目的に関するさらなる情報を提供するための定性的ステップです。
- アーキタスは事前に決められたテンプレートを使用し、アンケートをスコアリングします。その後、リードアナリストがスコアリングをチーフインベストメントオフィサーに提示し、レビューと承認を依頼します。この時点で、範囲は最終候補者に絞られます。
- ファンドマネージャーとの対面でのミーティング

３ 主な投資制限

投資制限は、本ファンドの投資方針に記載されています（本資料「２．投資方針及び投資リスク」をご参照ください）。

本ファンドにはまた、該当する場合、アーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの2019年11月28日付けの目論見書の付録III*に記載されている投資制限が課されます。

*目論見書の付録 III は本資料「3.その他詳細情報」の「1　本ファンドの投資対象及び投資制限」に記載しています。

4 投資リスクについて

本ファンドでは、以下のリスクがあります。

カウンターパーティリスク：資産の保護預かりなどのサービスを提供する、またはデリバティブもしくはその他の商品のカウンターパーティとなる機関の支払不能により、本ファンドは金銭的損失を被ることがあります。

副投資マネージャーのリスク：本ファンドは、1 社以上の副投資マネージャーのパフォーマンスに左右されます。副投資マネージャーのパフォーマンスが良くない場合、本ファンドと投資家の投資の価額は、不利な影響を受ける可能性が高いです。

デリバティブリスク：本ファンドは、リスク軽減（ヘッジ）の目的または投資目的でデリバティブを利用することがあります。デリバティブの利用は株価の変動を引き起こし、その結果、本ファンドと投資家が損失を被ることがあります。

為替リスク：本ファンドは海外市場に投資しており、本ファンドの価額は為替レート変動の結果として下落または上昇することがあります。

リスク一般に関する詳細は目論見書の「リスク要因」の項に記載されています。以下は、目論見書の同項からの一部抜粋です。

> リスクとは、投資家がある投資で損をするか、または当該投資が投資家の期待していたほど儲からない可能性です。一般に、リスクが大きければ大きいほど、投資の儲けは大きくなり、また損失も大きくなります。他の投資ファンドと同様に、本ファンドのユニットの価額は、本ファンドの投資目標、主な投資戦略、特定のリスク要因の影響を受けることがあります。したがって、本ファンドは様々なリスクにさらされることがあります。リスクの一部（本ファンドへの投資の元本リスクなど）については以下で説明しています。しかしながら、他の要因も本ファンドの投資成果に影響を及ぼすことがあります。

資産クラスリスク：これは、ファンドが投資している投資対象によるリターンが証券市場全体または様々な資産クラスをアンダーパフォームするリスクです。証券および資産クラスの様々な対象は、証券市場全体と比較したアウトパフォームとアンダーパフォームのサイクルを繰り返す傾向にあります。

ブローカーリスクおよびサブカストディリスク：特定の市場では、ファンドはカウンターパーティまたはブローカーおよびディーラー、これらの者が取引している取引所の信用リスクにさらされます（これらの者が取引所または取引所外取引に関与しているかを問いません）。ブローカーの破綻もしくは詐欺、ブローカーがファンドを代行して取引を執行し清算する清算ブローカーの破綻もしくは詐欺、または為替清算機関の破綻もしくは詐欺が生じた場合、ファンドは、ブローカーが保有する資産を喪失するリスクにさらされることがあります。ファンドの投資は、法の性質または管轄区域の市場慣行により、サブカストディアンまたはブローカーの名義で登録されることがあり、これは一般的な市場慣行です。当該投資は、サブカストディアンまたはブローカー自身の投資から分離されず、当該保管会社またはブローカーがデフォルトを起こした場合には保護されず、本ファンドにより回収不能になることがあります。

利益相反リスク：ファンドの副投資マネージャーが効率的なポートフォリオ運用の目的で技法及び手段を採用する場合、副投資マネージャーに関連する会社は当事者となり、または本ファンドに対して銀行サービス、証券取引サービス、もしくはその他のサービスを提供し、これにより利益を得ることがあります。本ファンドにとって最善の最終結果が関連会社から得られると副投資マネージャーが判断した場合、これらの関連会社が採用されることがあります。

受託会社に対するカウンターパーティリスク：現金が受託会社または他の受託者により保有される場合、信託は、カウンターパーティとしての受託会社または受託会社により採用される受託者の信用リスクにさらされます。受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合、信託は、本ファンドの現金保有

高に関して受託会社またはその他の受託者の一般債権者として取り扱われます。ただし、本ファンドの証券は、分離口座で受託会社または他の受託者により管理されているため、受託会社または他の受託者が支払不能に陥った場合に保護されるはずです。当該カウンターパーティが経営難に陥った場合、たとえファンドが資金を無事に全部回収できたとしても、その取引はその間大きく混乱し、場合によっては重要な損失につながる可能性があります。

適格カウンターパーティリスク：投資家および投資をお考えの方は、以下の通りに適格カウンターパーティとの取引において特定のリスクが発生することに留意してください。FDIポジション（スワップまたは類似する性質を持つその他のFDIなど）は、店頭で1つ以上の適格カウンターパーティと締結することがあります。当該FDIの取引は当該適格カウンターパーティの信用リスクエクスポージャーをもたらすことがあります（すなわち、FDI取引の適格カウンターパーティがファンドに関する取引の条件に基づく債務の返済を怠るリスクです）。ファンドを代行する副投資マネージャーが店頭FDI取引を締結する場合、適格カウンターパーティから担保を受け入れることにより、適格カウンターパーティの信用リスクの大半の軽減を図ることがあります。店頭FDIが完全担保でない場合、適格カウンターパーティによるデフォルトはファンドの価額下落、ひいては、ファンドへの投資の価額下落をもたらすことがあります。

資金運用リスク：これは、副投資マネージャーが採用する戦略およびその銘柄選択が、意図した成果を生み出さないリスクです。

副投資マネージャー選択リスク：これは、マネージャーによる副投資マネージャーの選択または代替プロセス、および副投資マネージャーを選択または代替するという意思決定が、パフォーマンスおよび/またはファンドの投資目標の達成に関して意図した成果を生み出さないことがあるリスクです。

投資リスク：これは、会社の財務状況の変化ならびに全体的な市況および経済情勢に基づいてある銘柄の価額が急激かつ予測不能に上昇および下落することがあるリスクです。

投資選択リスク：副投資マネージャーは、その戦略全体の範囲内で本ファンドの目標達成を図るために特定の投資を選択します。本ファンド向けに選択された投資は、本ファンド向けに選択されなかった他の銘柄と同様に値動きを示さないことがあります。結果として、本ファンドは、同じ目標を持つまたは同じ資産クラスの他のファンドをアンダーパフォームすることがあります。

市場リスク：これは、全体的な経済情勢およびその他の要因に基づいて証券市場が急激かつ予測不能に下落するリスクです。

証券貸付リスク：追加の収益を実現する目的で、本ファンドは証券を貸し付けることがあります。当該証券貸付は、中央銀行規則に従って担保により継続的に保証されます。証券貸付のリスクは、他の担保付き信用の供与と同様に、追加担保受け入れまたは証券回収が遅延する可能性、借り手が財政破綻したかまたはファンドが保有する担保の価値が下落した場合に証券に対する権利が喪失する可能性からなります。貸付は、企業として適格な要件を具備していると副投資マネージャーがみなした企業のみに対し行われ、該当する場合、当該貸付から得られる対価がリスクを正当化すると副投資マネージャーが判断しない限り行われません。さらに、証券貸付取引および関連する担保取決めへの関与により、ファンドはより高い法的リスク（取引への法律もしくは規制の予定外の適用に関連し、または取引を裏付ける契約が法的に強制可能でないか、もしくは正しく文書化されていないことが判明した場合に発生するリスク）にさらされることがあります。

包括申込金および償還金口座（「集金口座」）リスク：マネージャーは、信託の名義で包括的レベルで単一の申込および償還金口座を運用しています（「**集金口座**」）。申込および償還金口座はファンドレベルでは開設されません。ファンドへ、またはファンドから支払われるべきすべての申込金および償還金ならびに配当または現金分配は、集金口座を通じて振り分けられ、管理されます。
ユニット発行に先立ちファンドに関して受領された申込金は、信託の名義で集金口座において保有され、信託の資産として取り扱われます。申込済みユニットが発行される時まで、投資家は、集金口座で信託により申し込まれ、また保有される現金金額に関して信託の無担保債権者となり、関連するユニットが発行される時まで、申込みが行われた関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利（配当受給権など）から恩恵を受けません。ファンドまたは信託が支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。

ファンドによる償還金および配当の支払いは、信託またはその代理人、管理会社による引受書類の原本の受領、およびすべてのマネーロンダリング防止規程の遵守を条件とします。償還金または配当を受ける権利を有する投資家への当該金額の支払いは、マネージャーまたはその代理人、管理会社が満足できる上記要件の遵守の結果が出るまで、それに応じて差し止められることがあります。償還金および分配金（差し止められた償還金または分配金を含む）は、関連する投資家への支払いを待機している間、信託の名義で集金口座において保有されます。当該金額が集金口座で保有されている限り、ファン

ドから当該支払いを受ける権利を有する投資家は、その金額に関して、当該金額に対する権益に関して、およびその権益の範囲で信託の無担保債権者になり、関連するファンドの純資産総額の上昇、または他の株主の権利（追加の配当受給権など）から恩恵を受けません。解約する投資家は、当該の解約日付で解約されたユニットに関して投資家ではなくなります。ファンドまたは信託が支払不能に陥った場合、本ファンドまたは信託が無担保債権者への全額の支払いに十分な資金を備えているという保証はありません。

ファンドが支払不能に陥った場合、他のファンドが受ける権利を有しているが、集金口座の運用の結果として、支払不能のファンドに移転していたはずだった金額の回収は、アイルランド信託法の原則および集金口座の業務手続きの条件に従います。当該金額の回収についての実行の遅延および/または紛争が生じることがあり、支払不能のファンドは他のファンドに支払われるべき金額を返済するには不十分な資金しか備えていないことがあります。

マネージャーは、信託証書の規定に従って集金口座を運用します。

投資リスクの管理体制

マネージャーは、資産運用を副投資マネージャーに委託しています。副投資マネージャーは、本ファンドに内在する投資リスク（流動性リスクを含む）を監視し、管理し、報告します。

マネージャーは、独自の内部統制を構築しており、投資リスクを監視するために自社開発のソフトウェアを利用しています。

副投資マネージャーは、自社開発のシステムに加えて、外部のリスク監視システムを利用しており、これは、銘柄分析やポートフォリオ運用から、取引執行、事務処理、リスク管理に至るまでの投資運用プロセス全体を支援することを目的としています。

1 本ファンドの投資対象及び投資制限

本ファンドの投資方針に記載される投資制限に加えて（本資料「2. 投資方針及び投資リスク」の「1. 投資方針と主な投資対象」をご参照ください）、本ファンドは、該当する場合、目論見書の付録IIIに記載される投資制限にも従います。2019年11月28日付のアーキタス・マルチマネージャー・グローバル・ファンズ・ユニットトラストの目論見書の付録IIIからの抜粋は、以下に記載されています。

当該ファンドの資産運用は本規制を遵守しなければなりません。本規制は以下を定めています。
（以下に記載されている「加盟国」「非加盟国」は、それぞれ「EU加盟国」「EU非加盟国」を指します。）

	1 許容される投資
	本ファンドの投資は以下に限定されます。
1.1	加盟国もしくは非加盟国の証券取引所への正式な上場が認められているか、または加盟国もしくは非加盟国で規制され、定期的に運営され、認知され、公に開かれた市場で取引されている譲渡可能証券および短期金融商品。
1.2	新規発行の譲渡可能証券で1年以内に（上記のような）証券取引所への正式な上場またはその他の市場での上場が認められているもの。
1.3	規制市場で取引されているもの以外の中央銀行規則に従って定義される短期金融証券。
1.4	UCITSのユニット。
1.5	中央銀行のガイダンス「*UCITSの他の投資ファンドへの許容可能な投資*」に定められるAIFのユニット。
1.6	中央銀行規則で定められる信用機関への預金。
1.7	中央銀行規則に定められるFDI。
2	**投資制限**
2.1	本ファンドは、第1項に記載されるもの以外の譲渡可能証券および短期金融証券には純資産総額の10%以内を投資することができます。
2.2	本ファンドは、1年以内に（第1.1項に記載される）証券取引所またはその他の市場での正式上場が認められている新規発行の譲渡可能証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。この制限は、以下を条件として規則144Aとして知られている特定の米国証券へのファンドによる投資に関しては適用されません。 － 証券は、発行から1年以内に米国証券取引委員会に登録するという約束で発行されるものとします。 － 証券は流動性の低い証券ではなく、すなわち、本ファンドにより評価された価格またはそれに近似する価格で7日以内に本ファンドにより実現されるものとします。
2.3	本ファンドは、同一発行体が発行した譲渡可能証券または短期金融証券に純資産総額の10%以内を投資することができます。ただし、ファンドがそれぞれ5%を超えて投資した発行体で保有される譲渡可能証券と短期金融証券の総額は40%未満とします。
2.4	加盟国に登記事務所を有し、法律によって債券投資家保護のために特別公的監督の下にある金融機関が発行する債券の場合、（第2.3項の）10%制限は25%に引き上げられます。ファンドが、1発行体が発行したこれらの債券に純資産総額の5%を超えて投資する場合、これらの投資の総額は本ファンドの純資産総額の80%を超えてはなりません。この規定を利用するためには、中央銀行の事前の承認が要求されます。
2.5	譲渡可能証券または短期金融証券が加盟国もしくはその地方公共団体、または非加盟国もしくは1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行されている、または保証されている場合には、（第2.3項の）10%制限は35%に引き上げられます。
2.6	第2.4項および第2.5項に記載される譲渡可能証券および短期金融証券は、第2.3項に記載される40%制限を適用する目的で考慮されないものとします。
2.7	付属的流動性として保有される中央銀行UCITS規制の規制7で指定される金融機関以外の単一金融機関への預金は、以下(a)または(b)を超えないものとします。 （a） ファンドのNAVの10%

	(b)預金が受託会社に対して行われている場合、ファンドの純資産の20%
2.8	店頭デリバティブのカウンターパーティに対するファンドのリスクエクスポージャーは、純資産総額の5%を超えてはなりません。 欧州経済領域で認可された金融機関、1988年7月のバーゼル自己資本合意の批准国(欧州経済領域加盟国以外)内で認可された金融機関、またはジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可された金融機関の場合、この制限は10%に引き上げられます。
2.9	上記第2.3項、第2.7項および第2.8項にもかかわらず、同一発行体が発行した、行った、または引き受けた以下の2つ以上の組み合わせは、純資産総額の20%を超えてはなりません。 - 譲渡可能証券または短期金融商品への投資 - 預金 - 店頭デリバティブ取引から生じるカウンターパーティリスクのエクスポージャー
2.10	単一発行体に対するエクスポージャーが純資産総額の35%を超えないものとするために、上記第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項に記載される制限は合算することはできません。
2.11	第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項の目的において、グループ会社は単一発行体とみなされます。ただし、純資産価額の20%の制限は、同一グループ内の譲渡可能証券および短期金融市場商品への投資に適用することができます。
2.12	本ファンドは、加盟国、その地方公共団体、非加盟国または1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される、または保証されている異なる譲渡可能証券および短期金融証券に純資産総額の100%までを投資することができます。 個々の発行体は、目論見書に記載しなければならず、以下のリストから選択することができます。 OECD諸国政府(関連する銘柄は投資適格であることを条件とします)、中華人民共和国政府、ブラジル政府(銘柄は投資適格であることを条件とします)、インド政府(銘柄は投資適格であることを条件とします)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体(Euratom)、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、ヨーロッパ鉄道連合(Eurofima)、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当公庫(ファニーメイ)、連邦住宅抵当貸付公社(フレディマック)、米国政府抵当金庫(ジニーメイ)、連邦奨学金融資金庫(サリーメイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、Straight-A Funding LLC。 本ファンドは、異なる6銘柄以上の証券を保有しなければならず、1銘柄の証券は純資産総額の30%を超えてはなりません。
3	集団投資スキームへの投資
3.1	ファンドは1集団投資スキーム(CIS)に対して純資産総額の20%を超えて投資することはできません。
3.2	AIFへの投資は合計で本ファンドの純資産総額の30%を超えてはなりません。
3.3	ファンドが投資するCIS自体は、他のオープンエンド型CISに純資産総額の10%を超えて投資することはできません。
3.4	ファンドが、マネージャー、または共通の管理もしくは支配により、または直接もしくは間接の大量保有により、マネージャーと連携している他の会社により直接または委託により管理される他のCISのユニットに投資する場合、マネージャーまたは他の会社は、本ファンドによるかかる他のCISのユニットへの投資の理由で、申込手数料、為替手数料、または解約手数料を課さないものとします。
3.5	委託手数料(委託手数料の割戻しを含む)が別のCISのユニットへの投資の理由で副投資マネージャーまたは投資顧問により受領される場合、この委託手数料は本ファンドの財産に払い込まれなければなりません。
3.6	ファンドが他の信託ファンドに投資する場合、以下の投資制限が適用されます。 □ ファンドは、信託ファンド自体が他の信託ファンドの株式を保有している信託ファンドには投資しないものとします。

	□ かかる他の信託ファンドに投資しているファンドは、申込手数料、両替手数料、または解約手数料が課されないものとします。 □ マネージャーは、本ファンドが別の信託ファンドに投資した資産のその部分に関してはファンドに対して運用報酬を課さないものとします。副投資マネージャーの報酬がファンドの資産から直接支払われる場合、副投資マネージャーは、本ファンドが別の信託ファンドに投資した資産のその部分に関してはファンドに対して投資運用報酬を課さないものとします。 ファンドによる別の信託ファンドへの投資は、上記第3.1項から第3.3項までに定められる制限の対象となるものとします。
4	インデックストラッキングUCITS
4.1	本ファンドの投資方針が中央銀行規則により指定され、中央銀行により認められた基準を満たすインデックスに追随することである場合、ファンドは、同一発行体が発行した株式および／または債券に純資産総額の20%までを投資することができます。
4.2	例外的な市況により正当化された場合、第4.1項の制限は35%に引き上げられ、単一発行体に適用されます。
5	一般規定
5.1	信託は、発行体の経営に対して重要な影響力を行使できる議決権を持つ株式を取得することはできません。
5.2	ファンドは以下を取得することができます。 (i)単一発行体の無議決権株式の10%以内 (ii)単一発行体の債券の10%以内 (iii)単一CISのユニットの25%以内 (iv)単一発行体の短期金融証券の10%以内 注:取得時に、債券もしくは短期金融証券の総額、または発行済み証券の純額が算定できない場合、上記(ii)、(iii)および(iv)に定められる制限は取得時に無視することができます。
5.3	第5.1項および第5.2項は以下には適用されないものとします。 (i)加盟国またはその地方公共団体により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券 (ii)非加盟国により発行されるかまたは保証されている譲渡可能証券および短期金融証券 (iii)1つ以上の加盟国が属する公的国際機関により発行される譲渡可能証券および短期金融証券 (iv)非加盟国の法律の下で、保有が本ファンドが非加盟国の発行体の証券に投資できる唯一の方法になる場合、主に非加盟国に登記事務所を有する発行体の証券に資産を投資する非加盟国で設立された会社の出資でファンドにより保有される株式。この権利放棄は、投資方針において、非加盟国の会社が第2.3項から第2.11項まで、第3.1項、第3.2項、第5.1項、第5.2項、第5.4項、第5.5項および第5.6項に定められる制限を遵守している場合に限り、また、これらの制限が超過した場合、下記第5.5項および第5.6項が遵守されていることを条件として適用されます。 (v)排他的に投資家に代わって、投資家の要請によりユニットの買戻しに関して子会社が所在する国で管理業務、顧問業務またはマーケティング業務のみを行っている子会社の出資で信託により保有されている株式
5.4	それぞれの資産の一部を構成する譲渡可能証券または短期金融証券に付随する新株引受権を行使する場合、ファンドは本書の投資制限を遵守する必要はありません。
5.5	中央銀行は、新規認可ファンドに対し、リスク分散の原則を遵守することを条件として、認可日後6ヵ月間、第2.3項から第2.12項まで、第3.1項、第3.2項、第4.1項および第4.2項の規定からの適用除外を認めることができます。
5.6	本書に定められる制限がファンドの支配の及ばない理由でまたは新株引受権の行使の結果として超過した場合、本ファンドは、売却取引の優先目的として、投資家の利益を十分に考慮し、その事態の改善策を採用しなければなりません。

5.7	信託は以下の空売りを実行することはできません。 － 譲渡可能証券 － 短期金融証券* － CISのユニットまたは － FDI *信託による短期金融証券の空売りは禁止されています。
5.8	ファンドは不随的流動資産を保有することができます。
6	金融デリバティブ商品（「FDI」）
6.1	ファンドのFDIに関するグローバル・エクスポージャーは純資産総額を超えてはなりません。
6.2	FDI（譲渡可能証券または短期金融証券への組み込みFDIを含む）の対象資産のポジションエクスポージャーは、関連する場合において、直接投資から生じたポジションと組み合わせた場合、中央銀行UCITS規制/ガイダンスに定められる投資制限を超過してはなりません。（インデックス型FDIの場合、対象インデックスが中央銀行UCITS規制に定められる基準を満たすインデックスであることを条件として、この規定は適用されません。）
6.3	ファンドは、以下を条件として店頭（OTC）で取引されるFDIに投資することができます。 － 店頭取引（OTC）のカウンターパーティは、プルデンシャル監督の対象であり、中央銀行により承認されたカテゴリーに属する機関とします。
6.4	FDIへの投資は中央銀行により定められた条件および制限に従います。

借入れ制限

中央銀行規則は、本ファンドに関して、信託が以下を行うことを定めています。

（a）借入れを行うことはできません（この借入れが一時的なものであることを条件として、合計で本ファンドの純資産総額の10%を超えない借入れ以外）。借入れは本ファンドの資産に関して保証することができます。借入金残高の比率を算定する場合、貸方残高（例えば、現金）は借入金と相殺することはできません。

（b）バックツーバックローンにより外貨を取得することができます。以下のように預金を相殺することを条件として、この方法で取得した外貨は（a）の借入れ制限の目的で借入金には分類されません。（i）本ファンドの基準通貨建てにすること、および（ii）外貨建て借入金残高の価額と同等かまたはこれを上回ること。ただし、外貨建て借入金がバックツーバック預金の価額を超過する場合、超過額は上記（a）の目的で借入れとみなされます。

4. 運用状況

1 投資状況

本ファンドは2021年10月に設立予定のため、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

2 投資資産

本ファンドは2021年10月に設立予定のため、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

（1）投資有価証券の主要銘柄

（2）投資不動産物件

（3）その他投資資産の主要なもの

3 運用実績

本ファンドは2021年10月に設立予定のため、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

（1）純資産の推移

（2）分配の推移

（3）収益率の推移

特別勘定の名称：新興国株式型

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とするマザーファンドに主として投資することにより、中長期的な観点から、新興国の株式市場（MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家（受益者）からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／株式／インデックス型」に該当します。

追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外…… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載のあるものをいいます。
株式…… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載のあるものをいいます。
インデックス型… 投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は 2,000 億円とします。

※当ファンドの信託期間は（原則として）無期限です。ただし、信託元本が 20 億円を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

※MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国の株式の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。「MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース）」に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3 特　色

当ファンドは、エマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的に新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資を行います。
当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、中長期的に新興国の株式市場（MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

4 仕組み

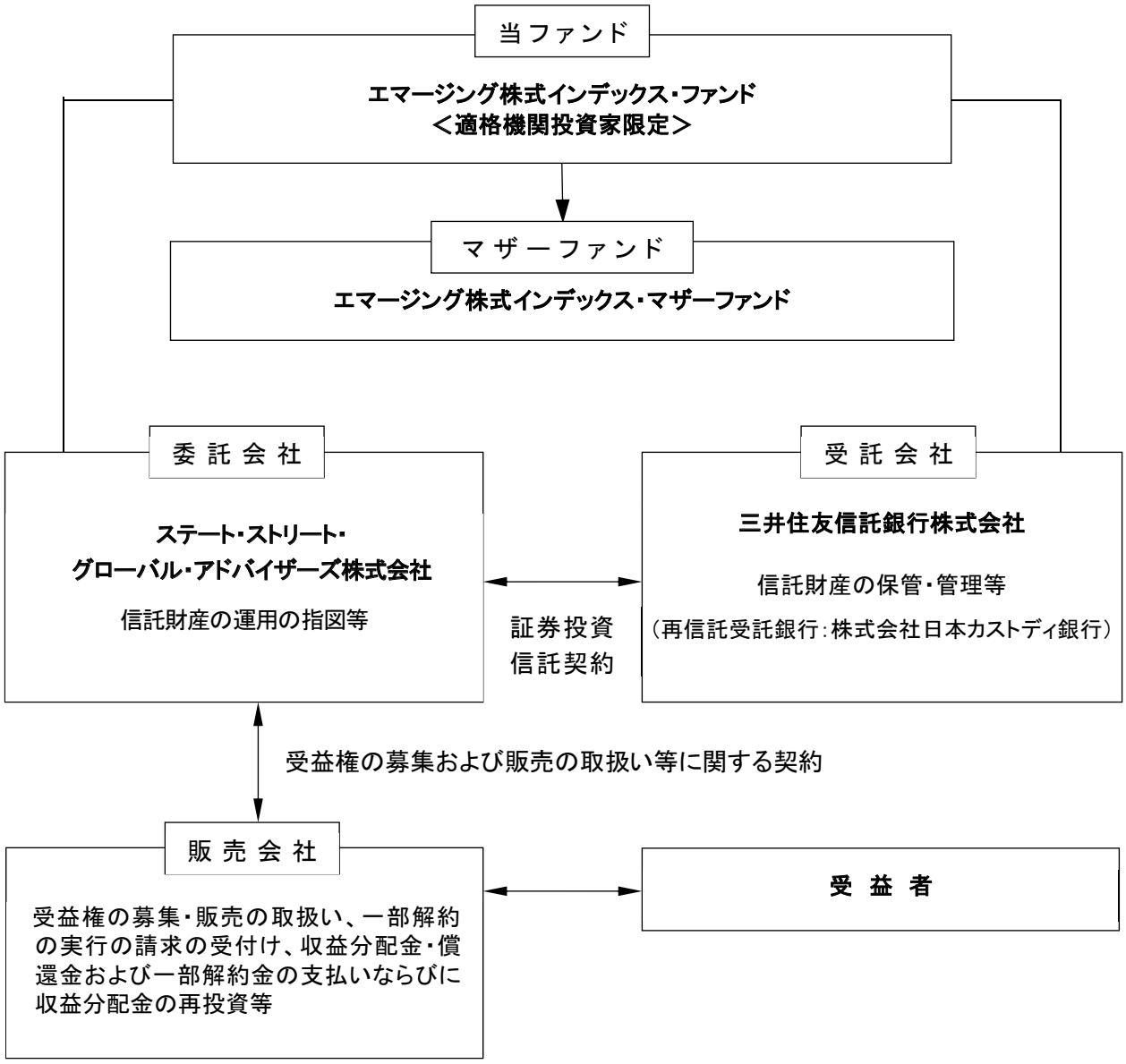

※上記の運用の仕組みは、2020 年 12 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とするエマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券に主として投資することにより、中長期的な観点から、新興国の株式市場（MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

(1)投資方針

①運用方針

当ファンドは、エマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」という場合があります。）への投資を通じて、中長期的な観点から、新興国の株式市場（MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

②投資態度

A. MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

B. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

C. 外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。

D. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。

E. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

F. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

G. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2)投資対象

当ファンドは、エマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

エマージング株式インデックス・マザーファンド

①MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。

②株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

③外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。

④信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）を行うことができます。

⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

⑥大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

2 運用体制

運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオの管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、ボストン本社を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。
ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することのない安定した運用体制となっています。
運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。当委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。 投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

（運用体制図）

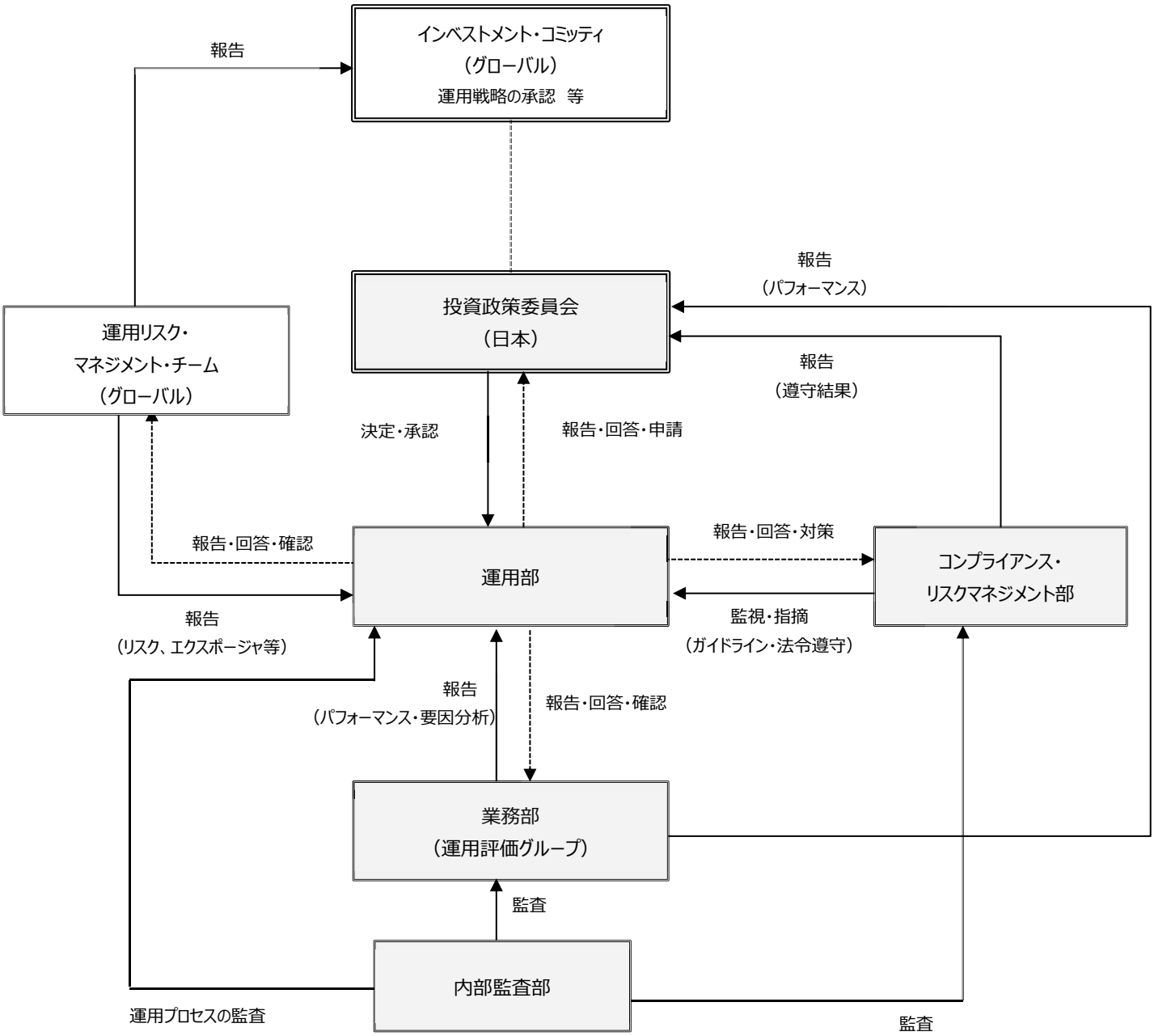

※上記の運用体制は、2020 年 12 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
②株式の実質投資割合には制限を設けません。
③外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
④投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
⑤デリバティブ取引は、約款に定める範囲で行います。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

エマージング株式インデックス・マザーファンド

①株式への投資割合には制限を設けません。
②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
④デリバティブ取引は、約款に定める範囲で行います。

4 投資リスクについて

当ファンドは、マザーファンドを通じて主に新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）に分散投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク
当ファンドは、新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を実質的な主要投資対象としていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。従って、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

② 信用リスク
当ファンドは、新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を実質的な主要投資対象としていることから、新興国の取引所上場株式等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。また、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク
当ファンドの実質的な主要投資対象である新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

④ 流動性リスク
投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低にかかわらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があり、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑤ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

⑦ パッシブ運用のリスク

当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑧ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

上記の投資リスク管理の体制は以下の通りです。

① 運用プロセスにおけるリスク管理

運用部のポートフォリオ・マネージャーは顧客ガイドラインに加え、より詳細な内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

② 運用プロセス外におけるリスク管理

・ コンプライアンス・チェック

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全運用口座におけるガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。また、投資政策委員会にて投資行動やパフォーマンスに関する運用部の報告内容を確認するとともに、毎月末のガイドライン遵守状況等を報告します。

・ パフォーマンス評価

業務部がファンドリターンとベンチマークリターンの乖離状況のモニタリング・分析、パフォーマンス分析等の算出を行い、月次で開催される投資政策委員会に報告を行います。投資政策委員会では、運用担当チーム自らの分析とパフォーマンス・アナリストによる検証をあわせて、運用成果に関する最終的な評価を行います。

※上記のリスク管理体制は、2020 年 12 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞の投資対象

（1）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a. 有価証券

b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。以下同じ。）

c. 金銭債権

d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

（2）①委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証書

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

i. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

j. コマーシャル・ペーパー

k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの

m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

s. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

t. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

u. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

v. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第a号の証券または証書、第l号および第q号の証券または証書のうち第a号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第b号から第f号までの証券ならびに第l号および第q号の証券または証書のうち第b号から第f号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第m号の証券および第n号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

③上記①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④先物取引等の運用指図

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

b. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないも

のとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

d. 上記cにおいて、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

f. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

d. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付の指図および範囲

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。

b. 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧公社債の空売りの指図範囲

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 第a項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約取引の指図および範囲

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b. 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c. 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

d. 第a項および第b項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2 エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞の投資制限

①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
②株式の実質投資割合には制限を設けません。
③外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
④投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑤投資する株式等の範囲
委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
⑥信用取引の指図範囲
a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
b. 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
d. 第b項においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
e. 委託者は、第a項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※上記は、2020 年 12 月 31 日現在における投資信託約款から抜粋し、編集したものです。投資信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況（2020 年 12 月 31 日現在）

エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

2020 年 12 月 31 日現在

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	9,274,446,096	100.03
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		△2,897,869	△0.03
純資産総額		9,271,548,227	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2020 年 12 月 31 日現在）

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2020 年 12 月 31 日現在

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	中国	4,050,782,753	36.75
	韓国	1,409,931,990	12.79
	台湾	1,335,369,873	12.12
	インド	990,194,225	8.98
	ブラジル	548,473,005	4.98
	南アフリカ	357,488,808	3.24
	ロシア	315,766,379	2.87
	サウジアラビア	259,459,164	2.35
	タイ	194,700,285	1.77
	メキシコ	182,720,680	1.66
	マレーシア	159,836,781	1.45
	インドネシア	145,999,740	1.33
	フィリピン	79,585,571	0.72
	ポーランド	75,238,673	0.68
	カタール	73,115,691	0.66
	アラブ首長国連邦	61,124,767	0.56
	クウェート	54,696,093	0.50
	チリ	54,323,462	0.49
	トルコ	39,592,895	0.36
	ペルー	25,328,804	0.23
	ハンガリー	22,835,845	0.21
	コロンビア	19,760,003	0.18
	ギリシャ	12,676,332	0.12
	アルゼンチン	12,473,302	0.11
	チェコ	10,065,885	0.09
	エジプト	8,067,954	0.07
	パキスタン	1,399,775	0.01
	小計	10,501,008,735	95.28
投資証券	南アフリカ	5,408,893	0.05
	メキシコ	3,915,737	0.03
	小計	9,324,630	0.08
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		511,400,942	4.64
純資産総額		11,021,734,307	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産(2020 年 12 月 31 日現在)

エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

(1)投資有価証券の主要銘柄
全銘柄

2020 年 12 月 31 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	—	3,002,216,139	2.9329	8,805,482,446	3.0892	9,274,446,096	100.03
								投資比率:合計		100.03

(注 1)投資有価証券は 1 銘柄です。
(注 2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

2020 年 12 月 31 日現在

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	—	100.03
合 計		100.03

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(2020 年 12 月 31 日現在)

エマージング株式インデックス・マザーファンド

(1)投資有価証券の主要銘柄
評価額上位 30 銘柄

2020 年 12 月 31 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数 量(株)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	324,086	1,701.22	551,341,990	1,895.19	614,207,787	5.57
2	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	小売	24,900	27,002.18	672,354,345	24,452.91	608,877,459	5.52
3	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	メディア・娯楽	75,540	8,028.58	606,479,060	7,082.17	534,987,499	4.85
4	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	63,155	6,022.76	380,368,007	7,454.15	470,767,474	4.27
5	中国	株式	MEITUAN-CLASS B	小売	47,200	4,078.06	192,484,709	3,649.89	172,274,808	1.56
6	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	小売	5,690	22,373.11	127,303,052	20,627.20	117,368,768	1.06
7	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	37,308	2,834.88	105,764,001	2,825.87	105,427,595	0.96
8	中国	株式	JD.COM INC-ADR	小売	11,300	9,517.95	107,552,904	8,915.49	100,745,037	0.91
9	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	1,248,764	79.83	99,692,576	78.63	98,192,186	0.89
10	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	76,906	1,148.09	88,295,778	1,246.88	95,893,322	0.87

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数 量（株）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
11	中国	株式	PINDUODUO INC-ADR	小売	5,000	15,271.08	76,355,443	17,200.66	86,003,325	0.78
12	ブラジル	株式	VALE SA-SP ADR	素材	48,050	1,208.88	58,086,684	1,742.94	83,748,267	0.76
13	中国	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	187,600	336.92	63,207,094	437.88	82,146,288	0.75
14	中国	株式	NIO INC - ADR	自動車・自動車部品	16,800	4,638.62	77,928,824	4,775.49	80,228,232	0.73
15	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	7,145	8,539.43	61,014,298	11,043.20	78,903,664	0.72
16	インド	株式	INFOSYS LIMITED	ソフトウェア・サービス	44,347	1,609.49	71,376,452	1,775.42	78,734,816	0.71
17	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	21,913	3,281.97	71,917,918	3,576.90	78,380,806	0.71
18	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	10,490	5,464.47	57,322,395	6,873.43	72,102,385	0.65
19	中国	株式	BAIDU INC-SPON ADR	メディア・娯楽	3,500	15,015.78	52,555,230	20,189.74	70,664,107	0.64
20	ロシア	株式	SBERBANK PAO	銀行	142,001	319.76	45,406,700	382.17	54,269,054	0.49
21	インド	株式	ICICI BANK LIMITED	銀行	71,930	691.39	49,732,258	750.89	54,011,949	0.49
22	中国	株式	NETEASE INC-ADR	メディア・娯楽	5,500	9,135.94	50,247,697	9,671.04	53,190,720	0.48
23	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	159,807	299.55	47,870,506	332.67	53,163,314	0.48
24	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	803,719	62.07	49,892,866	65.41	52,575,278	0.48
25	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	19,159	2,484.00	47,590,956	2,701.11	51,750,758	0.47
26	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	ソフトウェア・サービス	12,331	3,792.79	46,768,972	4,161.30	51,313,113	0.47
27	中国	株式	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	40,500	1,088.47	44,083,035	1,259.57	51,012,686	0.46
28	韓国	株式	LG CHEM LTD	素材	613	67,116.00	41,142,108	77,397.59	47,444,728	0.43
29	中国	株式	CHINA MOBILE LTD/HK	電気通信サービス	79,506	667.50	53,070,255	596.07	47,391,737	0.43
30	ロシア	株式	GAZPROM PAO -SPON ADR	エネルギー	78,806	473.82	37,340,094	579.39	45,659,643	0.41
									投資比率：合計	38.00

（注 1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
（注 2）2020 年 12 月 30 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

2020 年 12 月 31 日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	銀行	12.49
	小売	11.39
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9.01
	メディア・娯楽	8.09
	半導体・半導体製造装置	8.06
	素材	7.28
	エネルギー	4.86
	食品・飲料・タバコ	3.43
	自動車・自動車部品	3.31
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.23
	電気通信サービス	2.84
	保険	2.69
	資本財	2.59
	ソフトウェア・サービス	2.24
	各種金融	2.12
	公益事業	1.97
	不動産	1.91
	消費者サービス	1.42
	耐久消費財・アパレル	1.35
	運輸	1.34
	ヘルスケア機器・サービス	1.20
	食品・生活必需品小売り	1.16
	家庭用品・パーソナル用品	1.06
	商業・専門サービス	0.24
	小計	95.28
投資証券	—	0.08
合計		95.36

(注 1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
(注 2)2020 年 12 月 30 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(2)投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

2020 年 12 月 31 日現在

資産の種類	資産の名称	取引所	買建／売建	通貨	数量	簿価金額(現地通貨)	評価金額(現地通貨)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	MINI MSCI NY	ニューヨーク先物取引所	買建	アメリカ・ドル	79	4,932,458.47	5,025,980.00	520,188,930	4.72

(注 1)投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額(2020 年 12 月 30 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています)の比率です。
(注 2)先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。
(注 3)先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

3 運用実績(2020 年 12 月 31 日現在)

エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

(1) 純資産の推移

2020 年 12 月 31 日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間・月末	項　目	純資産総額(円)	1 口当たりの純資産額(円)
第1期	(2010年11月15日)	分配付: 5,103,175,713 分配落: 5,012,992,725	分配付: 1.1317 分配落: 1.1117
第2期	(2011年11月15日)	分配付: 909,096 分配落: 909,096	分配付: 0.9091 分配落: 0.9091
第3期	(2012年11月15日)	分配付: 969,541 分配落: 969,541	分配付: 0.9695 分配落: 0.9695
第4期	(2013年11月15日)	分配付: 1,253,721 分配落: 1,253,721	分配付: 1.2537 分配落: 1.2537
第5期	(2014年11月17日)	分配付: 1,491,471 分配落: 1,491,471	分配付: 1.4915 分配落: 1.4915
第6期	(2015年11月16日)	分配付: 173,435,211 分配落: 172,492,696	分配付: 1.2881 分配落: 1.2811
第7期	(2016年11月15日)	分配付: 849,387,787 分配落: 841,404,172	分配付: 1.1703 分配落: 1.1593
第8期	(2017年11月15日)	分配付: 2,412,129,902 分配落: 2,378,587,988	分配付: 1.6540 分配落: 1.6310
第9期	(2018年11月15日)	分配付: 3,466,793,491 分配落: 3,408,952,820	分配付: 1.4385 分配落: 1.4145
第10期	(2019年11月15日)	分配付: 5,416,045,916 分配落: 5,313,558,294	分配付: 1.4797 分配落: 1.4517
第11期	(2020年11月16日)	分配付: 8,731,984,050 分配落: 8,602,820,421	分配付: 1.6225 分配落: 1.5985
	2019年 12月末日	6,003,631,565	1.5716
	2020年 1月末日	5,879,880,949	1.4994
	2月末日	6,173,154,631	1.4436
	3月末日	5,131,399,058	1.1628
	4月末日	5,753,961,439	1.2667
	5月末日	5,988,734,685	1.2801
	6月末日	6,649,022,946	1.3837
	7月末日	7,179,759,259	1.4698
	8月末日	7,683,480,883	1.5371
	9月末日	7,684,844,946	1.4720
	10月末日	8,050,327,114	1.5252
	11月末日	8,857,832,914	1.6391
	12月末日	9,271,548,227	1.6835

(2) 分配の推移

計算期間	項　目	1 口当たりの分配金
第1期	(2010年11月15日)	0.0200円
第2期	(2011年11月15日)	0.0000円
第3期	(2012年11月15日)	0.0000円
第4期	(2013年11月15日)	0.0000円
第5期	(2014年11月17日)	0.0000円
第6期	(2015年11月16日)	0.0070円
第7期	(2016年11月15日)	0.0110円
第8期	(2017年11月15日)	0.0230円
第9期	(2018年11月15日)	0.0240円

計算期間	項　目	1口当たりの分配金
第10期	（2019年11月15日）	0.0280円
第11期	（2020年11月16日）	0.0240円

(3) 収益率の推移

計算期間	項　目	収益率
第1期	自2009年11月30日 至2010年11月15日	13.2%
第2期	自2010年11月16日 至2011年11月15日	△18.2%
第3期	自2011年11月16日 至2012年11月15日	6.6%
第4期	自2012年11月16日 至2013年11月15日	29.3%
第5期	自2013年11月16日 至2014年11月17日	19.0%
第6期	自2014年11月18日 至2015年11月16日	△13.6%
第7期	自2015年11月17日 至2016年11月15日	△8.6%
第8期	自2016年11月16日 至2017年11月15日	42.7%
第9期	自2017年11月16日 至2018年11月15日	△11.8%
第10期	自2018年11月16日 至2019年11月15日	4.6%
第11期	自2019年11月16日 至2020年11月16日	11.8%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「財務諸表」は、第 11 期計算期間(2019 年 11 月 16 日から 2020 年 11 月 16 日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。監査報告書は当該箇所に添付されております。

エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

1. 貸借対照表

（単位：円）

区 分	第10期 （2019年11月15日現在） 金 額	第11期 （2020年11月16日現在） 金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	26,194	14,132
コール・ローン	13,258,812	21,433,744
親投資信託受益証券	5,416,247,063	8,731,568,674
流動資産合計	5,429,532,069	8,753,016,550
資産合計	5,429,532,069	8,753,016,550
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	102,487,622	129,163,629
未払受託者報酬	780,767	1,228,958
未払委託者報酬	12,231,957	19,253,484
未払利息	36	58
その他未払費用	473,393	550,000
流動負債合計	115,973,775	150,196,129
負債合計	115,973,775	150,196,129
純資産の部		
元本等		
元本	3,660,272,222	5,381,817,915
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,653,286,072	3,221,002,506
（分配準備積立金）	（348,361,909）	（745,184,297）
元本等合計	5,313,558,294	8,602,820,421
純資産合計	5,313,558,294	8,602,820,421
負債純資産合計	5,429,532,069	8,753,016,550

2. 損益および剰余金計算書

（単位：円）

区　分	第10期 自 2018年11月16日 至 2019年11月15日 金　額	第11期 自 2019年11月16日 至 2020年11月16日 金　額
営業収益		
有価証券売買等損益	224,705,740	983,501,611
営業収益合計	224,705,740	983,501,611
営業費用		
支払利息	4,899	8,403
受託者報酬	1,420,536	2,172,978
委託者報酬	22,254,973	34,043,000
その他費用	473,513	550,183
営業費用合計	24,153,921	36,774,564
営業利益又は営業損失（△）	200,551,819	946,727,047
経常利益又は経常損失（△）	200,551,819	946,727,047
当期純利益又は当期純損失（△）	200,551,819	946,727,047
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	556,667	1,336,208
期首剰余金又は期首欠損金（△）	998,924,840	1,653,286,072
剰余金増加額又は欠損金減少額	570,005,760	800,074,308
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	570,005,760	800,074,308
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,152,058	48,585,084
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,152,058	48,585,084
分配金	102,487,622	129,163,629
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,653,286,072	3,221,002,506

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間 　2020 年 11 月 15 日が休日のため、当計算期間は 2019 年 11 月 16 日から 2020 年 11 月 16 日までとなっております。

特別勘定の名称：世界債券プラス型

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド－３

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド（以下、「マザーファンド」という場合があります。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。なお、マザーファンドは、世界各国の投資適格格付けの公社債（以下、「投資適格債」という場合があります。）を主な投資対象とします。原則として、取得時に格付け機関により投資適格格付け（BBB 格以上）を得ている公社債としますが、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／内外／債券」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外……投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は、500 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※当ファンドの信託期間は無期限です。ただし、委託会社は、信託元本が 10 億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 特　色

1．アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。マザーファンドは世界各国の投資適格債に投資します。

◆マザーファンドは、主として米国国債、投資適格社債などの米国内の投資適格債をはじめ、米国外の投資適格国の国債、事業債などの投資適格債へ投資します。

◆原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け（BBB 格以上）を得ている公社債に投資します。ただし、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

◎格付けと投資対象

債券は、その元本や利息の支払いの確実性の度合いによって格付機関によって格付けがなされています。BBB－格（Ｓ＆Ｐ）、Baa3格（ムーディーズ）以上の債券を「投資適格債」といいます。

※Ｓ＆Ｐ、ムーディーズは格付機関の例として提示したもので、その他の格付機関の格付け情報も採用します。

2. 調査チームによる相対的投資価値分析を基本としたアクティブ運用を行います。

◆債券の運用チームは、調査チームによる相対的な投資価値の分析に基づき、①国別資産配分、②債券セクター*配分、③個別銘柄の選定を行います。

＊債券セクターとは、公社債をその属性に基づき区分したもので、例えば、米国国債、社債といった区分があります。債券セクターによって利回りや収益率は異なります。

＜債券運用のプロセス＞（2020年12月末現在）

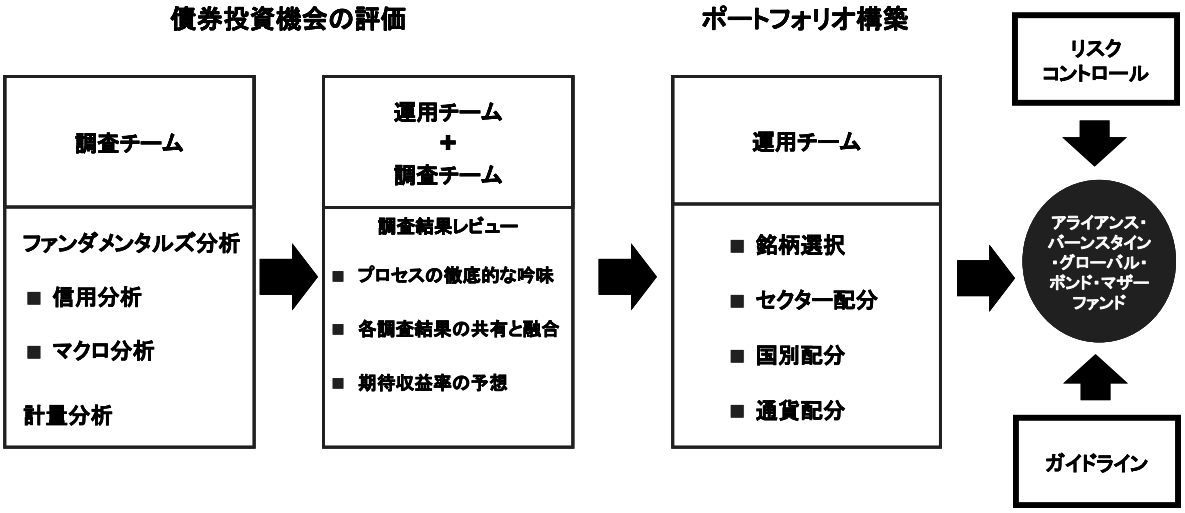

・ ファンダメンタルズ分析と計量分析を融合し、相対的に高い収益が期待される国・債券セクターや銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
・ マクロ分析チームと計量分析チームはそれぞれの分析手法により、各国、各債券セクター等のリターンの予測を行います。信用分析チームは、業種および個別企業のファンダメンタルズ分析を行います。
・ 運用チームと調査チームは、ファンダメンタルズ分析および計量分析の結果について徹底的に吟味し、基本投資戦略を策定します。
・ 運用チームは、投資戦略と投資ガイドラインに従ってポートフォリオを構築します。

※上記は、2020 年 12 月末現在の状況であり、今後変更となる場合があります。

◆為替の運用は、債券運用とは分離して行います（カレンシー・オーバーレイ運用）。
・ 各国の景気サイクルや政策の見通しなどのファンダメンタルズ分析と、自社開発モデルを利用した計量分析をもとに通貨配分を決定します。

◆チーム運用を行います。
・ 米国、欧州、日本、香港、オーストラリアに運用拠点を配置しています。
・ 情報を共有し、規律あるチームワークを重視した意思決定を行います。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。
※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

3. FTSE世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

◆ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の債券市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

◆「FTSE世界国債インデックス（円ベース）」とは、FTSE Fixed Income LLC が算出・公表する指数で、1984年12月末日を100として世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE世界国債インデックス（円ベース）に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

4. 実質外貨建資産*については、原則として為替ヘッジを行いません。

＊当ファンドの信託財産に属する外貨建資産と、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした資産を合わせた資産のことをいいます。

5. マザーファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー等、海外のグループ会社に委託します。

◆運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

◆アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン(AB)＊1は、総額約6,859億米ドル（2020年12月末現在、約70.8兆円＊2）の資産を運用し、米国をはじめ世界26の国・地域、51都市（2020年12月末現在）に拠点を有しています。

＊1 アライアンス・バーンスタインおよび AB には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

＊2 米ドルの邦貨換算レートは1米ドル＝103.245円（2020年12月31日のWMロイター）を用いております。

4 仕組み

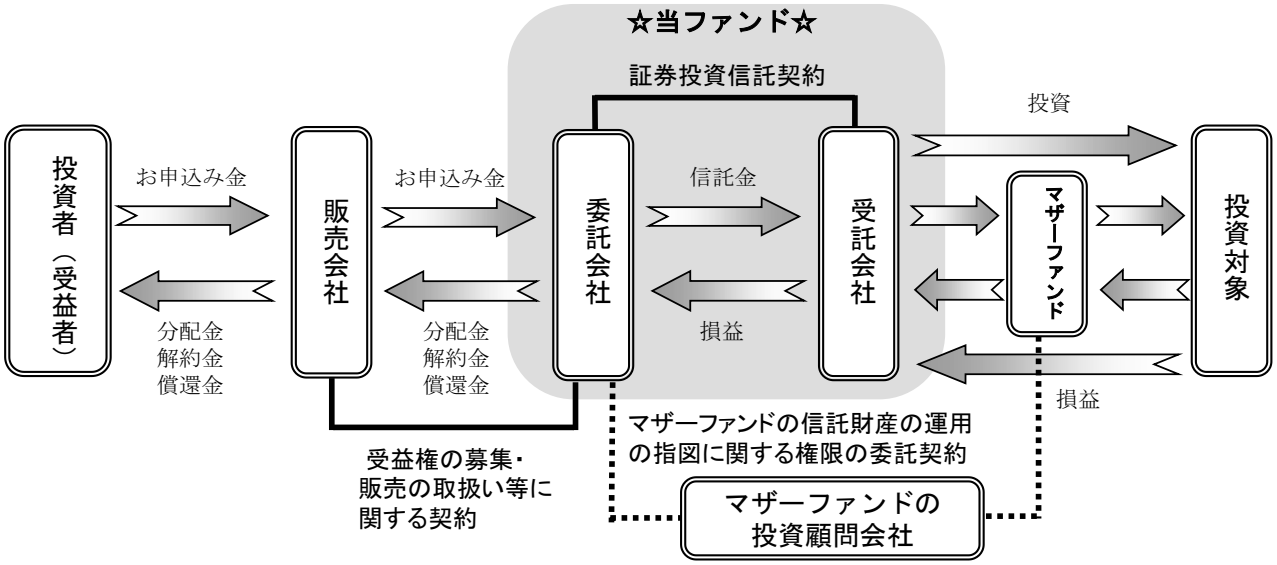

販売会社

（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等）

委託会社

アライアンス・バーンスタイン株式会社

（信託財産の運用指図等）

受託会社

三井住友信託銀行株式会社
再信託受託会社
株式会社
日本カストディ銀行

（信託財産の管理業務等）

マザーファンドの投資顧問会社

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

（マザーファンドの信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図））
（注）委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

※上記の仕組みは、2020 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
なお、マザーファンドは原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け（BBB 格以上）を得ている世界各国の公社債に投資します。

- マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを原則とします。
- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

- この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- 世界各国の投資適格債を主な投資対象とします。原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け（BBB 格以上）を得ている公社債としますが、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。
- 世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資します。
- 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本とした、アクティブな運用を行います。
- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

2 運用体制

①ファンドの運用体制

委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

②内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

③委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合

は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、2020年12月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

① 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
② 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ります。
③ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑧ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

① 外貨建資産への投資については、制限を設けません。
② 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ります。
③ 株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑤ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑨ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図については、信託約款に定める範囲内で行います。

4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 金利変動リスク
一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

② 信用リスク
発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わることなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買ができないことも考えられます。
また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

③ カントリー・リスク
発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。
また、エマージング・カントリー公社債市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・カントリー公社債は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

④ 流動性リスク
市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。投資適格社債の中でも相対的に格付けの低い債券などは、一般に米国国債など主要国の国債に比べ流動性リスクが高くなります。

⑤ 為替リスク
為替相場の変動を収益向上の機会と捉え、機動的に通貨配分を行います。実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

⑥ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

⑦ インデックスの下落に伴うリスク
当ファンドは、FTSE世界国債インデックス（円ベース）を運用上のベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

⑧ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。
※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。
※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

上記の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

① 投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当は、リスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

《債券運用に関わるリスクへの対応》

運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利変動リスク	◆エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。 ◆金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	◆格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。 ◆格付予想モデルを使った分析も行っています。 ◆分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
流動性リスク	◆社債については、1発行体が発行する社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

② 委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

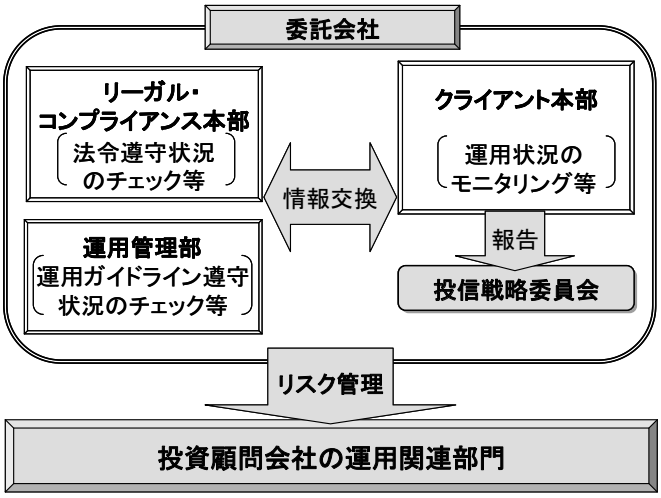

※上記の投資リスク管理体制は、2020 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

1適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3の投資対象

(1)投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

a. 有価証券

b. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)

c. 金銭債権

d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

(2) 有価証券の指図範囲

委託者は、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証書

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)

g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)

h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)

i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)

j. コマーシャル・ペーパー

k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。)および新株予約権証券

l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.から k.までの証券または証書の性質を有するもの

m.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)

n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)

o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)

p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

q. 預託証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)

r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

t. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)

u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v. 外国の者に対する権利で上記 u.の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、l.ならびに q.の証券または証書のうち a.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.から f.までの証券および l.ならびに q.の証券または証書のうち b.から f.までの証券の性質を有するものおよび n.に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m.の証券および n.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

f. 外国の者に対する権利で上記 e.の権利の性質を有するもの

(4) 金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(5) 先物取引等の運用指図および範囲

①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額。)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

c.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

c.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用している額(以下、本③におい

て、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下、同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

c.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(6) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本③において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④上記③において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(7) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④上記③においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥上記⑤においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨本(7)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑩本(7)に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本(7)において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本(7)において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を指し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド－3の投資制限

(1) 信託約款による制限

① 外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への実質投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

② 株式への投資制限

株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ります。

③ 株式への投資割合

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④ 投資する株式等の範囲

a. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りでありません。

b. 上記 a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 同一銘柄への投資割合

a. 同一銘柄の株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 投資信託証券への投資割合

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(2) 法令により禁止または制限される取引等

同一法人の発行する株式の投資制限

委託者は、同一法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(3) その他信託約款に定める取引の方法と条件

① 外国為替予約の指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(ｲ)および(ﾛ)の範囲で貸付けの指図をすることができます。

(ｲ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ﾛ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

b. 上記 a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ 一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図

a. 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

b. 委託者は、上記 a.による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

④ 資金の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができま

す。なお、この借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※上記は 2020 年 12 月末現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況（2020 年 12 月 30 日現在）

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３

2020 年 12 月 30 日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	6,758,451,785	100.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△5,978,356	△0.08
合計（純資産総額）		6,752,473,429	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2020 年 12 月 30 日現在）

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

2020 年 12 月 30 日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	8,826,713,225	27.78
	アメリカ	3,572,158,944	11.24
	カナダ	567,575,971	1.78
	メキシコ	172,399,489	0.54
	チリ	46,875,890	0.14
	コロンビア	551,792,525	1.73
	ペルー	69,907,212	0.22
	ドイツ	13,346,380	0.04
	イタリア	3,706,481,356	11.66
	フランス	647,485,397	2.03
	スペイン	1,771,887,802	5.57
	ベルギー	360,504,422	1.13
	オーストリア	237,914,481	0.74
	イギリス	807,414,107	2.54
	チェコ	795,112,026	2.50
	オーストラリア	842,607,017	2.65
	ニュージーランド	634,882,587	1.99
	マレーシア	116,287,357	0.36
	インドネシア	28,643,094	0.09
	韓国	812,562,682	2.55
	アラブ首長国連邦	95,634,000	0.30
	サウジアラビア	68,302,237	0.21
	小計	24,746,488,201	77.90
地方債証券	日本	169,544,062	0.53
	アメリカ	108,037,217	0.34
	小計	277,581,279	0.87
特殊債券	日本	318,426,293	1.00
	アメリカ	27,632,973	0.08
	カナダ	1,184,065,947	3.72
	フランス	366,763,120	1.15
	スウェーデン	107,282,983	0.33
	国際機関	416,689,144	1.31
	小計	2,420,860,460	7.62
社債券	アメリカ	1,120,803,748	3.52
	カナダ	424,436,220	1.33
	ドイツ	78,964,766	0.24
	イタリア	44,971,019	0.14
	フランス	251,005,057	0.79
	オランダ	395,639,122	1.24
	スペイン	246,732,022	0.77
	ルクセンブルク	190,224,243	0.59
	アイルランド	65,422,413	0.20
	イギリス	233,421,305	0.73
	スイス	189,287,847	0.59
	ノルウェー	62,918,664	0.19

	デンマーク	181,080,486	0.57
	トルコ	14,782,152	0.04
	オーストラリア	74,416,120	0.23
	韓国	212,167,029	0.66
	インド	48,666,508	0.15
	英ヴァージン諸島	15,710,539	0.04
	サウジアラビア	27,338,264	0.08
	小計	3,877,987,524	12.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	443,889,127	1.39
合計(純資産総額)		31,766,806,591	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産（2020 年 12 月 30 日現在）

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３

（1）投資有価証券の主要銘柄

全銘柄　　2020 年 12 月 30 日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド	3,097,223,677	2.1031	6,513,771,116	2.1821	6,758,451,785	100.08

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2020 年 12 月 30 日現在

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	100.08
合計		100.08

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）投資不動産物件

該当事項はありません。

（3）その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産（2020年12月30日現在）

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

（1）投資有価証券の主要銘柄

時価金額上位30銘柄

2020 年 12 月 30 日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第４１６回利付国債（２年）	1,392,200,000	100.45	1,398,590,198	100.39	1,397,740,956	0.1	2022 年 9 月 1 日	4.40
2	カナダ	特殊債券	CANADA HOUSING TRUST	13,955,000	8,466.37	1,181,482,867	8,484.88	1,184,065,947	1.8	2024 年 12 月 15 日	3.72
3	日本	国債証券	第３２０回利付国債（１０年）	1,169,850,000	101.67	1,189,409,892	101.07	1,182,367,395	1	2021 年 12 月 20 日	3.72
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY	9,620,000	10,279.65	988,902,555	10,301.48	991,002,797	0.25	2025 年 9 月 30 日	3.11
5	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,285,000	13,313.38	969,880,100	13,600.91	990,826,672	1.85	2024 年 5 月 15 日	3.11
6	日本	国債証券	第３２３回利付国債（１０年）	916,000,000	101.64	931,086,520	101.48	929,565,960	0.9	2022 年 6 月 20 日	2.92
7	韓国	国債証券	REPUBLIC OF KOREA	8,458,840,000	9.65	816,956,670	9.60	812,562,682	1.5	2025 年 3 月 10 日	2.55
8	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	160,410,000	496.00	795,648,838	495.67	795,112,026	1.25	2025 年 2 月 14 日	2.50
9	日本	国債証券	第９５６回国庫短期証券	793,300,000	100.02	793,489,597	100.01	793,456,279	—	2021 年 3 月 15 日	2.49
10	日本	国債証券	第３５８回利付国債（１０年）	781,450,000	101.19	790,766,732	101.01	789,366,088	0.1	2030 年 3 月 20 日	2.48
11	日本	国債証券	第３６０回利付国債（１０年）	643,200,000	100.81	648,435,648	100.77	648,184,800	0.1	2030 年 9 月 20 日	2.04
12	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	8,155,000	7,849.83	640,153,797	7,785.19	634,882,587	1.5	2031 年 5 月 15 日	1.99
13	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,198,000	12,957.29	543,947,343	13,814.31	579,925,076	1.85	2025 年 7 月 1 日	1.82
14	日本	国債証券	第３５９回利付国債（１０年）	572,600,000	100.84	577,446,387	100.89	577,741,948	0.1	2030 年 6 月 20 日	1.81
15	コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	17,575,200,000	3.11	547,525,798	3.13	551,792,525	5.75	2027 年 11 月 3 日	1.73
16	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,902,000	13,037.70	508,731,413	14,029.62	547,435,981	1.8	2041 年 3 月 1 日	1.72
17	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,650,000	13,425.56	490,033,259	14,359.18	524,110,346	2.2	2027 年 6 月 1 日	1.64
18	フランス	国債証券	FRENCH TREASURY	2,907,000	16,296.11	473,728,130	16,913.80	491,684,232	1.5	2050 年 5 月 25 日	1.54
19	日本	国債証券	第１５８回利付国債（２０年）	466,500,000	104.17	485,985,705	103.62	483,396,630	0.5	2036 年 9 月 20 日	1.52
20	イギリス	国債証券	UK TREASURY	3,570,000	12,784.21	456,396,353	13,431.70	479,511,700	0.625	2050 年 10 月 22 日	1.50
21	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	3,716,000	12,712.77	472,406,644	12,867.90	478,171,383	0	2023 年 4 月 30 日	1.50
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY	4,790,000	10,182.66	487,749,566	9,753.25	467,181,072	1.125	2040 年 8 月 15 日	1.47
23	日本	国債証券	第１５０回利付国債（２０年）	399,350,000	117.50	469,248,230	116.40	464,843,400	1.4	2034 年 9 月 20 日	1.46
24	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	3,170,000	13,178.88	417,770,600	14,070.37	446,030,928	1.2	2040 年 10 月 31 日	1.40
25	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,342,000	14,675.42	343,698,337	16,894.50	395,669,331	3.35	2035 年 3 月 1 日	1.24
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY	3,975,000	9,845.43	391,356,140	9,779.13	388,720,549	1.125	2040 年 5 月 15 日	1.22
27	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	2,870,000	12,851.14	368,827,962	12,995.74	372,977,869	0.35	2023 年 7 月 30 日	1.17
28	日本	国債証券	第６８回利付国債（３０年）	375,950,000	99.35	373,526,381	98.87	371,731,841	0.6	2050 年 9 月 20 日	1.17
29	日本	特殊債券	DEVELOPMENT BK OF JAPAN	2,478,000	12,834.08	318,028,658	12,850.13	318,426,293	0.01	2024 年 10 月 15 日	1.00
30	フランス	特殊債券	UNEDIC	2,400,000	12,685.09	304,442,349	13,064.67	313,552,281	0.1	2026 年 11 月 25 日	0.98

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2020 年 12 月 30 日現在

種類	国内／外国	投資比率（%）
国債証券	国内	27.78
	外国	50.11
地方債証券	国内	0.53
	外国	0.34
特殊債券	国内	1.00
	外国	6.61
社債券	外国	12.20
合計		98.60

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）投資不動産物件

該当事項はありません。

（3）その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績（2020 年 12 月 30 日現在）

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３

（1）純資産の推移

2020年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 3 期計算期間末　（2011 年 5 月 2 日）	82	82	10,345	10,345
第 4 期計算期間末　（2012 年 5 月 1 日）	184	184	10,619	10,619
第 5 期計算期間末　（2013 年 5 月 1 日）	199	199	12,822	12,822
第 6 期計算期間末　（2014 年 5 月 1 日）	334	334	13,478	13,478
第 7 期計算期間末　（2015 年 5 月 1 日）	623	623	14,783	14,783
第 8 期計算期間末　（2016 年 5 月 2 日）	1,104	1,104	13,958	13,958
第 9 期計算期間末　（2017 年 5 月 1 日）	1,949	1,949	14,113	14,113
第 10 期計算期間末　（2018 年 5 月 1 日）	3,048	3,048	14,409	14,409
第 11 期計算期間末　（2019 年 5 月 7 日）	4,259	4,259	14,514	14,514
第 12 期計算期間末　（2020 年 5 月 1 日）	5,662	5,662	14,761	14,761
2019 年 12 月末日	5,212	—	14,876	—
2020 年 1 月末日	5,373	—	14,975	—
2 月末日	5,525	—	15,118	—
3 月末日	5,608	—	14,796	—
4 月末日	5,623	—	14,658	—
5 月末日	5,783	—	14,862	—
6 月末日	5,971	—	15,031	—
7 月末日	6,137	—	15,180	—
8 月末日	6,248	—	15,153	—
9 月末日	6,415	—	15,217	—
10 月末日	6,479	—	15,021	—
11 月末日	6,658	—	15,193	—
12 月末日	6,752	—	15,306	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。
(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

（2）分配の推移

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第 3 期計算期間	2010 年 5 月 7 日～2011 年 5 月 2 日	0
第 4 期計算期間	2011 年 5 月 3 日～2012 年 5 月 1 日	0
第 5 期計算期間	2012 年 5 月 2 日～2013 年 5 月 1 日	0
第 6 期計算期間	2013 年 5 月 2 日～2014 年 5 月 1 日	0
第 7 期計算期間	2014 年 5 月 2 日～2015 年 5 月 1 日	0
第 8 期計算期間	2015 年 5 月 2 日～2016 年 5 月 2 日	0
第 9 期計算期間	2016 年 5 月 3 日～2017 年 5 月 1 日	0
第 10 期計算期間	2017 年 5 月 2 日～2018 年 5 月 1 日	0
第 11 期計算期間	2018 年 5 月 2 日～2019 年 5 月 7 日	0
第 12 期計算期間	2019 年 5 月 8 日～2020 年 5 月 1 日	0

（3）収益率の推移

期	計算期間	収益率（%）
第 3 期計算期間	2010 年 5 月 7 日～2011 年 5 月 2 日	△2.2
第 4 期計算期間	2011 年 5 月 3 日～2012 年 5 月 1 日	2.6
第 5 期計算期間	2012 年 5 月 2 日～2013 年 5 月 1 日	20.7
第 6 期計算期間	2013 年 5 月 2 日～2014 年 5 月 1 日	5.1
第 7 期計算期間	2014 年 5 月 2 日～2015 年 5 月 1 日	9.7
第 8 期計算期間	2015 年 5 月 2 日～2016 年 5 月 2 日	△5.6
第 9 期計算期間	2016 年 5 月 3 日～2017 年 5 月 1 日	1.1
第 10 期計算期間	2017 年 5 月 2 日～2018 年 5 月 1 日	2.1
第 11 期計算期間	2018 年 5 月 2 日～2019 年 5 月 7 日	0.7
第 12 期計算期間	2019 年 5 月 8 日～2020 年 5 月 1 日	1.7

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

Ⅱ　財務ハイライト情報

1.　以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「２．　投資信託（ファンド）の経理状況」の「１．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
2.　「資産の運用に関する重要な事項」の「２．　投資信託（ファンド）の経理状況」の中の「１．財務諸表」については、EY 新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３

1.貸借対照表

（単位：円）

	第11期 （2019年 5月 7日現在）	第12期 （2020年 5月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,003	130,148
親投資信託受益証券	4,259,328,874	5,662,752,836
未収入金	11,500,000	15,000,000
流動資産合計	4,270,838,877	5,677,882,984
資産合計	4,270,838,877	5,677,882,984
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,095,866	1,422,225
未払委託者報酬	10,301,136	13,368,871
その他未払費用	81,000	110,000
流動負債合計	11,478,002	14,901,096
負債合計	11,478,002	14,901,096
純資産の部		
元本等		
元本	2,934,675,324	3,836,334,215
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,324,685,551	1,826,647,673
（分配準備積立金）	112,963,568	189,365,118
元本等合計	4,259,360,875	5,662,981,888
純資産合計	4,259,360,875	5,662,981,888
負債純資産合計	4,270,838,877	5,677,882,984

2.損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第11期 （自　2018年 5月 2日 至　2019年 5月 7日）	第12期 （自　2019年 5月 8日 至　2020年 5月 1日）
営業収益		
有価証券売買等損益	53,872,706	106,475,064
営業収益合計	53,872,706	106,475,064
営業費用		
受託者報酬	1,999,881	2,691,860
委託者報酬	18,798,785	25,303,462
その他費用	162,000	220,000
営業費用合計	20,960,666	28,215,322
営業利益又は営業損失（△）	32,912,040	78,259,742
経常利益又は経常損失（△）	32,912,040	78,259,742
当期純利益又は当期純損失（△）	32,912,040	78,259,742
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△496,493	341,176
期首剰余金又は期首欠損金（△）	932,843,087	1,324,685,551
剰余金増加額又は欠損金減少額	374,757,462	445,261,114
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	374,757,462	445,261,114
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,323,531	21,217,558
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,323,531	21,217,558
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,324,685,551	1,826,647,673

3.注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第12期 （自 2019年 5月 8日 至 2020年 5月 1日）
１．　運用資産の評価基準及び評価方法	（１）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	（１）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．　その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、2019年5月8日から2020年5月1日までとなっております。

特別勘定の名称：オーストラリア債券型

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／債券」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は、5,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、委託会社は、信託元本が 10 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。

3 特 色

1．アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてオーストラリア・ドル建ての国債、州政府債、国際機関債および事業債等の公社債に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

2．調査チームによる相対的投資価値分析を基本としたアクティブ運用を行います。

◆債券の運用チームは、調査チームによる相対的な投資価値の分析に基づき、①国別資産配分／イールドカーブ戦略、②債券セクター*配分、③個別銘柄の選定を行います。

＊債券セクターとは、公社債をその属性に基づき区分したもので、例えば、国債、社債といった区分があります。債券セクターによって利回りや収益率は異なります。

＜債券運用のプロセス＞（2020年12月末現在）

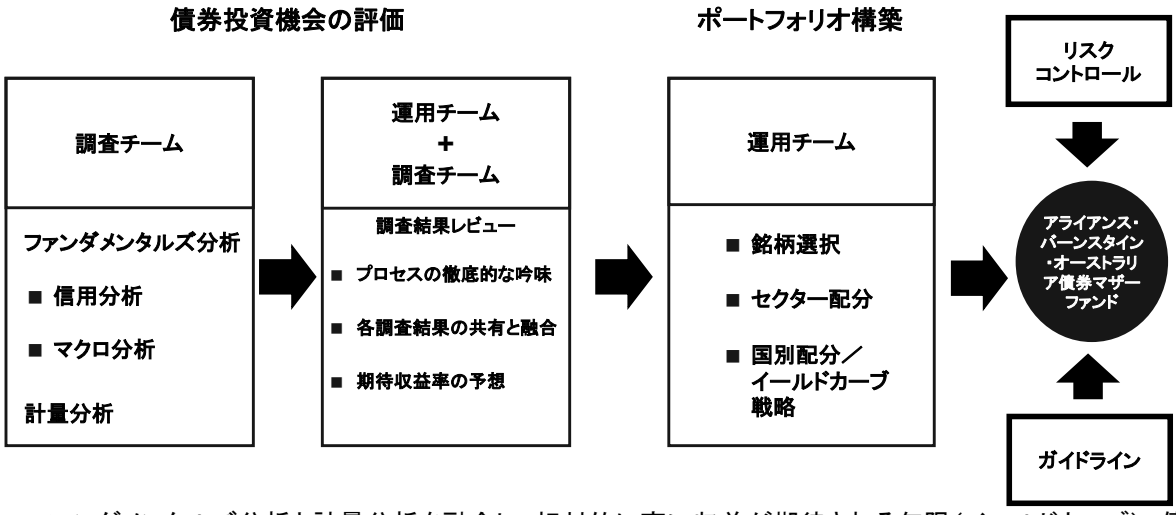

・ ファンダメンタルズ分析と計量分析を融合し、相対的に高い収益が期待される年限（イールドカーブ）、債券セクターや銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
・ マクロ分析チームと計量分析チームはそれぞれの分析手法により、各国、年限別、各債券セクター等のリターンの予測を行います。信用分析チームは、業種および個別企業のファンダメンタルズ分析を行います。
・ 運用チームと調査チームは、ファンダメンタルズ分析および計量分析の結果について徹底的に吟味し、基本投資戦略を策定します。
・ 運用チームは、投資戦略と投資ガイドラインに従ってポートフォリオを構築します。

※上記は、2020年12月末現在の状況であり、今後変更となる場合があります。

◆チーム運用を行います。
・ 米国、欧州、日本、香港、オーストラリアに運用拠点を配置しています。
・ 情報を共有し、規律あるチームワークを重視した意思決定を行います。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。
※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

3. ブルームバーグ・オーストラリア国債インデックス（円換算）をベンチマークとします。

◆ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の債券市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。
◆ブルームバーグ・オーストラリア国債インデックスは、ブルームバーグが算出・公表する指数で、オーストラリアの債券市場の値動きを表す指数です。当該インデックスに対する著作権、知的財産権その他一切の権利はブルームバーグ エル・ピーに帰属します。

4. 実質組入外貨建資産*については、原則として為替ヘッジを行いません。

＊当ファンドの信託財産に属する外貨建資産と、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした資産を合わせた資産のことをいいます。

5. マザーファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー等、海外のグループ会社に委託します。

◆運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

◆アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン(AB)*1は、総額約6,859億米ドル（2020年12月末現在、約70.8兆円*2）の資産を運用し、米国をはじめ世界26の国・地域、51都市（2020年12月末現在）に拠点を有しています。

＊1 アライアンス・バーンスタインおよび AB には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。
＊2 米ドルの邦貨換算レートは 1 米ドル＝103.245 円（2020 年 12 月 31 日の WM ロイター）を用いております。

4 仕組み

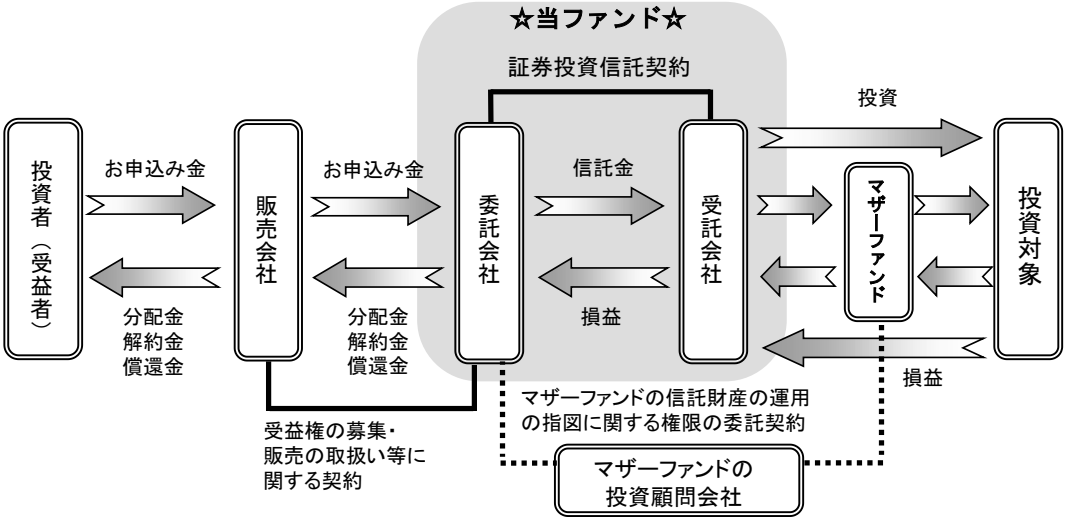

販売会社

（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等）

委託会社

アライアンス・バーンスタイン株式会社

（信託財産の運用指図等）

受託会社

三井住友信託銀行株式会社

再信託受託会社
株式会社
日本カストディ銀行

（信託財産の管理業務等）

マザーファンドの投資顧問会社

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

（マザーファンドの信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図））
（注）委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

※上記の仕組みは、2020 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

- ■ マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてオーストラリア・ドル建ての国債、州政府債、国際機関債および事業債等の公社債に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- ■ デリバティブ取引等の直接利用は行いません。
- ■ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ■ マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位に維持することを原則とします。
- ■ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

- ■ この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
- ■ 主としてオーストラリア・ドル建ての国債、州政府債、国際機関債および事業債等の公社債に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
- ■ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ■ デリバティブ取引等の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ■ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

①ファンドの運用体制

委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

②内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

③委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、2020年12月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
② 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑦ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド
① 外貨建資産への投資には制限を設けません。
② 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 金利変動リスク
一般に債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

② 信用リスク
金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

③ カントリー・リスク
金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

④ 流動性リスク
金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、損失を被るリスクがあります。

⑤ 為替リスク
為替相場の変動を収益向上の機会と捉え、機動的に通貨配分を行います。実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

⑥ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

⑦ インデックスの下落に伴うリスク
当ファンドは、ブルームバーグ・オーストラリア国債インデックス（円換算）を運用上のベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

⑧ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。
※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。
※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

上記の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

① 投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当は、リスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

《債券運用に関わるリスクへの対応》

運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利変動リスク	◆エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。 ◆金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	◆格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。 ◆格付予想モデルを使った分析も行っています。 ◆分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
流動性リスク	◆社債については、1発行体が発行する社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

② 委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

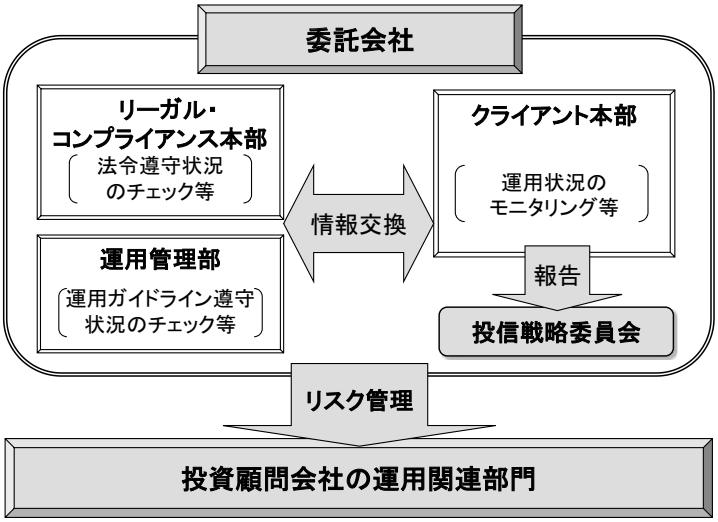

※上記の投資リスク管理体制は、2020 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の投資対象

(1)投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。）

a. 有価証券

b. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）に係る権利

c. 金銭債権

d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

(2)有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証書

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）

i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）

j. コマーシャル・ペーパー

k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券

l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.から k.までの証券または証書の性質を有するもの

m.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

n. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

q. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）

r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

t. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v. 外国の者に対する権利で上記 u.の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、l.ならびに q.の証券または証書のうち a.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.から f.までの証券および l.ならびに q.の証券または証書のうち b.から f.までの証券の性質を有するものおよび n.に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m.の証券および n.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(3)金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

f. 外国の者に対する権利で上記 e.の権利の性質を有するもの

(4)金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、上記(3)に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(5)信用取引の指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②上記①の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

a. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

b. 株式分割により取得する株券

c. 有償増資により取得する株券

d. 売出しにより取得する株券

e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記 e.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券。

(6)選択権付取引の運用指図

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、選択権付取引を行うことの指図をすることができます。

(7)スワップ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が

可能なものについては、この限りでありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(8)市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

②委託者は、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(9)店頭デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲

① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、店頭デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

②店頭デリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りでありません。

③店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。

④上記③の規定にかかわらず、委託者が、評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該店頭デリバティブ取引の評価額を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託者は忠実義務に基づき合理的と認める評価額により評価するものとします。

⑤委託者は、店頭デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

2 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の投資制限

（1）信託約款による制限

①外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

②株式への投資制限

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限ります。

③株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④投資する株式等の範囲

a. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りでありません。

b. 上記 a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑤新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥同一銘柄への投資割合

a. 同一銘柄の株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦投資信託証券への投資割合

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券ならびに取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券および信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（「上場投資信託証券等」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（2）法令により禁止または制限される取引等

同一法人の発行する株式の投資制限

委託者は、同一法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の 50%を超えるこ

ととなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(3)その他信託約款に定める取引の方法と条件

①外国為替予約の指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②有価証券貸付けの指図・目的・範囲

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(イ)および(ロ)の範囲で貸付けの指図をすることができます。

(イ)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

b.上記 a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託者は、有価証券の貸付けの指図にあたっては、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部の解約が可能なものについては、この限りではありません。

d. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図

a. 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

b. 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

④資金の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※上記は 2020 年 12 月末現在における信託約款等からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況（2020 年 12 月 30 日現在）
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

2020 年 12 月 30 日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	2,813,170,970	100.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△2,776,349	△0.09
合計（純資産総額）		2,810,394,621	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2020 年 12 月 30 日現在）
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

2020 年 12 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	オーストラリア	2,110,304,647	75.01
地方債証券	オーストラリア	119,887,099	4.26
特殊債券	ドイツ	34,191,962	1.21
	ノルウェー	25,919,281	0.92
	国際機関	51,305,287	1.82
	小計	111,416,530	3.96
社債券	アメリカ	115,546,043	4.10
	オーストラリア	269,883,976	9.59
	シンガポール	31,776,147	1.12
	韓国	15,910,897	0.56
	小計	433,117,063	15.39
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	38,366,325	1.36
合計（純資産総額）		2,813,091,664	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産（2020 年 12 月 30 日）
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

（1） 投資有価証券の主要銘柄

全銘柄　　2020 年 12 月 30 日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド	2,638,007,287	1.0437	2,753,288,206	1.0664	2,813,170,970	100.09

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2020 年 12 月 30 日現在

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	100.09
合計		100.09

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2） 投資不動産物件
該当事項はありません。

（3） その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産（2020 年 12 月 30 日現在）

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

（1） 投資有価証券の主要銘柄

時価金額上位 30 銘柄　　2020 年 12 月 30 日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,500,000	9,478.22	331,737,828	9,445.58	330,595,436	3.25	2029 年 4 月 21 日	11.75
2	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,475,000	9,116.89	316,812,272	9,100.81	316,253,375	2.75	2028 年 11 月 21 日	11.24
3	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,550,000	10,689.36	272,578,775	10,507.63	267,944,757	3.75	2037 年 4 月 21 日	9.52
4	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,800,000	9,521.27	266,595,567	9,482.40	265,507,260	4.25	2026 年 4 月 21 日	9.43
5	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,603,000	9,108.60	237,097,003	9,013.93	234,632,725	2.5	2030 年 5 月 21 日	8.34
6	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA I/L	1,940,000	11,687.67	226,740,860	11,898.49	230,830,772	3.7437	2025 年 9 月 20 日	8.20
7	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,880,000	11,097.43	208,631,864	10,951.42	205,886,844	4.5	2033 年 4 月 21 日	7.31
8	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,500,000	8,960.32	134,404,855	8,862.71	132,940,796	5.5	2023 年 4 月 21 日	4.72
9	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,010,000	10,048.00	101,484,803	9,702.83	97,998,672	3	2047 年 3 月 21 日	3.48
10	オーストラリア	社債券	WESTPAC BANKING CORP	600,000	8,334.72	50,008,370	8,297.98	49,787,933	3.125	2022 年 10 月 27 日	1.76
11	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY CORP	600,000	8,100.88	48,605,333	8,246.97	49,481,876	1.75	2031 年 8 月 21 日	1.75
12	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY CRP	500,000	9,095.61	45,478,065	9,174.53	45,872,659	3	2028 年 11 月 15 日	1.63
13	オーストラリア	社債券	COMMONWEALTH BANK AUSTRALIA	500,000	8,454.17	42,270,854	8,424.13	42,120,664	3.25	2023 年 4 月 25 日	1.49
14	オーストラリア	社債券	NATIONAL AUSTRALIA BANK	400,000	8,327.39	33,309,584	8,347.65	33,390,632	2.15	2024 年 6 月 19 日	1.18
15	アメリカ	社債券	APPLE INC	400,000	8,386.68	33,546,735	8,336.30	33,345,220	3.7	2022 年 8 月 28 日	1.18
16	国際機関	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	400,000	8,248.55	32,994,224	8,215.83	32,863,350	2.6	2022 年 9 月 20 日	1.16
17	オーストラリア	社債券	NATIONAL AUSTRALIA BANK	370,000	8,028.04	29,703,750	7,966.54	29,476,218	3	2021 年 5 月 12 日	1.04
18	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	370,000	7,773.93	28,763,575	7,490.27	27,714,010	1.75	2051 年 6 月 21 日	0.98
19	ノルウェー	特殊債券	KOMMUNALBANKEN AS	300,000	8,701.88	26,105,659	8,639.76	25,919,281	4.5	2023 年 4 月 17 日	0.92
20	オーストラリア	社債券	ING BANK AUSTRALIA LTD	300,000	8,404.42	25,213,269	8,417.98	25,253,950	3	2023 年 9 月 7 日	0.89
21	オーストラリア	社債券	ANZ BANKING GROUP	300,000	8,373.43	25,120,316	8,341.27	25,023,816	3.1	2023 年 1 月 18 日	0.88
22	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY CRP	300,000	8,125.25	24,375,751	8,177.52	24,532,564	1.25	2025 年 3 月 20 日	0.87
23	アメリカ	社債券	AT&T INC	270,000	8,917.04	24,076,010	9,050.59	24,436,608	4.1	2026 年 1 月 19 日	0.86
24	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO	250,000	9,107.51	22,768,794	9,141.10	22,852,759	4.5	2026 年 1 月 30 日	0.81
25	国際機関	特殊債券	ASIAN DEVELOPMENT BANK	200,000	9,201.25	18,402,517	9,220.96	18,441,937	3.4	2027 年 9 月 10 日	0.65
26	ドイツ	特殊債券	RENTENBANK	200,000	9,183.51	18,367,039	9,184.07	18,368,143	3.25	2028 年 4 月 12 日	0.65
27	アメリカ	社債券	MET LIFE GLOB FUNDING I	200,000	8,905.92	17,811,849	9,076.06	18,152,122	4	2027 年 7 月 13 日	0.64
28	アメリカ	社債券	VERIZON COMMUNICATIONS	200,000	8,369.41	16,738,836	8,379.66	16,759,334	3.5	2023 年 2 月 17 日	0.59
29	オーストラリア	社債券	TOYOTA FINANCE AUSTRALIA	200,000	8,220.17	16,440,347	8,230.58	16,461,161	2.875	2022 年 11 月 21 日	0.58
30	オーストラリア	社債券	ANZ BANKING GROUP	200,000	8,229.95	16,459,900	8,173.81	16,347,632	3.3	2022 年 3 月 7 日	0.58

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2020 年 12 月 30 日現在

種類	国内／外国	投資比率（%）
国債証券	外国	75.01
地方債証券	外国	4.26
特殊債券	外国	3.96
社債券	外国	15.39
合計		98.63

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2） 投資不動産物件

該当事項はありません。

（3） その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績（2020 年 12 月 30 日現在）

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

（1） 純資産の推移

2020年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1 万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 1 期計算期間末　（2015 年 9 月 7 日）	967	967	8,970	8,970
第 2 期計算期間末　（2016 年 9 月 5 日）	1,314	1,314	9,061	9,061
第 3 期計算期間末　（2017 年 9 月 5 日）	1,500	1,500	9,902	9,902
第 4 期計算期間末　（2018 年 9 月 5 日）	2,074	2,074	9,377	9,377
第 5 期計算期間末　（2019 年 9 月 5 日）	2,124	2,124	9,441	9,441
第 6 期計算期間末　（2020 年 9 月 7 日）	2,732	2,732	10,260	10,260
2019 年 12 月末日	2,289	—	9,791	—
2020 年 1 月末日	2,273	—	9,609	—
2 月末日	2,283	—	9,506	—
3 月末日	2,112	—	8,656	—
4 月末日	2,290	—	9,155	—
5 月末日	2,385	—	9,390	—
6 月末日	2,509	—	9,743	—
7 月末日	2,587	—	9,968	—
8 月末日	2,682	—	10,173	—
9 月末日	2,679	—	10,063	—
10 月末日	2,635	—	9,828	—
11 月末日	2,757	—	10,232	—
12 月末日	2,810	—	10,465	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

（2） 分配の推移

期	計算期間	1 万口当たりの分配金（円）
第 1 期計算期間	2015 年 4 月 10 日～2015 年 9 月 7 日	0
第 2 期計算期間	2015 年 9 月 8 日～2016 年 9 月 5 日	0
第 3 期計算期間	2016 年 9 月 6 日～2017 年 9 月 5 日	0
第 4 期計算期間	2017 年 9 月 6 日～2018 年 9 月 5 日	0
第 5 期計算期間	2018 年 9 月 6 日～2019 年 9 月 5 日	0
第 6 期計算期間	2019 年 9 月 6 日～2020 年 9 月 7 日	0

（3） 収益率の推移

期	計算期間	収益率（%）
第 1 期計算期間	2015 年 4 月 10 日～2015 年 9 月 7 日	△10.3
第 2 期計算期間	2015 年 9 月 8 日～2016 年 9 月 5 日	1.0
第 3 期計算期間	2016 年 9 月 6 日～2017 年 9 月 5 日	9.3
第 4 期計算期間	2017 年 9 月 6 日～2018 年 9 月 5 日	△5.3
第 5 期計算期間	2018 年 9 月 6 日～2019 年 9 月 5 日	0.7
第 6 期計算期間	2019 年 9 月 6 日～2020 年 9 月 7 日	8.7

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

Ⅱ　財務ハイライト情報

1.　以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「２．　投資信託（ファンド）の経理状況」の「１．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
2.　「資産の運用に関する重要な事項」の「２．　投資信託（ファンド）の経理状況」の中の「１．財務諸表」については、EY 新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

１．貸借対照表

（単位：円）

	第5期 （2019年 9月 5日現在）	第6期 （2020年 9月 7日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	443,582	955,694
親投資信託受益証券	2,123,779,575	2,731,032,288
未収入金	7,000,000	8,300,000
流動資産合計	2,131,223,157	2,740,287,982
資産合計	2,131,223,157	2,740,287,982
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,087,708	1,287,097
未払委託者報酬	5,655,998	6,692,752
未払利息	1	2
その他未払費用	165,000	220,000
流動負債合計	6,908,707	8,199,851
負債合計	6,908,707	8,199,851
純資産の部		
元本等		
元本	2,250,159,085	2,662,915,233
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△125,844,635	69,172,898
（分配準備積立金）	166,668,370	226,224,950
元本等合計	2,124,314,450	2,732,088,131
純資産合計	2,124,314,450	2,732,088,131
負債純資産合計	2,131,223,157	2,740,287,982

2. 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第5期 （自　2018年 9月 6日 至　2019年 9月 5日）	第6期 （自　2019年 9月 6日 至　2020年 9月 7日）
営業収益		
有価証券売買等損益	25,352,019	224,567,838
営業収益合計	25,352,019	224,567,838
営業費用		
支払利息	261	310
受託者報酬	1,087,708	1,287,097
委託者報酬	5,655,998	6,692,752
その他費用	165,010	220,041
営業費用合計	6,908,977	8,200,200
営業利益又は営業損失（△）	18,443,042	216,367,638
経常利益又は経常損失（△）	18,443,042	216,367,638
当期純利益又は当期純損失（△）	18,443,042	216,367,638
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11,954,917	924,884
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△137,803,958	△125,844,635
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,659,769	6,060,927
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	34,659,769	6,060,927
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,188,571	26,486,148
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,188,571	26,486,148
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△125,844,635	69,172,898

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第6期 （自 2019年 9月 6日 至 2020年 9月 7日）
1.　運用資産の評価基準及び評価方法	（1）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.　収益及び費用の計上基準	（1）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.　その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2019年9月6日から2020年9月7日までとなっております。

特別勘定の名称：金融市場型

特別勘定で組み入れる投資信託に関する情報

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1　名　称

アクサ　ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B）<適格機関投資家私募>

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2　目的及び基本的性格

当ファンドは、アクサ　ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド<適格機関投資家私募>（以下「マザー・ファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、本邦通貨表示の公社債等に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／国内／債券」に該当します。

「追加型投信」・・・一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

「国内」・・・・・・・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」・・・・・・・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドは「ファミリー・ファンド方式」により運用を行います。「ファミリー・ファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家からの資金をまとめてベビー・ファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザー・ファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザー・ファンドにて行う仕組みです。

※信託金の上限は、5,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※信託期間は原則として無期限です。ただし、信託期間中において、以下のいずれかに該当した場合には、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

- ○委託会社が信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
- ○委託会社が、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- ○委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ○委託会社が、新受託会社を選任できないとき

3　特　色

当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて、本邦通貨表示の公社債等に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。

日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

4 仕組み

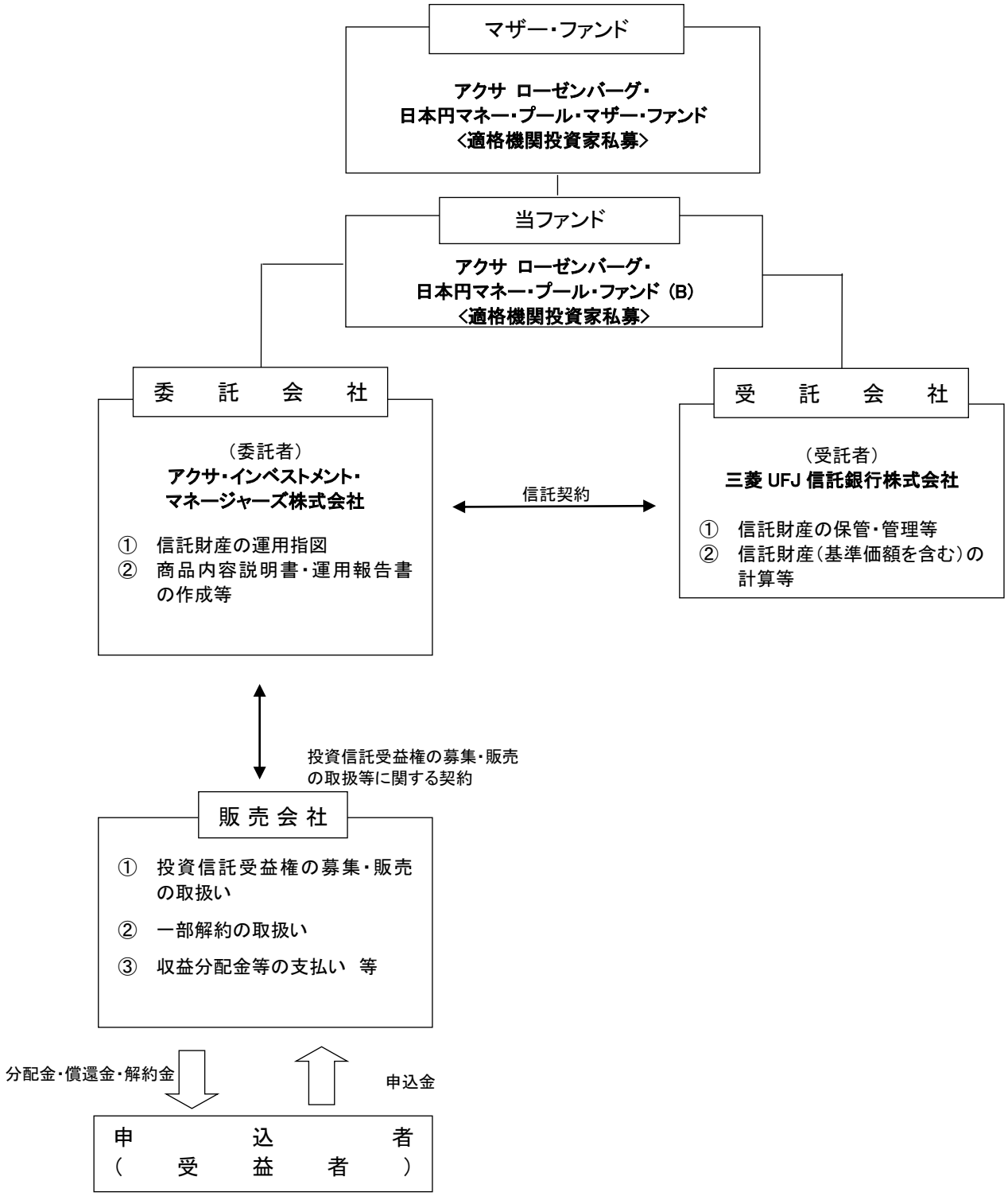

※運用の仕組みは、2020 年 12 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1　投資方針と主な投資対象

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

※　主としてマザー・ファンドの受益証券に投資を行い、安定した収益の確保を図ります。
※　日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
※　マザー・ファンドの受益証券の組み入れは原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては公社債および株式等に直接投資する場合があります。
※　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
※　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
※　日本の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下、同じ）において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
※投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
※　投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
※　投資対象の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの投資方針と主な投資対象

アクサ　ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

①　本邦通貨表示の公社債に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。
②　日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
③　投資に際しては、原則として内外いずれかの評価機関から長期格付け A3 あるいは A−格相当以上または短期格付け P−2 あるいは A−2 格相当以上の格付けを得ている信用度の高い銘柄とします。
④　格付けを取得していない公社債については、委託者が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
⑤　原則として本邦通貨表示の公社債に投資するファンドですが、本邦通貨表示の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国通貨表示の公社債に投資することがあります。この場合、為替はフルヘッジとします。
⑥　日本の取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいいます。以下、同じ）において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
⑦　投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
⑧　投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
⑨　原則として残存年数が 2 年以内の銘柄に投資します。また、原則としてファンドの平均残存年数は 1 年以内を維持します。

2 運用体制

当ファンドの運用は、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の債券運用部の中で、円貨建て債券運用に特化した経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが担当しています。また、当部は、各運用戦略や市場に特化した運用専門家チームの集合体の形態をとっているアクサ・インベストメント・マネージャーズの一部門となっており、グローバルベースでのリサーチ及び運用戦略に貢献すると同時に、それらの幅広い調査分析リソースを享受しています。

※上記の運用体制は、2020 年 12 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

●当ファンドに関わる日本経済見通しおよび投資・運用方針は、グローバルのマクロ・ストラテジー・グループが策定するグローバル投資環境見通し(月次)に基づき、債券運用部により行われる投資戦略会議(週次)において策定されます。また、この会議では、過去に行われた投資行動やパフォーマンスについてもレビューされます。当ファンドにおける有価証券売買等の最終意思決定は、運用方針に基づき、原則として運用担当者によって行われます。

■ 運用体制に関する社内規則

運用を担当する者は、委託会社が運用者の服務について社内規則として定めた「ポートフォリオ・マネージャー規程」を遵守することが求められています。当該規程はポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準及び禁止行為などを規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められています。また、実際の運用の指図を行うにあたっては、「取引に関する一般原則」など様々な社内規則を定めており、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

■ 内部管理

コンプライアンス・オフィサーが投資信託財産の運用に関して、投資信託約款に予め定める基本方針および運用態度に適っていることを日々確認することにより、投資信託財産の運用の適正性を確保します。

取引執行や事務執行に起因する事故等、もしくは、投資制限違反などが生じた場合には、コンプライアンス・オフィサーは事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めます。また、事故報告書、ならびに、再発防止策は隔週で行われる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必要とされる場合にはその他の措置を決定します。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ マザー・ファンドの受益証券以外の国内籍投資信託の受益権及び外国籍投資信託の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

※「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザー・ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額に、マザー・ファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）

※ 投資制限の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの主な投資制限

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦ 外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

当ファンドは、マザー・ファンドを通じて主に公社債等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込む恐れがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

● **証券投資信託の運用において想定されるリスク**

① 金利変動リスク
金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それに伴い債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、当ファンドがマザー・ファンドを通じて投資している債券の価格は下落し、それに伴い当ファンドの基準価額が下落することがあります。

② 信用リスク
信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品の発行体や取引先等が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。投資対象とするマザー・ファンドが実質的に組み入れる有価証券等の発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。特に、格付の低い債券については、格付の高い債券に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。また、債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が下落すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わることによっても価格は変動します。

③ 債券の流動性リスク
市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。投資適格社債の中でも相対的に格付けの低い債券などは、一般に、主要国の国債に比べ流動性リスクが高くなります。

④ 為替変動リスク
為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となり、強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となります。

● その他リスク・留意点

① 資産規模に関わる留意点
当ファンドの資産規模によって、投資方針に沿った投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る場合があります。

② ファミリー・ファンド方式にかかる留意点
当ファンドはファミリー・ファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザー・ファンドを投資対象とする他のベビー・ファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザー・ファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があり、これにより不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

③ 解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク
短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組み入れる有価証券を市場

実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

④　ベンチマークに関わる留意点

当ファンドは、日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指しますが、実際のパフォーマンスはこれを下回る場合があります。

⑤　法令・税制・会計等の変更に関わる留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。

前記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

リスク管理は、アクサ・インベストメント・マネージャーズ（以下、AXA IM）の投資哲学の重要な部分であり、業務プロセス及び投資プロセスに完全に統合されます。

AXA IM のグローバル・リスク・フレームワーク（枠組み）は、ポートフォリオ・マネージャーによる日々のリスク管理と、独立した部門によって管理しています。

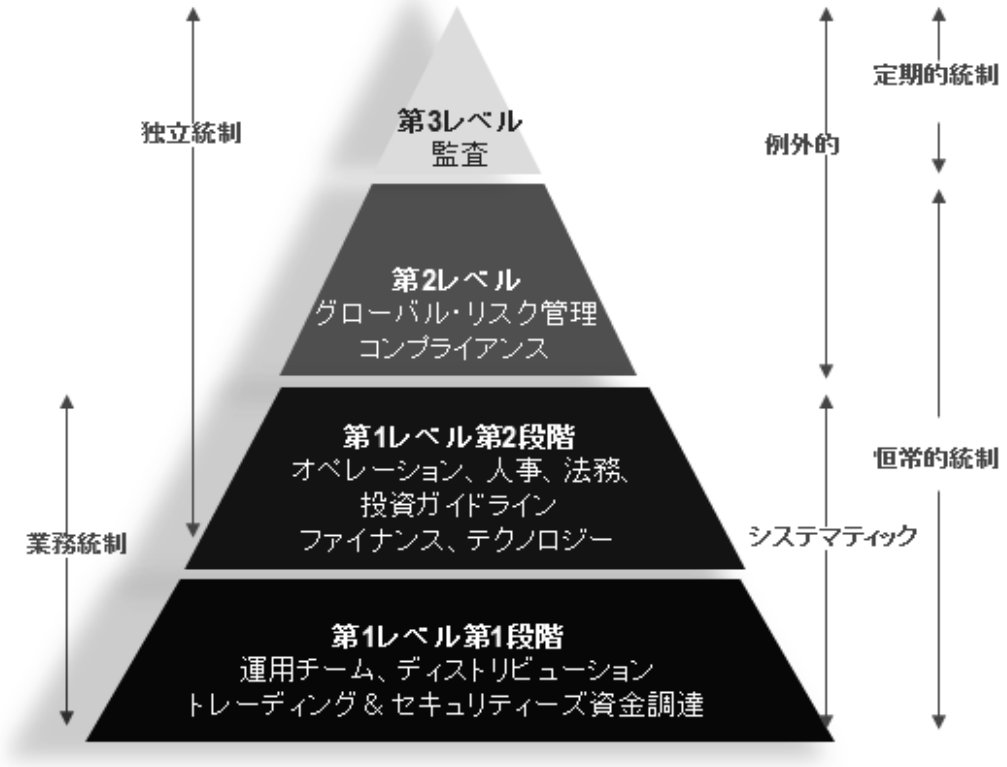

第１レベル　第１段階　ポートフォリオ管理によって行われるコントロール

日々のシステマティックなリスク管理はポートフォリオ・マネージャーが責任を有し、特にポートフォリオの制約、リスク指標、市場及び流動性リスクについての様々なツールを用いて監視します。

債券ポートフォリオ・マネージャーはポートフォリオ・エンジニアリング・グループのサポートをうけながら、ポートフォリオのアクティブ・リスクを測定及び配分します。

この専任チームは債券のグローバル・ヘッドにレポートします。当チームの主な役割は、各ポートフォリオで実行される前に、各々のアクティブ戦略についてリスクを測定することで、特定の制約（顧客の制約、規制当局、等）を考慮しつつ個々のポートフォリオ構築に貢献し、リスク・バジェット配分を最適化します。当チームの推奨は、ポートフォリオのリスク・リターン特性を最適化するための鍵となる役割を担っています。

独立した部門によって行われる管理

AXA IM では、約 200 名の従業員がオペレーション、コンプライアンス、内部統制、リスク管理部門で監視及び管理業務に就いています。

オペレーション（第1レベル　第2段階）

第 1 レベルの最初のシステマティックな管理は、“業務”部門によって行われ、同部門は、ミドルオフィス部門により提供されるデータやサービスの質、特に全てのポートフォリオに関連する情報に対して責任を持ちます。当部門は、3 つの主要部門で構成されます。

- **トレード・マネージャー**は、トレーダー、ブローカー、ミドルオフィス間の取引の流れの完全性を確実にします。
- **ポートフォリオ・コントローラー**はポートフォリオの完全性に責任を担います（ポートフォリオの純資産価格を含む）。

  ポートフォリオ・コントローラーはポートフォリオ・マネージャーやミドル／バックオフィスと緊密に連絡をとります。
- **投資ガイドライン・コントローラー**は、顧客、規制当局、またはあらゆる社内規定によって設定されたガイドラインに対するファンドの監視に責任をもちます。例外が特定された場合、運用チームと該当する管理部門に報告されます。

“業務”部門は、AXA IM の主要な第三者プロバイダーとの関係を管理し、提供されるサービスの質を監視します。より具体的には、ステート・ストリート・バンクとの日常的な連携を担います。コントローラーは運用チーム、ミドル／バックオフィス部門、リスク管理部門と協力して業務を行います。

グローバル・リスク管理（第2レベル）

独立した管理の第 2 レベルは、グローバル・リスク管理部門によって行われ、市場、クレジット、カウンターパーティー、オペレーショナル・リスクを制御します。

- **インベストメント・リスク・アナリシス・アンド・スタンダード**は、投資及びリスク・モデリングの特定、分析、第 2 レベルの管理に責任をもちます。AXA IM グループが使用する投資リスク方法論やバリュエーション・モデルの定義や検証を行います。
- **オペレーショナル・リスク・マネジネント**は、組織全体のオペレーショナル・リスクの特定、監視、報告、評価、管理とともに軽減の推奨や監視について責任をもちます。
- **シニア・エキスパティーズ・リスク・マネージャー**は、特定の専門知識を持つ独立したリスク・マネージャーとして行動します。AXA IM 全体のグローバル・リスク管理や運用チームに対し、重要なリスクについての見解を提供します。

コンプライアンス及び内部統制（第2レベル）

コンプライアンスと内部統制はその他の第 2 レベルの管理機能となります。

AXA IM はグローバルなコンプライアンス・チームを有しており、AXA IM の全ての関連子会社に適用される基準の作成に責任を負います。基準は職業倫理、管理手順、規則順守に関連しています。コンプライアンス部門は AXA IM の従業員が従う職業倫理原則の指針を反映したコンプライアンス・チャートを作成しています。

第3レベル: 内部監査　***（第3レベル）***

内部監査チームは、AXA IM の手続き及び管理の有効性を定期的かつ独立した評価を行います。主に独立した参加者により構成される監査・リスク委員会は、リスク管理プロセスや財務報告書を管理します。

※リスク管理体制は、2020 年 12 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

また、委託会社においては、運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。

3. その他詳細情報

1 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉の投資対象

(1)投資の対象とする資産の範囲

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、2 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉の投資制限(4)、(5)、及び(6)に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(2)運用の指図範囲等

①委託者は、信託金を、主としてアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とするアクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉(以下「マザー・ファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証書

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)

8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)

9.特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)

10.コマーシャル・ペーパー

11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13.金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定める国内籍投資信託の受益権または外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)

14.金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定める投資証券または外国投資証券(振替投資口を含みます。)

15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)

16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。)

17.預託証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)

18.外国法人が発行する譲渡性預金証書

19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21.外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの

22.なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1.預金

2.指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③委託者は、取得時において投資信託財産に属する株式の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券以外の第 1 項 13 号及び 14 号に定める投資信託証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉の投資制限

(1)投資する株式等の範囲

①委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(2)同一銘柄の株式等への投資制限

①委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

④前各項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)信用取引の指図範囲

①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該売付けにかかる建玉のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(4)先物取引等の運用指図

①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所(金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、本条において同じ。)におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(5)スワップ取引の運用指図

①委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(6)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

①委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときには、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(7)有価証券の貸付の指図および範囲①委託者は、投資信託

財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときには、担保の受入れの指図を行うものとします。

(8)公社債の空売りの指図範囲

①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(投資信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(9)公社債の借入れ

①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときには、担保の提供の指図をするものとします。

②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返却するための指図をするものとします。

④①の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(10)特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

①外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(11)外国為替予約取引の指図および範囲

①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

②前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザー・ファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザー・ファンドの時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

※上記は、2020 年 3 月 31 日現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

【その他の法令上の投資制限】

(1)同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式においての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

(2)デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(3)信用リスクの集中の回避のための投資制限(金融商品取引業に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2)

運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生しうる危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することになる取引を行うことを内容とした運用を行いません。

4. 運用状況

（1）【投資状況】

（2020 年 12 月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,194,948,953	100.02
内　日本	1,194,948,953	100.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△274,701	△0.02
純資産総額	1,194,674,252	100.00

（参考）アクサローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉
投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	501,277,243	21.38
内　日本	501,277,243	21.38
地方債証券	308,565,975	13.16
内　日本	308,565,975	13.16
特殊債券	403,015,322	17.19
内　日本	403,015,322	17.19
社債券	1,100,987,841	46.96
内　フランス	500,094,418	21.33
内　イギリス	400,659,368	17.09
内　日本	200,234,055	8.54
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	30,743,147	1.31
純資産総額	2,344,589,528	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2020 年 12 月末日現在）

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 （口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 時価金額 （円）	利率 (%) 償還 期限 (年/月 /日)	投資 比率
1	アクサローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉	日本・円 日本	親投資信託受益証券 ―	1,148,989,378	1.0407 1,195,802,515	1.0400 1,194,948,953	― ―	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

（2020 年 12 月末日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	100.00
	小計		100.00
合　計（対純資産総額比）			100.00

② 【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（参考）アクサローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

① 投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 （株）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 時価金額 （円）	利率(%) 償還期限 （年/月/日）	投資 比率
1	1 エイチエスビーシーHD	日本・円 イギリス	社債券 ―	400,000,000	100.16 400,659,368	100.16 400,659,368	0.450000 2021/09/24	17.09%
2	14　政保政策投資C	日本・円 日本	特殊債券 ―	200,000,000	101.80 203,616,000	101.05 202,109,000	0.900000 2022/03/14	8.62%
3	416　2年国債	日本・円 日本	国債証券 ―	200,000,000	100.46 200,931,000	100.39 200,796,000	0.100000 2022/09/01	8.56%
4	1　クレデイ・アグリコル	日本・円 フランス	社債券 ―	200,000,000	100.43 200,876,000	100.04 200,094,400	0.443000 2022/06/09	8.53%
5	1　BPCE　S. A.	日本・円 フランス	社債券 ―	200,000,000	100.11 200,238,000	99.98 199,974,200	0.214000 2022/06/30	8.53%
6	401　2年国債	日本・円 日本	国債証券 ―	150,000,000	100.11 150,179,200	100.13 150,179,200	0.100000 2021/06/01	6.41%
7	24－8　愛知県公債	日本・円 日本	地方債証券 ―	100,000,000	101.57 101,570,000	101.32 101,329,800	0.835000 2022/08/29	4.32%
8	30　地方公共団体	日本・円 日本	特殊債券 ―	100,000,000	100.91 100,918,384	100.91 100,918,384	1.035000 2021/11/26	4.30%
9	697　東京都公債	日本・円 日本	地方債証券 ―	100,000,000	100.50 100,508,965	100.50 100,508,965	1.110000 2021/06/18	4.29%
10	20　ダイキン工業	日本・円 日本	社債券 ―	100,000,000	100.22 100,227,925	100.22 100,227,925	0.381000 2021/07/30	4.27%
11	9　クレデイ・アグリコル	日本・円 フランス	社債券 ―	100,000,000	100.02 100,025,818	100.02 100,025,818	0.150000 2021/07/09	4.27%
12	65　中日本高速道	日本・円 日本	社債券 ―	100,000,000	100.00 100,006,130	100.00 100,006,130	0.030000 2021/07/14	4.27%
13	81　日本政策金融	日本・円 日本	特殊債券 ―	100,000,000	99.98 99,987,938	99.98 99,987,938	0.001000 2021/11/08	4.26%
14	409　2年国債	日本・円 日本	国債証券 ―	60,000,000	100.46 60,281,200	100.23 60,142,200	0.100000 2022/02/01	2.57%
15	407　2年国債	日本・円 日本	国債証券 ―	50,000,000	100.21 50,105,423	100.21 50,105,423	0.100000 2021/12/01	2.14%
16	402　2年国債	日本・円 日本	国債証券 ―	40,000,000	100.13 40,054,420	100.13 40,054,420	0.100000 2021/07/01	1.71%
17	24－6　北海道公債	日本・円 日本	地方債証券 ―	21,500,000	101.51 21,824,650	101.34 21,788,229	0.840000 2022/08/31	0.93%
18	23－9　京都府公債	日本・円	地方債証券	20,000,000	101.90	101.18	1.010000	0.86%

		日本	―		20,381,400	20,236,720	2022/03/16	
19	22－14　千葉県公債	日本・円 日本	地方債証券 ―	20,000,000	100.33 20,066,020	100.33 20,066,020	1.330000 2021/03/25	0.86%
20	23－4　札幌市公債	日本・円 日本	地方債証券 ―	19,480,000	100.46 19,570,981	100.46 19,570,981	1.020000 2021/06/18	0.83%
21	23－5　千葉県公債	日本・円 日本	地方債証券 ―	13,500,000	100.96 13,629,750	100.96 13,629,750	1.060000 2021/11/25	0.58%
22	23－11　愛知県公債	日本・円 日本	地方債証券 ―	11,340,000	100.84 11,435,510	100.84 11,435,510	1.030000 2021/10/28	0.49%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
公社債券	国内	国債証券	21.38
		地方債証券	13.16
		特殊債券	17.19
		社債券	8.54
	小計		60.27
	外国	社債券	38.42
	小計		38.42
合　計（対純資産総額比）			98.69

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

2020 年 12 月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）(円)	1口当たりの 純資産額 （分配付）(円)
設定時 （2000 年 12 月 21 日）	2,000,000,000	―	1.0000	―
第 16 計算期間末日 （2016 年 3 月 10 日）	487,989,749	487,989,749	1.0215	1.0215
第 17 計算期間末日 （2017 年 3 月 10 日）	429,329,169	429,329,169	1.0232	1.0232
第 18 計算期間末日 （2018 年 3 月 12 日）	1,005,929,205	1,005,929,205	1.0226	1.0226
第 19 計算期間末日 （2019 年 3 月 11 日）	815,964,644	815,964,644	1.0218	1.0218
第 20 計算期間末日 （2020 年 3 月 10 日）	946,161,201	946,161,201	1.0216	1.0216
2019 年 12 月末日	853,911,395	―	1.0211	―
2020 年 1 月末日	905,212,791	―	1.0212	―
2 月末日	905,498,914	―	1.0215	―
3 月末日	1,040,286,354	―	1.0205	―
4 月末日	1,124,662,073	―	1.0213	―
5 月末日	1,072,912,027	―	1.0210	―
6 月末日	1,029,848,754	―	1.0210	―
7 月末日	1,012,994,971	―	1.0209	―
8 月末日	1,025,923,385	―	1.0208	―
9 月末日	1,055,249,165	―	1.0207	―
10 月末日	1,143,074,631	―	1.0205	―
11 月末日	1,217,380,419	―	1.0204	―
12 月末日	1,194,674,252	―	1.0200	―

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第 1 計算期間	0.0000
第 2 計算期間	0.0000
第 3 計算期間	0.0000
第 4 計算期間	0.0000
第 5 計算期間	0.0000
第 6 計算期間	0.0000
第 7 計算期間	0.0000
第 8 計算期間	0.0000

第 9 計算期間	0.0000
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
第 18 計算期間	0.0000
第 19 計算期間	0.0000
第 20 計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 1 計算期間	0.1
第 2 計算期間	0.1
第 3 計算期間	△0.0
第 4 計算期間	△0.0
第 5 計算期間	△0.0
第 6 計算期間	△0.0
第 7 計算期間	0.2
第 8 計算期間	0.4
第 9 計算期間	0.5
第 10 計算期間	0.1
第 11 計算期間	0.2
第 12 計算期間	0.0
第 13 計算期間	0.4
第 14 計算期間	0.2
第 15 計算期間	0.1
第 16 計算期間	△0.2
第 17 計算期間	0.2
第 18 計算期間	△0.1
第 19 計算期間	△0.1
第 20 計算期間	△0.0

Ⅱ 財務ハイライト情報

1. 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
2. その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載している該当する財務諸表の直前に添付しております。

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉

（1）【貸借対照表】　（単位：円）

	第 19 期 （2019 年 3 月 11 日現在）	第 20 期 （2020 年 3 月 10 日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	816,351,151	946,556,033
流動資産合計	816,351,151	946,556,033
資産合計	816,351,151	946,556,033
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	11,153	11,816
未払委託者報酬	134,994	141,920
その他未払費用	240,360	241,096
流動負債合計	386,507	394,832
負債合計	386,507	394,832
純資産の部		
元本等		
元本	798,535,282	926,178,859
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	17,429,362	19,982,342
（分配準備積立金）	14,455	14,100
元本等合計	815,964,644	946,161,201
純資産合計	815,964,644	946,161,201
負債純資産合計	816,351,151	946,556,033

（2）【損益及び剰余金計算書】　（単位：円）

	第 19 期 （自 2018 年 3 月 13 日 至 2019 年 3 月 11 日）	第 20 期 （自 2019 年 3 月 12 日 至 2020 年 3 月 10 日）
営業収益		
有価証券売買等損益	71,541	598,299
営業収益合計	71,541	598,299
営業費用		
受託者報酬	23,556	23,288
委託者報酬	284,492	279,664
その他費用	486,000	486,000
営業費用合計	794,048	788,952
営業利益又は営業損失（△）	△722,507	△190,653
経常利益又は経常損失（△）	△722,507	△190,653
当期純利益又は当期純損失（△）	△722,507	△190,653
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△86,996	△6,858
期首剰余金又は期首欠損金（△）	22,278,912	17,429,362
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,535,011	3,196,423
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,535,011	3,196,423
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,749,050	459,648
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,749,050	459,648
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	17,429,362	19,982,342

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は原則として、毎年 3 月 11 日から翌年 3 月 10 日までとなっておりますが、2019 年 3 月 10 日が休業日のため、当計算期間は 2019 年 3 月 12 日から 2020 年 3 月 10 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		第 19 期 （2019 年 3 月 11 日現在）	第 20 期 （2020 年 3 月 10 日現在）
1．	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	983,650,293 円	798,535,282 円
	期中追加設定元本額	68,864,989 円	148,703,577 円
	期中一部解約元本額	253,980,000 円	21,060,000 円
2．	受益権の総数	798,535,282 口	926,178,859 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 19 期 （自 2018 年 3 月 13 日 至 2019 年 3 月 11 日）		第 20 期 （自 2019 年 3 月 12 日 至 2020 年 3 月 10 日）	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	－円	費用控除後の配当等収益額	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円
収益調整金額	17,542,206 円	収益調整金額	20,712,313 円
分配準備積立金額	14,455 円	分配準備積立金額	14,100 円
当ファンドの分配対象収益額	17,556,661 円	当ファンドの分配対象収益額	20,726,413 円
当ファンドの期末残存口数	798,535,282 口	当ファンドの期末残存口数	926,178,859 口
1 万口当たり収益分配対象額	219.86 円	1 万口当たり収益分配対象額	223.78 円
1 万口当たり分配金額	－円	1 万口当たり分配金額	－円
収益分配金金額	－円	収益分配金金額	－円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

	第 19 期 自　2018 年 3 月 13 日 至　2019 年 3 月 11 日	第 20 期 自　2019 年 3 月 12 日 至　2020 年 3 月 10 日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	第 19 期 2019 年 3 月 11 日現在	第 20 期 2020 年 3 月 10 日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　（単位：円）

種類	第 19 期 （2019 年 3 月 11 日現在）	第 20 期 （2020 年 3 月 10 日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	80,716	592,038
合計	80,716	592,038

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1 口当たり情報）

	第 19 期 （2019 年 3 月 11 日現在）	第 20 期 （2020 年 3 月 10 日現在）
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	1.0218 円 （10,218 円）	1.0216 円 （10,216 円）

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

資産の運用に関する重要な事項

「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託（特別勘定で組入れる投資信託）に関する詳細内容

【記載されている投資信託の名称】

○日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

○アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド

※「セレクション・ジャパン・エクイティ」については228ページ、「アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞」については230ページをご覧ください。

1. 投資信託（ファンド）の沿革

1. 当ファンドの沿革

2009年1月8日　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2016年5月31日　「ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞」から「日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞」に名称変更

2. マザーファンドの沿革

日本債券インデックス・マザーファンド

2003年5月20日　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2016年5月31日　「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド」から「日本債券インデックス・マザーファンド」に名称変更

2. 投資信託（ファンド）の経理状況

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、第 11 期計算期間(2019 年 3 月 6 日から 2020 年 3 月 5 日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年４月22日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、日本債券インデックス・ファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞の2019年３月６日から2020年３月５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本債券インデックス・ファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞の2020年３月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1 財務諸表

日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

(1) 貸借対照表

（単位：円）

区 分	注記番号	第 10 期 （2019 年 3 月 5 日現在） 金 額	第 11 期 （2020 年 3 月 5 日現在） 金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		1,538	96,394
コール・ローン		14,294,390	45,289,014
親投資信託受益証券		9,191,986,742	12,997,100,536
未収入金		17,290,000	—
流動資産合計		9,223,572,670	13,042,485,944
資産合計		9,223,572,670	13,042,485,944
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		1,797,750	2,614,046
未払委託者報酬		12,584,167	18,298,218
未払利息		36	125
その他未払費用		540,011	550,003
流動負債合計		14,921,964	21,462,392
負債合計		14,921,964	21,462,392
純資産の部			
元本等			
元本	1	7,888,208,749	10,982,692,973
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		1,320,441,957	2,038,330,579
（分配準備積立金）		（211,257,551）	（300,197,061）
元本等合計		9,208,650,706	13,021,023,552
純資産合計		9,208,650,706	13,021,023,552
負債純資産合計		9,223,572,670	13,042,485,944

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

区 分	注記番号	第10期 自 2018年 3月 6日 至 2019年 3月 5日 金 額	第11期 自 2019年 3月 6日 至 2020年 3月 5日 金 額
営業収益			
有価証券売買等損益		86,525,954	191,205,788
営業収益合計		86,525,954	191,205,788
営業費用			
支払利息		6,474	10,741
受託者報酬		3,317,593	4,784,019
委託者報酬		23,223,023	33,487,985
その他費用		540,728	550,203
営業費用合計		27,087,818	38,832,948
営業利益又は営業損失(△)		59,438,136	152,372,840
経常利益又は経常損失(△)		59,438,136	152,372,840
当期純利益又は当期純損失(△)		59,438,136	152,372,840
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		3,847	—
期首剰余金又は期首欠損金(△)		874,167,614	1,320,441,957
剰余金増加額又は欠損金減少額		406,685,935	565,515,782
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		406,685,935	565,515,782
剰余金減少額又は欠損金増加額		19,845,881	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		19,845,881	—
分配金	1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		1,320,441,957	2,038,330,579

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第 10 期 （2019 年 3 月 5 日現在）	第 11 期 （2020 年 3 月 5 日現在）
1　期首元本額	5,462,094,675 円	7,888,208,749 円
期中追加設定元本額	2,550,614,074 円	3,094,484,224 円
期中一部解約元本額	124,500,000 円	― 円
2　受益権の総数	7,888,208,749 口	10,982,692,973 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第 10 期 （自 2018 年 3 月 6 日 至 2019 年 3 月 5 日）	第 11 期 （自 2019 年 3 月 6 日 至 2020 年 3 月 5 日）
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（50,606,534 円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（1,109,184,406 円）及び分配準備積立金（160,651,017 円）より分配対象収益は 1,320,441,957 円（1万口当たり 1,673 円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（75,660,152 円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（13,279,358 円）、収益調整金（1,738,133,518 円）及び分配準備積立金（211,257,551 円）より分配対象収益は 2,038,330,579 円（1万口当たり 1,855 円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

1　金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3　金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

区　分	第 10 期 （2019 年 3 月 5 日現在）	第 11 期 （2020 年 3 月 5 日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券　　（単位：円）

種　類	第 10 期 （2019 年 3 月 5 日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額	第 11 期 （2020 年 3 月 5 日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	89,224,113	194,981,377
合計	89,224,113	194,981,377

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当する事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第 10 期 （2019 年 3 月 5 日現在）	第 11 期 （2020 年 3 月 5 日現在）
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	1.1674 円 （11,674 円）	1.1856 円 （1.1856 円）

（4）附属明細表

第1　有価証券明細表

①　株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

2020 年 3 月 5 日現在

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	日本債券インデックス・マザーファンド	9,948,029,496	12,997,100,536	
合計		9,948,029,496	12,997,100,536	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表
該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当する事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現況

日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

純資産額計算書(2020 年 12 月 31 日現在)

2020 年 12 月 31 日現在

Ⅰ 資産総額	16,945,570,170 円
Ⅱ 負債総額	17,999,914 円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	16,927,570,256 円
Ⅳ 発行済数量	14,529,768,721 口
Ⅴ 1口当たり純資産総額(Ⅲ／Ⅳ)	1.1650 円

【参考情報】マザーファンドの現況
純資産額計算書(2020 年 12 月 31 日現在)
日本債券インデックス・マザーファンド

2020 年 12 月 31 日現在

Ⅰ 資産総額	160,603,539,803 円
Ⅱ 負債総額	1,115,847,392 円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	159,487,692,411 円
Ⅳ 発行済数量	123,833,426,900 口
Ⅴ 1口当たり純資産総額(Ⅲ／Ⅳ)	1.2879 円

3. 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

（単位：口）

計算期間	項　目	設定数量	解約数量	発行済数量
第1期	自2009年 1月 8日 至2010年 3月 5日	83,103,567	10,200,015	72,903,552
第2期	自2010年 3月 6日 至2011年 3月 7日	82,808,033	2,140,000	153,571,585
第3期	自2011年 3月 8日 至2012年 3月 5日	90,482,015	24,130,000	219,923,600
第4期	自2012年 3月 6日 至2013年 3月 5日	123,801,551	10,570,000	333,155,151
第5期	自2013年 3月 6日 至2014年 3月 5日	210,848,340	23,540,000	520,463,491
第6期	自2014年 3月 6日 至2015年 3月 5日	382,060,554	5,930,000	896,594,045
第7期	自2015年 3月 6日 至2016年 3月 7日	616,673,396	34,450,000	1,478,817,441
第8期	自2016年 3月 8日 至2017年 3月 6日	1,712,458,413	8,360,000	3,182,915,854
第9期	自2017年 3月 7日 至2018年 3月 5日	2,346,608,821	67,430,000	5,462,094,675
第10期	自2018年 3月 6日 至2019年 3月 5日	2,550,614,074	124,500,000	7,888,208,749
第11期	自2019年 3月 6日 至2020年 3月 5日	3,094,484,224	―	10,982,692,973

（注 1）日本国外における設定、解約はありません。
（注 2）第 1 期の設定数量は、当初募集期間の設定数量を含みます。

アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンドの財務情報

特別勘定で組入れる投資信託に関する情報
（資産運用に関する重要な事項）

1. 投資信託（ファンド）の沿革

2. 投資信託（ファンド）の経理状況

本ファンドは2021年3月24日に設立予定のため、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

特別勘定の名称：日本株式型

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革

2006年4月25日	ファンドおよびマザーファンドの投資信託約款締結、設定、運用開始
2009年12月2日	ファンド名称の変更（旧名称「バークレイズ･グローバル･インベスターズ　インデックス･ファンド国内株式F(適格機関投資家専用)」）
2017年5月18日	ファンドおよびマザーファンド名称の変更（旧名称「ブラックロック・インデックス・ファンド国内株式F（適格機関投資家専用）」、「ブラックロック・インデックス・マザー・ファンド国内株式」）

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月でありますが、財務諸表は 12 ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、当監査対象期間（2019 年８月 21 日から 2020 年８月 20 日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年10月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、ＪＤＦインデックス・ファンド国内株式F（適格機関投資家専用）の2019年８月21日から2020年８月20日までの監査対象期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＤＦインデックス・ファンド国内株式F（適格機関投資家専用）の2020年８月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する監査対象期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理

性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

(1)貸借対照表

区　分	前監査対象期間末 (2019 年8月 20 日現在) 金　　額(円)	当監査対象期間末 (2020 年8月 20 日現在) 金　　額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,663,384,483	9,729,828,213
流動資産合計	11,663,384,483	9,729,828,213
資産合計	11,663,384,483	9,729,828,213
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	166,182,420	130,680,363
未払受託者報酬	1,201,504	951,605
未払委託者報酬	6,808,694	5,392,564
その他未払費用	114,300	116,416
流動負債合計	174,306,918	137,140,948
負債合計	174,306,918	137,140,948
純資産の部		
元本等		
元本	12,882,358,164	10,130,260,702
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,393,280,599	△537,573,437
(分配準備積立金)	4,549,818,979	3,357,521,602
元本等合計	11,489,077,565	9,592,687,265
純資産合計	11,489,077,565	9,592,687,265
負債純資産合計	11,663,384,483	9,729,828,213

(2)損益及び剰余金計算書

区　分	前監査対象期間 (自 2018 年8月 21 日 至 2019 年8月 20 日) 金　額(円)	当監査対象期間 (自 2019 年8月 21 日 至 2020 年8月 20 日) 金　額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	△1,146,923,083	630,806,834
営業収益合計	△1,146,923,083	630,806,834
営業費用		
受託者報酬	2,599,920	2,228,932
委託者報酬	14,733,300	12,631,041
その他費用	228,600	232,833
営業費用合計	17,561,820	15,092,806
営業利益又は営業損失(△)	△1,164,484,903	615,714,028
経常利益又は経常損失(△)	△1,164,484,903	615,714,028
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,164,484,903	615,714,028
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	31,102,941	△518,160,990
期首剰余金又は期首欠損金(△)	47,401,797	△1,393,280,599
剰余金増加額又は欠損金減少額	95,832,334	48,952,683
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	95,832,334	48,952,683
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,317,445	54,148,293
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	29,317,445	54,148,293
分配金	311,609,441	272,972,246
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,393,280,599	△537,573,437

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

２　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前監査対象期間末 （2019 年8月 20 日現在）	当監査対象期間末 （2020 年8月 20 日現在）
１　当該監査対象期間の末日における受益権総数	12,882,358,164 口	10,130,260,702 口
２　投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の6第 10 号に規定する額	元本の欠損 1,393,280,599 円	元本の欠損 537,573,437 円
３　1口当たり純資産額	0.8918 円	0.9469 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前監査対象期間 （自 2018 年8月 21 日 至　2019 年8月 20 日）	当監査対象期間 （自 2019 年8月 21 日 至　2020 年8月 20 日）
分配金の計算過程	第 26 期計算期間（2018 年8月 21 日～2019 年2月 20 日） 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（146,337,515　円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0 円）、収益調整金（その他収益調整金）（2,852,697,369　円）、分配準備積立金(5,336,221,247　円）により、分配対象収益は 8,335,256,131　円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、145,427,021 円（1万口当り 99 円）を分配に充てる事と決定いたしました。 第 27 期計算期間（2019 年2月 21 日～2019 年8月 20 日） 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（166,778,876　円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0 円）、収益調整金（その他収益調整金）（2,634,935,255　円）、分配準備積立金(4,549,222,523　円）により、分配対象収益は 7,350,936,654　円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、166,182,420 円（1万口当り 129　円）を分配に充てる事と決定いたしました。	第 28 期計算期間（2019 年8月 21 日～2020 年2月 20 日） 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（142,729,740　円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0 円）、収益調整金（その他収益調整金）（2,779,369,647　円）、分配準備積立金(4,501,950,056　円）により、分配対象収益は 7,424,049,443　円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、142,291,883 円（1万口当り 109　円）を分配に充てる事と決定いたしました。 第 29 期計算期間（2020 年2月 21 日～2020 年8月 20 日） 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（131,140,229　円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0 円）、収益調整金（その他収益調整金）（2,295,819,324　円）、分配準備積立金(3,357,061,736　円）により、分配対象収益は 5,784,021,289　円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、130,680,363 円（1万口当り 129　円）を分配に充てる事と決定いたしました。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項
1　金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。
当ファンドの主な投資リスクとして、「国内株式投資のリスク」、「先物等の投資手法のリスク」等があります。

3　金融商品に係るリスク管理体制
(1) 市場リスクの管理
ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。
(2) 信用リスクの管理
ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。
(3) 取引先リスクの管理
リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

前監査対象期間末 （2019年8月20日現在）	当監査対象期間末 （2020年8月20日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の監査対象期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の監査対象期間末日後の償還予定額 同左

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
1 期中元本変動額

項目	前監査対象期間末 （2019 年8月 20 日現在）	当監査対象期間末 （2020 年8月 20 日現在）
期首元本額	14,523,056,478 円	12,882,358,164 円
期中追加設定元本額	552,667,447 円	736,428,293 円
期中一部解約元本額	2,193,365,761 円	3,488,525,755 円

２ 有価証券関係
前監査対象期間末（2019 年8月 20 日現在）
売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△651,468,600
合 計	△651,468,600

当監査対象期間末（2020年8月20日現在）
売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△274,939,143
合 計	△274,939,143

３ デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（4）附属明細表

第１ 有価証券明細表
（1）株式
該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	インデックス・マザー・ファンド国内株式	7,811,985,719	9,729,828,213	
親投資信託受益証券 合計		7,811,985,719	9,729,828,213	
合計		7,811,985,719	9,729,828,213	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書

(2020 年 12 月末現在)

Ⅰ 資産総額	9,723,936,127 円
Ⅱ 負債総額	4,851,485 円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	9,719,084,642 円
Ⅳ 発行済数量	9,008,469,359 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.0789 円

【参考情報】マザーファンドの現況

インデックス・マザー・ファンド国内株式

(2020 年 12 月末現在)

Ⅰ 資産総額	12,570,848,636 円
Ⅱ 負債総額	19,031,048 円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	12,551,817,588 円
Ⅳ 発行済数量	8,841,315,465 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.4197 円

Ⅲ 設定及び解約の実績

期	計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第 1 期	2006 年 4 月 25 日～2006 年 8 月 21 日	1,187,399,031	0	1,187,399,031
第 2 期	2006 年 8 月 22 日～2007 年 2 月 20 日	0	0	1,187,399,031
第 3 期	2007 年 2 月 21 日～2007 年 8 月 20 日	1,035,753,412	89,856,231	2,133,296,212
第 4 期	2007 年 8 月 21 日～2008 年 2 月 20 日	0	0	2,133,296,212
第 5 期	2008 年 2 月 21 日～2008 年 8 月 20 日	0	0	2,133,296,212
第 6 期	2008 年 8 月 21 日～2009 年 2 月 20 日	8,505,352,982	4,609,939,220	6,028,709,974
第 7 期	2009 年 2 月 21 日～2009 年 8 月 20 日	5,975,561,342	1,752,425,799	10,251,845,517
第 8 期	2009 年 8 月 21 日～2010 年 2 月 22 日	54,024,852	451,486,283	9,854,384,086
第 9 期	2010 年 2 月 23 日～2010 年 8 月 20 日	5,251,170,580	0	15,105,554,666
第 10 期	2010 年 8 月 21 日～2011 年 2 月 21 日	103,434,010	1,829,204,484	13,379,784,192
第 11 期	2011 年 2 月 22 日～2011 年 8 月 22 日	42,941,493	3,822,695,451	9,600,030,234
第 12 期	2011 年 8 月 23 日～2012 年 2 月 20 日	0	0	9,600,030,234
第 13 期	2012 年 2 月 21 日～2012 年 8 月 20 日	8,274,665,759	0	17,874,695,993
第 14 期	2012 年 8 月 21 日～2013 年 2 月 20 日	0	9,370,556,255	8,504,139,738
第 15 期	2013 年 2 月 21 日～2013 年 8 月 20 日	4,381,757,700	3,744,782,069	9,141,115,369
第 16 期	2013 年 8 月 21 日～2014 年 2 月 20 日	27,364,765	297,395,308	8,871,084,826
第 17 期	2014 年 2 月 21 日～2014 年 8 月 20 日	724,637,682	28,630,842	9,567,091,666
第 18 期	2014 年 8 月 21 日～2015 年 2 月 20 日	4,054,533,197	18,079,779	13,603,545,084
第 19 期	2015 年 2 月 21 日～2015 年 8 月 20 日	2,136,464,315	640,684,011	15,099,325,388
第 20 期	2015 年 8 月 21 日～2016 年 2 月 22 日	97,943,989	57,275,511	15,139,993,866
第 21 期	2016 年 2 月 23 日～2016 年 8 月 22 日	263,756,788	236,488,953	15,167,261,701
第 22 期	2016 年 8 月 23 日～2017 年 2 月 20 日	100,010,205	215,850,540	15,051,421,366
第 23 期	2017 年 2 月 21 日～2017 年 8 月 21 日	30,105,926	89,098,668	14,992,428,624
第 24 期	2017 年 8 月 22 日～2018 年 2 月 20 日	50,473,873	102,381,700	14,940,520,797
第 25 期	2018 年 2 月 21 日～2018 年 8 月 20 日	176,773,758	594,238,077	14,523,056,478
第 26 期	2018 年 8 月 21 日～2019 年 2 月 20 日	174,076,073	7,534,385	14,689,598,166
第 27 期	2019 年 2 月 21 日～2019 年 8 月 20 日	378,591,374	2,185,831,376	12,882,358,164
第 28 期	2019 年 8 月 21 日～2020 年 2 月 20 日	309,559,223	137,616,150	13,054,301,237
第 29 期	2020 年 2 月 21 日～2020 年 8 月 20 日	426,869,070	3,350,909,605	10,130,260,702

特別勘定の名称：日本株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

◯セレクション・ジャパン・エクイティ

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

特別勘定で組入れる投資信託に関する情報
（資産運用に関する重要な事項）

1. 投資信託（ファンド）の沿革

2. 投資信託（ファンド）の経理状況

本ファンドは2021年4月21日に設立予定のため、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

特別勘定の名称：外国株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

2015 年 3 月 23 日　　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2. マザー・ファンドの沿革

2015 年 3 月 23 日　　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2015 年 6 月 30 日　　運用委託先の営業譲渡に伴う約款変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、第 5 期計算期間(2019 年 3 月 12 日から 2020 年 3 月 10 日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大岡 哉

当監査法人は、アクサ ＩＭ・グローバル（日本除く）株式ファンド〈適格機関投資家私募〉の2019年３月12日から2020年３月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ ＩＭ・グローバル（日本除く）株式ファンド〈適格機関投資家私募〉の2020年３月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1 財務諸表

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド ＜適格機関投資家私募＞

(1)【貸借対照表】 （単位：円）

	第 4 期 （2019 年 3 月 11 日現在）	第 5 期 （2020 年 3 月 10 日現在）
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	―	16,112,557
コール・ローン	3,578,636	―
親投資信託受益証券	44,977,061,341	54,939,499,597
未収入金	108,000,000	169,000,000
流動資産合計	45,088,639,977	55,124,612,154
資産合計	45,088,639,977	55,124,612,154
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	15,019,944	23,561,148
未払委託者報酬	92,265,567	144,732,908
その他未払費用	320,667	321,448
流動負債合計	107,606,178	168,615,504
負債合計	107,606,178	168,615,504
純資産の部		
元本等		
元本	39,672,884,892	53,549,340,561
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,308,148,907	1,406,656,089
（分配準備積立金）	3,966,493,044	3,924,881,335
元本等合計	44,981,033,799	54,955,996,650
純資産合計	44,981,033,799	54,955,996,650
負債純資産合計	45,088,639,977	55,124,612,154

(2)【損益及び剰余金計算書】 （単位：円）

	第 4 期 （自 2018 年 3 月 13 日 至 2019 年 3 月 11 日）	第 5 期 （自 2019 年 3 月 12 日 至 2020 年 3 月 10 日）
	金 額	金 額
営業収益		
有価証券売買等損益	144,380,369	△6,166,561,744
営業収益合計	144,380,369	△6,166,561,744
営業費用		
支払利息	2,916	7,142
受託者報酬	28,096,341	42,474,818
委託者報酬	172,592,210	260,917,183
その他費用	650,649	649,434
営業費用合計	201,342,116	304,048,577
営業利益又は営業損失（△）	△56,961,747	△6,470,610,321
経常利益又は経常損失（△）	△56,961,747	△6,470,610,321
当期純利益又は当期純損失（△）	△56,961,747	△6,470,610,321
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	573,104	36,609,020
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,719,493,135	5,308,148,907
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,738,021,702	2,670,514,344
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,738,021,702	2,670,514,344
剰余金減少額又は欠損金増加額	91,831,079	64,787,821
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	91,831,079	64,787,821
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,308,148,907	1,406,656,089

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は原則として、毎年 3 月 11 日から翌年 3 月 10 日までとなっておりますが、2019 年 3 月 10 日が休業日のため、当計算期間は 2019 年 3 月 12 日から 2020 年 3 月 10 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		第 4 期 （2019 年 3 月 11 日現在）	第 5 期 （2020 年 3 月 10 日現在）
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	27,137,736,586 円	39,672,884,892 円
	期中追加設定元本額	13,216,478,306 円	14,350,185,669 円
	期中一部解約元本額	681,330,000 円	473,730,000 円
2.	受益権の総数	39,672,884,892 口	53,549,340,561 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 4 期 （自　2018 年 3 月 13 日 至　2019 年 3 月 11 日）		第 5 期 （自　2019 年 3 月 12 日 至　2020 年 3 月 10 日）	
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	－円	費用控除後の配当等収益額	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円
収益調整金額	3,443,543,157 円	収益調整金額	6,076,946,489 円
分配準備積立金額	3,966,493,044 円	分配準備積立金額	3,924,881,335 円
当ファンドの分配対象収益額	7,410,036,201 円	当ファンドの分配対象収益額	10,001,827,824 円
当ファンドの期末残存口数	39,672,884,892 口	当ファンドの期末残存口数	53,549,340,561 口
1 万口当たり収益分配対象額	1,867.78 円	1 万口当たり収益分配対象額	1,867.78 円
1 万口当たり分配金額	－円	1 万口当たり分配金額	－円
収益分配金金額	－円	収益分配金金額	－円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。		2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左	

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	第 4 期 自　2018 年 3 月 13 日 至　2019 年 3 月 11 日	第 5 期 自　2019 年 3 月 12 日 至　2020 年 3 月 10 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 4 期 2019 年 3 月 11 日現在	第 5 期 2020 年 3 月 10 日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
第 4 期(2019 年 3 月 11 日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	140,409,839
合計	140,409,839

第 5 期(2020 年 3 月 10 日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△6,211,541,176
合計	△6,211,541,176

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第 4 期 （2019 年 3 月 11 日現在）		第 5 期 （2020 年 3 月 10 日現在）	
1 口当たり純資産額	1.1338 円	1 口当たり純資産額	1.0263 円
(1 万口当たり純資産額)	(11,338 円)	(1 万口当たり純資産額)	(10,263 円)

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	アクサ IM・グローバル（日本除く）株式 マザーファンド	52,095,106,768	54,939,499,597	
合計		52,095,106,768	54,939,499,597	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は証券数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表
　　該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
　　該当事項はありません。

2　投資信託（ファンド）の現状

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド　＜適格機関投資家私募＞

【純資産額計算書】

（2020 年 12 月末日現在）

Ⅰ　資産総額	91,024,125,377 円
Ⅱ　負債総額	139,984,227 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	90,884,141,150 円
Ⅳ　発行済数量	65,466,255,898 口
Ⅴ　1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3883 円

（参考）アクサIM・グローバル（日本除く）株式マザーファンド
純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	128,971,547,251 円
Ⅱ　負債総額	0 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	128,971,547,251 円
Ⅳ　発行済数量	90,029,740,061 口
Ⅴ　1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4325 円

3. 設定及び解約の実績

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド　＜適格機関投資家私募＞
下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 計算期間	9,996,171,451	2,057,560,000	7,938,611,451
第 2 計算期間	8,573,463,196	137,190,000	16,374,884,647
第 3 計算期間	11,314,161,939	551,310,000	27,137,736,586
第 4 計算期間	13,216,478,306	681,330,000	39,672,884,892
第 5 計算期間	14,350,185,669	473,730,000	53,549,340,561

（注）第 1 計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。
（注）本邦外における設定および解約はございません。

特別勘定の名称：世界株式プラス型

特別勘定で組入れる投資信託に関する情報
（資産運用に関する重要な事項）

1. 投資信託（ファンド）の沿革

2. 投資信託（ファンド）の経理状況

本ファンドは2021年10月に設立予定のため、本資料の作成時には、該当する情報はございません。

特別勘定の名称：新興国株式型

1. 投資信託（ファンド）の沿革

1. 当ファンドの沿革

2009年11月30日　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2016年5月31日　「ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞」から「エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞」に名称変更

2. マザーファンドの沿革

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2009年3月17日　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2016年5月31日　「ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド」から「エマージング株式インデックス・マザーファンド」に名称変更

2. 投資信託（ファンド）の経理状況

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、第 11 期計算期間(2019 年 11 月 16 日から 2020 年 11 月 16 日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年1月6日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原康太

監査意見

当監査法人は、エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞の2019年11月16日から2020年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞の2020年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸

表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1 財務諸表

エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

(1) 貸借対照表

（単位：円）

区 分	注記番号	第 10 期 （2019 年 11 月 15 日現在） 金 額	第 11 期 （2020 年 11 月 16 日現在） 金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		26,194	14,132
コール・ローン		13,258,812	21,433,744
親投資信託受益証券		5,416,247,063	8,731,568,674
流動資産合計		5,429,532,069	8,753,016,550
資産合計		5,429,532,069	8,753,016,550
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		102,487,622	129,163,629
未払受託者報酬		780,767	1,228,958
未払委託者報酬		12,231,957	19,253,484
未払利息		36	58
その他未払費用		473,393	550,000
流動負債合計		115,973,775	150,196,129
負債合計		115,973,775	150,196,129
純資産の部			
元本等			
元本	1	3,660,272,222	5,381,817,915
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		1,653,286,072	3,221,002,506
（分配準備積立金）		（348,361,909）	（745,184,297）
元本等合計		5,313,558,294	8,602,820,421
純資産合計		5,313,558,294	8,602,820,421
負債純資産合計		5,429,532,069	8,753,016,550

(2) 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

区 分	注記番号	第10期 自 2018年11月16日 至 2019年11月15日 金 額	第11期 自 2019年11月16日 至 2020年11月16日 金 額
営業収益			
有価証券売買等損益		224,705,740	983,501,611
営業収益合計		224,705,740	983,501,611
営業費用			
支払利息		4,899	8,403
受託者報酬		1,420,536	2,172,978
委託者報酬		22,254,973	34,043,000
その他費用		473,513	550,183
営業費用合計		24,153,921	36,774,564
営業利益又は営業損失（△）		200,551,819	946,727,047
経常利益又は経常損失（△）		200,551,819	946,727,047

当期純利益又は当期純損失（△）		200,551,819	946,727,047
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		556,667	1,336,208
期首剰余金又は期首欠損金（△）		998,924,840	1,653,286,072
剰余金増加額又は欠損金減少額		570,005,760	800,074,308
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		570,005,760	800,074,308
剰余金減少額又は欠損金増加額		13,152,058	48,585,084
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		13,152,058	48,585,084
分配金	1	102,487,622	129,163,629
期末剰余金又は期末欠損金（△）		1,653,286,072	3,221,002,506

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間 2020 年 11 月 15 日が休日のため、当計算期間は 2019 年 11 月 16 日から 2020 年 11 月 16 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第 10 期 （2019 年 11 月 15 日現在）	第 11 期 （2020 年 11 月 16 日現在）
1　期首元本額	2,410,027,980 円	3,660,272,222 円
期中追加設定元本額	1,281,794,242 円	1,830,925,693 円
期中一部解約元本額	31,550,000 円	109,380,000 円
2　受益権の総数	3,660,272,222 口	5,381,817,915 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第 10 期 自 2018 年 11 月 16 日 至 2019 年 11 月 15 日	第 11 期 自 2019 年 11 月 16 日 至 2020 年 11 月 16 日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（96,439,259 円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（4,101,990,408 円）及び分配準備積立金（354,410,272 円）より分配対象収益は 4,552,839,939 円（1万口当たり 12,438 円）であり、うち 102,487,622 円（1万口当たり 280 円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（131,566,526 円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（402,235,624 円）、収益調整金（6,213,969,756 円）及び分配準備積立金（340,545,776 円）より分配対象収益は 7,088,317,682 円（1万口当たり 13,170 円）であり、うち 129,163,629 円（1万口当たり 240 円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

1　金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3　金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

区　分	第 10 期 （2019 年 11 月 15 日現在）	第 11 期 （2020 年 11 月 16 日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券　　（単位：円）

種　類	第 10 期 （2019 年 11 月 15 日現在） 当計算期間の損益に 含まれた評価差額	第 11 期 （2020 年 11 月 16 日現在） 当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	224,335,912	982,752,039
合計	224,335,912	982,752,039

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当する事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第 10 期 （2019 年 11 月 15 日現在）	第 11 期 （2020 年 11 月 16 日現在）
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	1.4517 円 （14,517 円）	1.5985 円 （15,985 円）

（4）附属明細表

第1　有価証券明細表

①　株式

該当する事項はありません。

②　株式以外の有価証券

2020 年 11 月 16 日現在

種　類	銘　柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	2,978,939,195	8,731,568,674	
合計		2,978,939,195	8,731,568,674	

（注）　親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2　信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

2 投資信託（ファンド）の現況

エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

純資産額計算書（2020 年 12 月 31 日現在）

2020 年 12 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	9,277,641,556 円
Ⅱ　負債総額	6,093,329 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,271,548,227 円
Ⅳ　発行済口数	5,507,240,118 口
Ⅴ　1 口当たり純資産総額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6835 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書（2020 年 12 月 31 日現在）

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2020 年 12 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	11,546,274,788 円
Ⅱ　負債総額	524,540,481 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	11,021,734,307 円
Ⅳ　発行済数量	3,567,880,926 口
Ⅴ　1 口当たり純資産総額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0892 円

3. 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

（単位：口）

計算期間 ＼ 項目		設定数量	解約数量	発行済数量
第1期	自2009年11月30日 至2010年11月15日	5,921,949,445	1,412,800,000	4,509,149,445
第2期	自2010年11月16日 至2011年11月15日	534,723,977	5,042,873,422	1,000,000
第3期	自2011年11月16日 至2012年11月15日	—	—	1,000,000
第4期	自2012年11月16日 至2013年11月15日	—	—	1,000,000
第5期	自2013年11月16日 至2014年11月17日	—	—	1,000,000
第6期	自2014年11月18日 至2015年11月16日	135,035,101	1,390,000	134,645,101
第7期	自2015年11月17日 至2016年11月15日	591,138,100	—	725,783,201
第8期	自2016年11月16日 至2017年11月15日	732,560,910	—	1,458,344,111
第9期	自2017年11月16日 至2018年11月15日	1,498,787,571	547,103,702	2,410,027,980
第10期	自2018年11月16日 至2019年11月15日	1,281,794,242	31,550,000	3,660,272,222
第11期	自2019年11月16日 至2020年11月16日	1,830,925,693	109,380,000	5,381,817,915

（注 1）日本国外における設定、解約はありません。
（注 2）第 1 期の設定数量は、当初募集期間の設定数量を含みます。

特別勘定の名称：世界債券プラス型

資産の運用に関する重要な事項

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. **当ファンドの沿革**
   2009年1月 8日　　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. **マザーファンドの沿革**
   アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド
   2002年5月 9日　　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始
   2007年1月31日　　名称を「アライアンス・グローバル・ボンド・マザーファンド」から「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド」に変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」という。)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(以下「投資信託財産計算規則」という。)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
   なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、第12期(2019年5月8日から2020年5月1日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２０年6月１５日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取　締　役　会　御　　中

EY新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩部俊夫

監査意見

当監査法人は、適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド－３の２０１９年５月８日から２０２０年５月１日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド－３の２０２０年５月１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１．財務諸表

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３

（１）貸借対照表

（単位：円）

	第11期 (2019年 5月 7日現在)	第12期 (2020年 5月 1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,003	130,148
親投資信託受益証券	4,259,328,874	5,662,752,836
未収入金	11,500,000	15,000,000
流動資産合計	4,270,838,877	5,677,882,984
資産合計	4,270,838,877	5,677,882,984
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,095,866	1,422,225
未払委託者報酬	10,301,136	13,368,871
その他未払費用	81,000	110,000
流動負債合計	11,478,002	14,901,096
負債合計	11,478,002	14,901,096
純資産の部		
元本等		
元本	2,934,675,324	3,836,334,215
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,324,685,551	1,826,647,673
（分配準備積立金）	112,963,568	189,365,118
元本等合計	4,259,360,875	5,662,981,888
純資産合計	4,259,360,875	5,662,981,888
負債純資産合計	4,270,838,877	5,677,882,984

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第11期 （自　2018年 5月 2日 至　2019年 5月 7日）	第12期 （自　2019年 5月 8日 至　2020年 5月 1日）
営業収益		
有価証券売買等損益	53,872,706	106,475,064
営業収益合計	53,872,706	106,475,064
営業費用		
受託者報酬	1,999,881	2,691,860
委託者報酬	18,798,785	25,303,462
その他費用	162,000	220,000
営業費用合計	20,960,666	28,215,322
営業利益又は営業損失（△）	32,912,040	78,259,742
経常利益又は経常損失（△）	32,912,040	78,259,742
当期純利益又は当期純損失（△）	32,912,040	78,259,742
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△496,493	341,176
期首剰余金又は期首欠損金（△）	932,843,087	1,324,685,551
剰余金増加額又は欠損金減少額	374,757,462	445,261,114
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	374,757,462	445,261,114
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,323,531	21,217,558
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,323,531	21,217,558
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,324,685,551	1,826,647,673

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第12期 （自 2019年 5月 8日 至 2020年 5月 1日）
１． 運用資産の評価基準及び評価方法	（１）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２． 収益及び費用の計上基準	（１）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３． その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、2019年5月8日から2020年5月1日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第11期 (2019年 5月 7日現在)	第12期 (2020年 5月 1日現在)
１． 計算期間の末日における受益権の総数 2,934,675,324口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 3,836,334,215口
２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4514円 (10,000口当たり純資産額 14,514円)	２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4761円 (10,000口当たり純資産額 14,761円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期 （自 2018年 5月 2日 至 2019年 5月 7日）	第12期 （自 2019年 5月 8日 至 2020年 5月 1日）
１． 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円	１． 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円
２． 分配金の計算過程 該当事項はありません。	２． 分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第11期 （自 2018年 5月 2日 至 2019年 5月 7日）	第12期 （自 2019年 5月 8日 至 2020年 5月 1日）
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	（１）金融商品に対する取組方針 同左
（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
（３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 同左
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第11期 （2019年 5月 7日現在）	第12期 （2020年 5月 1日現在）
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 同左
②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 （自 2018年 5月 2日 至 2019年 5月 7日）	第12期 （自 2019年 5月 8日 至 2020年 5月 1日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第12期 （自 2019年 5月 8日 至 2020年 5月 1日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第11期 （2019年 5月 7日現在）		第12期 （2020年 5月 1日現在）	
期首元本額	2,115,682,783円	期首元本額	2,934,675,324円
期中追加設定元本額	856,042,541円	期中追加設定元本額	948,438,891円
期中一部解約元本額	37,050,000円	期中一部解約元本額	46,780,000円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第11期 （2019年 5月 7日現在）	第12期 （2020年 5月 1日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	54,460,210	105,666,524
合計	54,460,210	105,666,524

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第１．有価証券明細表

（１）株式（2020年 5月 1日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2020年 5月 1日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド	2,702,468,663	5,662,752,836	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	2,702,468,663	5,662,752,836 100.0%	
合計				5,662,752,836	

（注１）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３

純資産額計算書(2020 年 12 月 30 日現在)

2020 年 12 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	6,758,600,627 円
Ⅱ　負債総額	6,127,198 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,752,473,429 円
Ⅳ　発行済口数	4,411,756,118 口
Ⅴ　1 口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5306 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書(2020 年 12 月 30 日現在)

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

2020 年 12 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	32,188,404,646 円
Ⅱ　負債総額	421,598,055 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	31,766,806,591 円
Ⅳ　発行済口数	14,557,772,959 口
Ⅴ　1 口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1821 円

3. 設定及び解約の実績

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第 3 期計算期間	2010 年 5 月 7 日～2011 年 5 月 2 日	36,026,971	860,000	80,207,225
第 4 期計算期間	2011 年 5 月 3 日～2012 年 5 月 1 日	103,958,307	10,540,000	173,625,532
第 5 期計算期間	2012 年 5 月 2 日～2013 年 5 月 1 日	80,251,041	98,420,000	155,456,573
第 6 期計算期間	2013 年 5 月 2 日～2014 年 5 月 1 日	98,587,869	5,590,000	248,454,442
第 7 期計算期間	2014 年 5 月 2 日～2015 年 5 月 1 日	178,238,151	5,060,000	421,632,593
第 8 期計算期間	2015 年 5 月 2 日～2016 年 5 月 2 日	388,217,959	18,430,000	791,420,552
第 9 期計算期間	2016 年 5 月 3 日～2017 年 5 月 1 日	626,901,458	37,230,000	1,381,092,010
第 10 期計算期間	2017 年 5 月 2 日～2018 年 5 月 1 日	764,230,773	29,640,000	2,115,682,783
第 11 期計算期間	2018 年 5 月 2 日～2019 年 5 月 7 日	856,042,541	37,050,000	2,934,675,324
第 12 期計算期間	2019 年 5 月 8 日～2020 年 5 月 1 日	948,438,891	46,780,000	3,836,334,215

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

特別勘定の名称：オーストラリア債券型

資産の運用に関する重要な事項

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. **当ファンドの沿革**
   2015年4月10日　　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. **マザーファンドの沿革**
   アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド
   2015年4月10日　　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
   なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、第6期（2019年9月6日から2020年9月7日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２０年１１月１０日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩部俊夫

監査意見

当監査法人は、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の２０１９年９月６日から２０２０年９月７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の２０２０年９月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１．財務諸表

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

（１）貸借対照表

（単位：円）

	第5期 (2019年 9月 5日現在)	第6期 (2020年 9月 7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	443,582	955,694
親投資信託受益証券	2,123,779,575	2,731,032,288
未収入金	7,000,000	8,300,000
流動資産合計	2,131,223,157	2,740,287,982
資産合計	2,131,223,157	2,740,287,982
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,087,708	1,287,097
未払委託者報酬	5,655,998	6,692,752
未払利息	1	2
その他未払費用	165,000	220,000
流動負債合計	6,908,707	8,199,851
負債合計	6,908,707	8,199,851
純資産の部		
元本等		
元本	2,250,159,085	2,662,915,233
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△125,844,635	69,172,898
（分配準備積立金）	166,668,370	226,224,950
元本等合計	2,124,314,450	2,732,088,131
純資産合計	2,124,314,450	2,732,088,131
負債純資産合計	2,131,223,157	2,740,287,982

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第5期 （自　2018年 9月 6日 至　2019年 9月 5日）	第6期 （自　2019年 9月 6日 至　2020年 9月 7日）
営業収益		
有価証券売買等損益	25,352,019	224,567,838
営業収益合計	25,352,019	224,567,838
営業費用		
支払利息	261	310
受託者報酬	1,087,708	1,287,097
委託者報酬	5,655,998	6,692,752
その他費用	165,010	220,041
営業費用合計	6,908,977	8,200,200
営業利益又は営業損失（△）	18,443,042	216,367,638
経常利益又は経常損失（△）	18,443,042	216,367,638
当期純利益又は当期純損失（△）	18,443,042	216,367,638
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11,954,917	924,884
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△137,803,958	△125,844,635
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,659,769	6,060,927
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	34,659,769	6,060,927
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,188,571	26,486,148
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,188,571	26,486,148
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△125,844,635	69,172,898

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第6期 （自 2019年 9月 6日 至 2020年 9月 7日）
１． 運用資産の評価基準及び評価方法	（１）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２． 収益及び費用の計上基準	（１）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３． その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2019年9月6日から2020年9月7日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第5期 （2019年 9月 5日現在）	第6期 （2020年 9月 7日現在）
１． 計算期間の末日における受益権の総数 2,250,159,085口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 2,662,915,233口
２． 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 125,844,635円	２． 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 －円
３． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9441円 （10,000口当たり純資産額 9,441円）	３． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0260円 （10,000口当たり純資産額 10,260円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第5期 （自 2018年 9月 6日 至 2019年 9月 5日）	第6期 （自 2019年 9月 6日 至 2020年 9月 7日）
１． 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円	１． 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円
２． 分配金の計算過程 該当事項はありません。	２． 分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第5期 （自 2018年 9月 6日 至 2019年 9月 5日）	第6期 （自 2019年 9月 6日 至 2020年 9月 7日）
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	（１）金融商品に対する取組方針 同左
（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
（３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 同左
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第5期 （2019年 9月 5日現在）	第6期 （2020年 9月 7日現在）
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 同左
②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期 （自 2018年 9月 6日 至 2019年 9月 5日）	第6期 （自 2019年 9月 6日 至 2020年 9月 7日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第6期 （自 2019年 9月 6日 至 2020年 9月 7日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第5期 （2019年 9月 5日現在）		第6期 （2020年 9月 7日現在）	
期首元本額	2,212,140,514円	期首元本額	2,250,159,085円
期中追加設定元本額	606,688,571円	期中追加設定元本額	522,186,148円
期中一部解約元本額	568,670,000円	期中一部解約元本額	109,430,000円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第5期 （2019年 9月 5日現在）	第6期 （2020年 9月 7日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	13,510,712	223,597,874
合計	13,510,712	223,597,874

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第１．有価証券明細表

（１）株式　(2020年 9月 7日現在)

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券　(2020年 9月 7日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド	2,615,179,822	2,731,032,288	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	2,615,179,822	2,731,032,288 100.0%	
合計				2,731,032,288	

(注１)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

純資産額計算書(2020年12月30日現在)

2020 年 12 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	2,813,364,447 円
Ⅱ　負債総額	2,969,826 円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	2,810,394,621 円
Ⅳ　発行済口数	2,685,446,425 口
Ⅴ　1 口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.0465 円

【参考情報】マザーファンドの現況
純資産額計算書(2020年12月30日現在)
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

2020 年 12 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	2,813,091,664 円
Ⅱ　負債総額	― 円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	2,813,091,664 円
Ⅳ　発行済口数	2,638,007,287 口
Ⅴ　1 口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.0664 円

3. 設定及び解約の実績

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第 1 期計算期間	2015 年 4 月 10 日～2015 年 9 月 7 日	1,080,928,139	2,230,000	1,078,698,139
第 2 期計算期間	2015 年 9 月 8 日～2016 年 9 月 5 日	371,523,643	―	1,450,221,782
第 3 期計算期間	2016 年 9 月 6 日～2017 年 9 月 5 日	572,978,124	507,380,000	1,515,819,906
第 4 期計算期間	2017 年 9 月 6 日～2018 年 9 月 5 日	714,870,608	18,550,000	2,212,140,514
第 5 期計算期間	2018 年 9 月 6 日～2019 年 9 月 5 日	606,688,571	568,670,000	2,250,159,085
第 6 期計算期間	2019 年 9 月 6 日～2020 年 9 月 7 日	522,186,148	109,430,000	2,662,915,233

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。
(注2)第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

特別勘定の名称：金融市場型

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

2000 年 12 月 21 日　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2003 年 3 月 13 日　業務統合による委託会社の変更に伴うファンド名の変更

2. マザー・ファンドの沿革

2000 年 12 月 21 日　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2003 年 3 月 13 日　業務統合による委託会社の変更に伴うファンド名の変更
2009 年 5 月 29 日　運用の権限の委託に伴う約款変更
2011 年 6 月 1 日　委託会社の称号変更に伴う約款変更
2012 年 3 月 12 日　運用の指図に関する権限の委託先の名称変更に伴う約款変更
2013 年 1 月 4 日　社団法人投資信託協会の一般社団法人への移行に伴う約款変更
2013 年 10 月 1 日　運用委託先のアクサ・インベストメント・マネージャーズ・アジア(シンガポール)リミテッドから
アクサ・インベストメント・マネージャーズ・アジア・リミテッド(香港)への変更
2016 年 4 月 30 日　運用の権限の委託に係る契約の解除に伴う約款変更
2017 年 11 月 30 日　投資対象銘柄の格付けの厳格化及び投資対象銘柄の残存年数の明確化に伴う約款変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、第 20 期計算期間(2019 年 3 月 12 日から 2020 年 3 月 10 日まで)の財務諸表について、 PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B）（適格機関投資家私募）の2019年３月12日から2020年３月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B）（適格機関投資家私募）の2020年３月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1 財務諸表

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉

(1)【貸借対照表】 （単位：円）

	第 19 期 （2019 年 3 月 11 日現在）	第 20 期 （2020 年 3 月 10 日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	816,351,151	946,556,033
流動資産合計	816,351,151	946,556,033
資産合計	816,351,151	946,556,033
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	11,153	11,816
未払委託者報酬	134,994	141,920
その他未払費用	240,360	241,096
流動負債合計	386,507	394,832
負債合計	386,507	394,832
純資産の部		
元本等		
元本	798,535,282	926,178,859
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	17,429,362	19,982,342
（分配準備積立金）	14,455	14,100
元本等合計	815,964,644	946,161,201
純資産合計	815,964,644	946,161,201
負債純資産合計	816,351,151	946,556,033

(2)【損益及び剰余金計算書】 （単位：円）

	第 19 期 （自 2018 年 3 月 13 日 至 2019 年 3 月 11 日）	第 20 期 （自 2019 年 3 月 12 日 至 2020 年 3 月 10 日）
営業収益		
有価証券売買等損益	71,541	598,299
営業収益合計	71,541	598,299
営業費用		
受託者報酬	23,556	23,288
委託者報酬	284,492	279,664
その他費用	486,000	486,000
営業費用合計	794,048	788,952
営業利益又は営業損失（△）	△722,507	△190,653
経常利益又は経常損失（△）	△722,507	△190,653
当期純利益又は当期純損失（△）	△722,507	△190,653
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△86,996	△6,858
期首剰余金又は期首欠損金（△）	22,278,912	17,429,362
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,535,011	3,196,423
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,535,011	3,196,423
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,749,050	459,648
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,749,050	459,648
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	17,429,362	19,982,342

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は原則として、毎年 3 月 11 日から翌年 3 月 10 日までとなっておりますが、2019 年 3 月 10 日が休業日のため、当計算期間は 2019 年 3 月 12 日から 2020 年 3 月 10 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		第 19 期 （2019 年 3 月 11 日現在）	第 20 期 （2020 年 3 月 10 日現在）
1．	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	983,650,293 円	798,535,282 円
	期中追加設定元本額	68,864,989 円	148,703,577 円
	期中一部解約元本額	253,980,000 円	21,060,000 円
2．	受益権の総数	798,535,282 口	926,178,859 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 19 期 （自 2018 年 3 月 13 日 至 2019 年 3 月 11 日）		第 20 期 （自 2019 年 3 月 12 日 至 2020 年 3 月 10 日）	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	ー円	費用控除後の配当等収益額	ー円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	ー円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	ー円
収益調整金額	17,542,206 円	収益調整金額	20,712,313 円
分配準備積立金額	14,455 円	分配準備積立金額	14,100 円
当ファンドの分配対象収益額	17,556,661 円	当ファンドの分配対象収益額	20,726,413 円
当ファンドの期末残存口数	798,535,282 口	当ファンドの期末残存口数	926,178,859 口
1 万口当たり収益分配対象額	219.86 円	1 万口当たり収益分配対象額	223.78 円
1 万口当たり分配金額	ー円	1 万口当たり分配金額	ー円
収益分配金金額	ー円	収益分配金金額	ー円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

	第 19 期 自　2018 年 3 月 13 日 至　2019 年 3 月 11 日	第 20 期 自　2019 年 3 月 12 日 至　2020 年 3 月 10 日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	第 19 期 2019 年 3 月 11 日現在	第第 20 期 2020 年 3 月 10 日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第 19 期 （2019 年 3 月 11 日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額	第 20 期 （2020 年 3 月 10 日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	80,716	592,038
合計	80,716	592,038

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1 口当たり情報）

	第 19 期 （2019 年 3 月 11 日現在）	第 20 期 （2020 年 3 月 10 日現在）
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	1.0218 円 （10,218 円）	1.0216 円 （10,216 円）

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
（1）株式
該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	アクサ　ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉	909,363,083	946,556,033	
親投資信託受益証券　合計		909,363,083	946,556,033	
合計		909,363,083	946,556,033	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２ 投資信託（ファンド）の現状

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉

【純資産額計算書】

（2020 年 12 月末日現在）

Ⅰ 資産総額	1,194,948,953 円
Ⅱ 負債総額	274,701 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,194,674,252 円
Ⅳ 発行済数量	1,171,225,149 口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0200 円

（参考）アクサローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉
純資産額計算書

Ⅰ 資産総額	2,645,694,528 円
Ⅱ 負債総額	301,105,000 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,344,589,528 円
Ⅳ 発行済数量	2,254,496,893 口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0400 円

3. 設定及び解約の実績

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉
下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 計算期間	2,039,980,536	－	2,039,980,536
第 2 計算期間	119,808,517	－	2,159,789,053
第 3 計算期間	187,631,229	85,000,000	2,262,420,282
第 4 計算期間	149,758,395	90,000,000	2,322,178,677
第 5 計算期間	381,547,752	220,000,000	2,483,726,429
第 6 計算期間	1,289,195,530	1,430,000,000	2,342,921,959
第 7 計算期間	1,620,817,513	3,440,000,000	523,739,472
第 8 計算期間	1,268,614,076	1,397,000,000	395,353,548
第 9 計算期間	2,227,878,052	2,204,740,000	418,491,600
第 10 計算期間	752,702,823	714,405,039	456,789,384
第 11 計算期間	204,581,500	183,700,000	477,670,884
第 12 計算期間	239,796,800	332,860,747	384,606,937
第 13 計算期間	358,299,400	401,110,000	341,796,337
第 14 計算期間	535,325,482	500,060,000	377,061,819
第 15 計算期間	108,641,059	73,020,000	412,682,878
第 16 計算期間	459,090,608	394,060,000	477,713,486
第 17 計算期間	1,063,099,426	1,121,200,000	419,612,912
第 18 計算期間	1,165,847,381	601,810,000	983,650,293
第 19 計算期間	68,864,989	253,980,000	798,535,282
第 20 計算期間	148,703,577	21,060,000	926,178,859

（注） 本邦外における設定および解約はございません。

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020　東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）

www.axa.co.jp/

お問い合わせ先・担当者

Form No.0T6100 (1.0) AXA-A1-2106-0743/9W2 2021.11.01